

平成 2 5 年度

グローバル市場への展開のための課題対応  
及び基盤整備に関する調査研究報告書

平成 2 6 年 3 月

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会

## は じ め に

世界の印刷業界を取り巻く事業環境は、近年の新興国の台頭や印刷技術の革新等により、グローバル競争が激化しています。特に、新興国における印刷産業はここ数年で著しい成長を遂げている地域もあり、今後の印刷産業機械の需要を見ても新興国市場の拡大が顕著な状況となっております。

このため、我が国の印刷産業機械の製造者においても、印刷技術の革新への対応とともに、新興国を中心とした新たな市場開拓が重要な課題となっております。

これらの課題に対し、印刷産業機械製造者としては、新興国の法規制やユーザが要望する印刷産業機械の需要を的確に把握し、市場での技術、サービス等を含めた総合的な対応の推進が求められております。

本調査研究は、新興国のうち中国及びインドの印刷業界を取上げ、各国の市場及びこれらの国々へ印刷産業機械を輸出する際の規制等の動向について調査を行い、今後の我が国印刷産業機械の一層のグローバル化促進ための指針について検討を行った結果を報告書に取りまとめたものであります。

本報告書が皆様のご参考に資すれば誠に幸いです。

本調査研究の実施にあたりましては、長岡技術科学大学の福田隆文教授をはじめ、印刷産業機械業界の皆様には多くのご指導、ご協力をいただきました。

また、中国印刷業界の訪問にあたりましては、中国印刷及び設備器材工業協会、中国印刷科学技術研究所、上海市印刷産業協会には多くのご協力を賜りました。さらに、中国及びインドのユーザ各社にもヒアリング調査やアンケート調査にご協力を賜りましたことにより、本調査研究の目的を達成するための貴重な情報を得ることができました。

ここに厚くお礼を申し上げる次第であります。

平成 2 6 年 3 月

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会  
会 長 宮 腰 巖

## 委 員 名 簿

(敬称略・順不同)

|        | 氏 名   | 所属・役職名                               |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 委員長    | 福田 隆文 | 長岡技術科学大学 大学院技術経営研究科 システム安全系 教授       |
| 委 員    | 水谷 幸三 | (株) I S O W A 貿易グループ チーフ             |
| 委 員    | 高橋 文彦 | (株)尾埤製作所 貿易部 部長                      |
| 委 員    | 久保寺俊安 | (株)小森コーポレーション 海外営業本部 輸出 2 部 部長       |
| 委 員    | 山田 稔  | (株)三條機械製作所 機械本部 営業部 部長付              |
| 委 員    | 清水 守  | 三和製作(株) 営業部長                         |
| 委 員    | 稲田 博彦 | 大日本スクリーン製造(株) MPビジネス統轄部 マーケティング部 副参事 |
| 委 員    | 李 楠   | (株)太陽機械製作所 海外営業部                     |
| 委 員    | 武川 千尋 | (株)東京機械製作所 第一事業部 オフ輪事業グループ 業務企画 主任   |
| 委 員    | 千村 裕季 | 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ(株) 技術一部 担当部長  |
| 委 員    | 山田 夏彦 | ホリゾン・インターナショナル(株) 海外営業部 営業 3 課 課長    |
| 委 員    | 山野辺辰衛 | (株)ミヤコシ 営業本部 海外営業課 部長付               |
| オブザーバー | 服部 嘉博 | 経済産業省 製造産業局 産業機械課 機械システム専門官          |

## ワーキンググループ委員名簿

(敬称略・順不同)

### 市場調査 WG

|     |       |                           |
|-----|-------|---------------------------|
| 主 査 | 山野辺辰衛 | (株)ミヤコシ                   |
| 委 員 | 久保寺俊安 | (株)小森コーポレーション             |
| 委 員 | 稲田 博彦 | 大日本スクリーン製造(株)             |
| 委 員 | 千村 裕季 | 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ(株) |

### 規制調査 WG

|     |       |                   |
|-----|-------|-------------------|
| 主 査 | 山田 夏彦 | ホリゾン・インターナショナル(株) |
| 委 員 | 水谷 幸三 | (株) I S O W A     |
| 委 員 | 高橋 文彦 | (株)尾埤製作所          |
| 委 員 | 山田 稔  | (株)三條機械製作所        |
| 委 員 | 清水 守  | 三和製作(株)           |
| 委 員 | 李 楠   | (株)太陽機械製作所        |
| 委 員 | 武川 千尋 | (株)東京機械製作所        |

## 委員会等活動の経過

平成 25 年度「グローバル市場への展開のための課題対応及び基盤整備に関する調査研究」の委員会ならびに市場調査、規制調査の各ワーキンググループ（WG）の活動経過は以下のとおりである。

### 1. 委員会・ワーキンググループ

#### (1) 第 1 回 調査研究委員会（平成 25 年 7 月 23 日）

- ① 委員長の選任・承認（委員長 福田隆文 氏／長岡技術科学大学 教授）
- ② 事業概要及び事業実施計画の検討・承認
- ③ 委員会活動の基本方針の検討
- ④ 事業スケジュールの検討

#### (2) 第 1 回 市場調査 WG（平成 25 年 9 月 13 日）

- ① 中国及びインドにおける印刷市場に関する調査項目及び調査方法の検討
- ② 印刷市場に関する委託調査の検討

#### (3) 第 1 回 規制調査 WG（平成 25 年 9 月 18 日）

- ① 印刷産業機械の規制/基準/認証、通関、商慣習等に関する調査項目及び調査方法の検討
- ② 規制/基準/認証に関する委託調査の検討

#### (4) 第 2 回 調査研究委員会（平成 25 年 9 月 20 日）

- ① 市場調査及び規制調査の各 WG における具体的調査項目と調査方法の検討
- ② 委託調査の具体的内容の検討
- ③ 中国及びインドの現地調査概要及び実施スケジュールの検討
- ④ 報告書骨子の検討

#### (5) 第 2 回 規制調査 WG（平成 25 年 9 月 25 日）

- ① 印刷産業機械の規制/基準/認証、通関、商慣習等に関する調査項目及び調査方法の検討
- ② 規制/基準/認証に関する委託調査の検討

#### (6) 第 3 回 規制調査 WG（平成 25 年 10 月 10 日）

- ① 印刷産業機械の規制/基準/認証、通関、商慣習等に関わる調査項目及び調査方法の検討

- ② 印刷産業機械の商慣習に関する実態調査及び課題対応の検討

(7) 第1回 合同WG（平成25年11月15日）

- ① 委託調査項目及び委託調査期間の審議・決定（委託先：東京海上日動リスクコンサルティング（株））

(8) 第2回 市場調査WG（平成25年11月29日）

- ① 中国及びインドにおける市場データ収集の検討
- ② ユーザアンケート調査内容の検討
- ③ ヒアリング結果の報告及び検討（ジェトロ、中国印刷及び設備器材工業協会駐日事務所、THOMSON PRESS 東京事務所）
- ④ 現地調査での具体的調査内容（市場等）の検討

(9) 第4回 規制調査WG（平成25年12月9日）

- ① 中国及びインドにおける規制/基準/認証への対応課題の検討
- ② ユーザアンケート調査内容の検討
- ③ ヒアリング結果の報告及び検討（ジェトロ、中国印刷及び設備器材工業協会駐日事務所、THOMSON PRESS 東京事務所）
- ④ 現地調査での具体的調査内容（規制/基準/認証）の検討

(10) 第3回 調査研究委員会（平成26年1月14日）

- ① 委託調査結果最終報告（東京海上日動リスクコンサルティング（株））
- ② 各WGの検討経過報告
- ③ ユーザアンケート調査項目の確認・決定
- ④ 中国印刷業界訪問調査の検討（訪問先、調査内容、日程等）
- ⑤ 報告書の目次構成及び執筆担当の検討

(11) 第5回 規制調査WG（平成26年1月28日）

- ① 中国及びインドにおける規制/基準/認証に関する対応課題の検討
- ② 中国印刷業界訪問調査での規制/基準/認証に関する調査内容の確認
- ③ 規制WGの報告書担当項目及び記載内容の検討

(12) 第4回 調査研究委員会（平成26年3月14日）

- ① 中国印刷業界訪問調査結果報告
- ② ユーザアンケート調査結果報告及び検討
- ③ 報告書原案の検討

④ 本調査研究の成果に関するまとめの検討

(13) 第1回 編集WG（平成26年3月26日）

① 本調査研究の成果に関するまとめの検討

② 報告書原案の審議・決定

※市場調査WGは上記以外にも、平成25年10月7日（月）、10月15日（火）、11月14日（木）、12月12日（木）、平成26年1月22日（水）、3月7日（金）にもウェブ会議を開催した。

**2. 中国印刷業界訪問調査（北京、上海）**

(1) 日 程

平成26年2月10日（月）～平成26年2月13日（木）

(2) 訪問先

・2月10日（月）（北京）

中国印刷及び設備器材工業協会、中国印刷科学技術研究所

・2月11日（火）（北京）

ユーザ訪問（A社、B社）

・2月12日（水）（上海）

ユーザ訪問（C社、D社、E社）

・2月13日（木）（上海）

上海市印刷産業協会

## 目 次

はじめに

委員名簿

ワーキンググループ委員名簿

委員会等活動の経過

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 調査研究の目的と概要                    | 1  |
| 1.1 調査研究の背景と目的                    | 1  |
| 1.2 調査研究の概要                       | 1  |
| 第2章 中国及びインドにおける印刷市場動向について         | 5  |
| 2.1 中国の印刷市場動向                     | 5  |
| 2.1.1 最近の動向                       | 5  |
| 2.1.2 ジェトロ及びPiraによる中国印刷市場の分析      | 8  |
| 2.1.3 印刷設備及び機材の状況                 | 9  |
| 2.1.4 中国印刷業界のヒアリング結果から見た今後の展望     | 11 |
| 2.2 インドの印刷市場動向                    | 13 |
| 2.2.1 最近の動向                       | 13 |
| 2.2.2 印刷業界の動向                     | 13 |
| 2.2.3 印刷機械設備の状況                   | 14 |
| 2.2.4 Piraによるインド印刷市場の分析           | 15 |
| 2.2.5 インド印刷産業の今後の展望               | 15 |
| 第3章 中国及びインドにおける印刷産業機械に関わる規制等について  | 17 |
| 3.1 中国                            | 17 |
| 3.1.1 中国における規制の動向                 | 17 |
| 3.1.2 CCC 規制                      | 20 |
| 3.1.3 GB 規格                       | 22 |
| 3.1.4 梱包規制                        | 23 |
| 3.1.5 製造物責任に関する法規制                | 26 |
| 3.1.6 労働安全衛生に関する法規制               | 29 |
| 3.1.7 関税の免除・還付制度の概要               | 29 |
| 3.1.8 中国版 RoHS 指令（電子情報製品汚染制御管理弁法） | 29 |
| 3.2 インド                           | 31 |
| 3.2.1 インドにおける規制の動向                | 31 |
| 3.2.2 強制登録制度                      | 32 |
| 3.2.3 ISO 12643 シリーズに該当するインド国内規格  | 36 |
| 3.2.4 梱包規制                        | 36 |
| 3.2.5 製造物責任に関する法規制                | 37 |
| 3.2.6 労働安全衛生に関する法規制               | 38 |
| 3.2.7 関税の免除・還付制度の概要               | 38 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 3.2.8 通関・物流・インフラ事情                  | 39 |
| 3.3 今後の印刷産業機械製造者としての取り組み課題          | 40 |
| 第4章 中国及びインドのユーザが求める印刷産業機械について       | 43 |
| 4.1 ユーザアンケート調査について                  | 43 |
| 4.2 アンケート結果と考察                      | 44 |
| 4.2.1 中国                            | 44 |
| 4.2.2 インド                           | 55 |
| 4.3 考察                              | 66 |
| 4.3.1 中国                            | 66 |
| 4.3.2 インド                           | 67 |
| 第5章 調査研究のまとめ                        | 69 |
| 5.1 本調査研究で明らかになった課題                 | 69 |
| 5.2 まとめ                             | 70 |
| 資料編                                 |    |
| 1. ユーザアンケート調査票（日本語、中国語、英語）          | 73 |
| 2. 中国輸入許可証管理貨物目録                    | 82 |
| 3. 中国及びインドへの輸出の際の商慣習、取引におけるトラブル等の事例 | 85 |
| 4. 銀行の格付け（中国、インド）                   | 92 |
| 5. 中国の輸入統計                          | 96 |



## 第1章 調査研究の目的と概要

### 1.1 調査研究の背景と目的

日本の印刷産業機械の需要は、国内はもとより欧米先進国や東アジア諸国をはじめ全世界に広がっている。特に近年は中国やインドなどのアジアを中心とした新興国市場向けの輸出が増えてきている。

しかしながら、これら新興国市場における印刷産業の実態や印刷産業機械を輸出する際の規制等の情報については不十分な状況にあり、商慣習の違いによる取引のトラブル等も報告されている。

今後これら市場からの印刷産業機械の需要がますます高まることが想定されることから、日本の印刷産業機械の製造者としては各国の印刷産業の実態や市場が求めるニーズを的確に把握するとともに、リスク管理のもと規制等の貿易障壁を克服し、市場を拡大するための基盤整備が喫緊の課題となっている。

本調査研究は、アジア諸国のなかで特に印刷産業機械の需要が高い中国及びインドを対象に、印刷市場データの収集・解析及び印刷産業機械に関わる規制の動向と対応課題について検討を行い、今後、日本の印刷産業機械の製造者がこれら市場への輸出を促進するための基盤整備に関する指針策定を目的とした。

### 1.2 調査研究の概要

本調査研究は、中国及びインドにおける印刷産業機械に関わる市場及び規制の二つを主要テーマに掲げ、それぞれに市場調査及び規制調査のワーキンググループ（以下 WG）を設置し実施した。

市場調査 WG では、中国及びインドにおける印刷市場データの収集及び今後の予測ならびに印刷産業機械のニーズに関する内容を中心に検討を行った。

規制調査 WG では、中国及びインドにおける印刷産業及び印刷産業機械に関わる規制/基準/認証を取上げ、これらの制定動向や要求事項、運用の実態等に関する内容を中心に検討を行った。

また、中国及びインドにおける市場及び規制の現状ならびに業界の課題を把握するため、現地調査（中国／北京、上海）を実施するとともに、印刷産業機械に関するユーザニーズ等を把握するためアンケート調査を実施した。

印刷産業機械に関わる規制のリストアップ、制定動向、基準概要、認証等の詳細のほか、商取引に関する基本情報については、一部を専門の機関に調査委託した。

これらの課題に対し検討を行った成果については、今後の中国及びインドを中心とした新興国への輸出促進のための対応指針として取りまとめた。

各 WG の主な活動内容及びアンケート調査ならびに中国印刷業界訪問調査の概要は以下のとおりである。

#### (1) 市場調査WG

中国及びインドにおける印刷産業及び印刷産業機械の状況を把握するため、各種データの収集と解析を行った。また、印刷産業機械のユーザーニーズに関する調査や今後の市場予測等についても検討を行った。

主な調査項目は以下のとおりである（詳細は第2章に記述した）。

- ・印刷産業の地域別・分野別の企業数、出荷額
- ・印刷産業の課題
- ・印刷産業機械の生産、輸出、輸入状況
- ・印刷産業機械の稼働状況、技術、サービス、ユーザーの使用状況
- ・印刷産業機械のユーザーニーズ
- ・今後の市場予測

#### (2) 規制調査WG

中国及びインドにおける印刷産業機械に関わる規制や商慣習の状況を把握するため、規制のリストアップとともに、基準の要求内容や認証の状況、商慣習の実態等について調査し検討を行った。

主な調査項目は以下のとおりである（詳細は第3章に記述した）。

- ・国内規格、強制認証の状況及び普及の状況
- ・税制及び所轄官庁
- ・通関手続き等に関する状況
- ・商慣習の実態に関する状況
- ・関税率
- ・銀行の格付け

#### (3) アンケート調査

中国及びインドのユーザーに協力をお願いしてアンケート調査を実施した。

アンケート調査の内容は、印刷産業機械の導入にあたって考慮する内容や印刷産業機械メーカーに求める要求等のユーザーニーズに関する設問を中心に調査したものであり、中国ユーザー 54 社、インドユーザー 43 社の計 97 社より回答を得た。

回答のあった各社はそれぞれの国での有力企業ではあるが、これらの結果より、中国及びインドのユーザーが求める日本の印刷産業機械メーカー及び設備への要求内容と課題が明確になった。アンケート調査の結果と考察については第4章に記述した。

#### (4) 中国印刷業界訪問調査

中国印刷業界の実態を把握するため、北京、上海の政府機関又は組合、ユーザーを訪問しヒアリング調査及び交流を行った。訪問調査の概要は以下のとおりである。

< 日程 >

|   | 日程       | 訪問先                                                                    |
|---|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2/10 (月) | 「中国印刷及び設備器材工業協会」<br>「中国印刷科学技術研究所」<br><br>(北京泊)                         |
| 2 | 2/11 (火) | 「北京地区印刷会社訪問」<br>「A 社」 (ユーザ)<br>「B 社」 (ユーザ)<br><br>(上海泊)                |
| 3 | 2/12 (水) | 「上海地区印刷会社訪問」<br>「C 社」 (ユーザ)<br>「D 社」 (ユーザ)<br>「E 社」 (ユーザ)<br><br>(上海泊) |
| 4 | 2/13 (木) | 「上海市印刷産業協会」                                                            |

< 訪問先概要 >

■中国印刷及び設備器材工業協会

<http://www.chinaprint.org.cn>

住所：北京市宣武区永安路 106 号 2F

中央政府の外郭団体。中国で唯一の全国印刷産業団体。印刷産業機械メーカーと印刷会社が両方加入している。



写真-1 中国印刷及び設備器材工業協会訪問

■中国印刷科学技術研究所

<http://www.keyin.cn>

住所：北京海淀区翠微路 2 号 100036

元は中国新聞出版省の機関であり 2003 年より中国国有の委員会に所属。主な業務は中国印刷標準委員会運営、デジタル印刷研究センター運営、フォント開発、展示会・セミナーの開催。雑誌「印刷技術」、「デジタル印刷」、「印刷経理人」、「印刷品質と管理」の出版。



写真-2 中国印刷科学技術研究所訪問

■A 社

主要製品は雑誌、書籍等の出版関係。プリプレス、印刷、ポストプレス全てを内製化。印刷機は 6～7 台。プライベート企業としては中規模～大規模の中間辺りに位置する。2011 年に新工場設立(2 万平米)。

■B 社

高級商業印刷、高級美術品オークションカタログ等を手掛けている印刷会社。

■C 社

商業印刷を行っている会社で海外のオフセット印刷機及びデジタル印刷機を保有している。

■D 社

日本製品のタグ関係専門の印刷会社。生産管理、色調管理を非常に系統立てて経営している。日本式管理をうまく現地化して運用している。

■E 社

日本で使われているあらゆる粘着ラベル（シール、ステッカ）の供給に対応できる設備を備えた専門の印刷会社。ラベルデザインの制作に関しても、中国語、日本語、英語、韓国語等の言語を扱うことの出来るシステムを保有している。

■上海市印刷産業協会

[www.spssps.gov.cn/assn/131.html](http://www.spssps.gov.cn/assn/131.html)

住所：上海市河南北路 485 号 5F

上海市政府の外郭団体。印刷産業機械メーカーと印刷会社が両方加入している。



写真-3 上海市印刷産業協会訪問

(5) 商慣習の実態に関する調査

本調査研究では、中国及びインドへ印刷産業機械を輸出する際の商慣習、通関等の実態や各社が遭遇した商取引に関するトラブル等の事例について、各社のサンプル調査を行った。

これらの結果については、巻末の資料編に各社の事例として紹介した。

## 第2章 中国及びインドにおける印刷市場動向について

中国及びインドにおける印刷市場の動向を調査するため、中国、インドの政府機関、組合、協会等が公表しているデータ等を収集し、これら市場の現状把握に努めるとともに、データの分析を行った。また、国内機関及び現地訪問調査においてヒアリングを行った結果等を踏まえ、今後の市場予測について検討を行った。さらに、中国及びインドにおける印刷産業機械の輸出入状況、印刷産業機械の生産状況等についても調査を行った。

これらのデータについては、中国印刷科学技術研究所、中国印刷及び設備器材工業協会、Smithers Pira (Pira)、日本貿易振興機構（ジェトロ）、インド印刷産業連合会（AIFMP）等の情報を参考にした。本章では、これらの調査結果を以下に取りまとめた。

2.1.1 項及び2.1.3 項は、中国印刷及び設備器材工業協会の資料を参考にして記載した。

### 2.1 中国の印刷市場動向

#### 2.1.1 最近の動向

##### (1) 2012 年中国印刷業の動向

中国印刷及び設備器材工業協会によると、2012 年の中国印刷産業の総生産額は 9,510 億元となり、前年比 9.6% の増加であった。30 年以上にわたり二桁成長が続いた後、初めて一桁の伸びにとどまったが、それでも国民経済の成長率 7.8% を上回るものであった。また、業界全体の資産総額は 10,461 億元で前年比 13.0% の増加、対外加工貿易額は 772 億元で前年比 13.5% の増加であった。

成長速度は多少落ちたものの、中国印刷産業の成長の質と効果利益は明らかに向上しており、順調な発展形勢を保っている。

表 2.1 中国印刷産業の 2011 年－2012 年の動向

|              | 2011 年      | 2012 年    |
|--------------|-------------|-----------|
| 印刷産業総生産額     | 8,677.13 億元 | 9,510 億元  |
| 印刷企業数        | 10.25 万社    | 10 万社     |
| 従業員数         | 356.67 万人   | 344 万人    |
| 資産総額         | 9,257 億元    | 10,461 億元 |
| 利潤総額         | 740 億元      | 725 億元    |
| 対外加工貿易額      | 680.09 億元   | 772 億元    |
| 一定規模以上の重点企業数 | 2,439 社     | 2,839 社   |
| 印刷モデル企業数     | 25 社        | 29 社      |
| デジタル印刷企業数    | 799 社       | 738 社     |

出典：中国印刷及び設備器材工業協会

## (2) 印刷産業全体の状況（2011 年）

2011 年末時点の印刷企業数は 102,484 社で前年同期比 1.8%減少、従業員数は 356.67 万人で前年同期比 2.7%減少、印刷総生産額は 8,677.13 億元で前年同期比 12.6%増加した。

業態別では、出版物印刷企業数は 6,821 社、印刷総生産額は 1,313.94 億元で前年同期比 0.9%増加、パッケージ装飾印刷企業数は 47,377 社、印刷総生産額は 6,318.77 億元で前年同期比 20.6%増加、その他の印刷企業数は 44,868 社、印刷総生産額は 708.51 億元で前年同期比 15.0%減少した。

写真植字、組版製版、製本の専門企業数は 2,676 社で印刷総生産額は 77.32 億元。デジタル印刷の専業または兼業企業数は 799 社で印刷総生産額 39.74 億元であった。

## (3) 新たな特長

### イ) 印刷産業の成長

2011 年の印刷産業総生産額は 8,677.13 億元で前年比 12.6%の成長であった。これは同期の国民経済成長率 9.3%を上回り、印刷産業全体の規模ではすでに世界第二位に迫っている。

企業数及び従業員数はそれぞれ 1.8%、2.7%の減少であり、企業数、従業員数が揃って減少している状況のなか、資産総額（10.0%増）、利潤総額（8.3%増）はいまだ急速な成長を続けている。これは、中国印刷産業の集約化が絶えず進行中であることを示すと同時に、印刷産業の発展状態が良好であることを示しており、総じて健全な成長軌道にあると言える。

### ロ) 重点印刷企業の業績上昇

産業の構造転換と経済を促進する様々な措置が進められるなかで、中国印刷産業の重点印刷企業（年間生産高 5,000 万元以上）の業績が際立っている。2011 年の重点印刷企業数は 2,439 社（そのうち 25 社は国から印刷モデル企業の称号を受けている）となっており、中国印刷産業全体における企業総数の 2.4%を占めている。その総生産額は 4,396.9 億元であり、業界総生産額の 50.7%を占め、前年比 4%の増加であった。重点印刷企業数は急速に増加しており、業界の総生産額に占める割合も順調に伸びている。

### ハ) 長江デルタ地域の発展と珠江地域の新たな発展

中国印刷産業の最も発展している地域の一つとして珠江デルタ（広州、香港、マカオを含む珠江河口にある三角地帯）が挙げられる。その印刷総生産額は中国全体の 20%に迫り、対外加工貿易は常に全国の 70%以上を占めている。

2011 年の世界的な経済失速、為替相場の変動や労働コストの上昇等のあおりを受け、広東省の印刷産業対外加工貿易額は 17%近く減少した。しかし同時に、上海及び江蘇省の対外加工貿易は急速に成長している。なかでも、上海印刷産業の対外加工貿易額は 69.6 億元で 50.5%の増加、江蘇省印刷産業の対外加工貿易額は 80.7 億元で 46.2%の増加となっており、全国の対外加工貿易総額を 2.9%上昇させる牽引役となっている。このことは、かつて珠江デルタ地区

に集中していた中国印刷産業の対外加工貿易が、徐々に珠江デルタ、長江デルタ地区（上海市、江蘇省南部、浙江省北部を含む長江河口の三角地帯）で共に発展していく形に向かい始めたことを示している。

## ニ) エコロジー印刷の動向

近年、中国の新聞出版組織は国の環境保護戦略を徹底し、エコロジー印刷（以下、エコ印刷）の実施を推進している。中国で初めとなるエコ印刷についての基準「環境標識製品技術要求・印刷第一部分平版印刷」が正式に公布され、エコ印刷企業の認証が開始された。エコ印刷が実施されたこの2年、省エネルギー、産業の構造調整、市民生活への貢献等において画期的な大きな成果が得られている。推定によると、印刷企業による各種環境対策の実施により、エネルギー消費及び原料総コストは年間約5億元の削減、揮発性有機化合物（VOC）の排出量は年間総排出量の約1.5%減少、エコ印刷認証企業数（160余社）は現時点では全国の0.15%にとどまるものの、その生産高は業界全体の4.5%を占めている。2012年の小中学校秋季教科書では合計1,000種以上、2億冊がエコ印刷を採用した。これは全国の半数以上の小中学生が少なくとも一人1冊はエコ印刷による教科書を手にしたことになる。

次の取組みとしては、公共文化サービス関連の印刷製品を全てエコ印刷に移行させる試みである。

## ホ) デジタル印刷の成長

デジタル印刷については、2011年の企業数は799社であり、そのうちデジタル印刷を専業としている企業は144社、兼業企業は655社であった。生産型デジタル印刷設備の総量は2,145台であった。デジタル印刷の生産高は専業企業が11.5億元、兼業企業が28.2億元で、両者を合わせると39.7億元となり印刷産業総生産高の0.46%を占めている。デジタル印刷は中国ではやや立ち遅れている。この2年ほどは成長スピードもいくらか増してはいるものの、米国等の先進国と比べると、依然その差はかなり大きいと言える。

以上のことから、当面はデジタル印刷を推し進めるのは主に従来型印刷企業であり、デジタル印刷にはまだ大きな発展の余地があると推測できる。

## ト) 印刷園區の成長

印刷園區については産業構造の転換を加速する重要な途上にある。現在、全国16の省（区、市）に合計66の印刷園區が建設されており、その投資総額は212.7億元、進出印刷企業数は964社、印刷総生産額は259億元となっている。

園區内の印刷企業数は全国の0.9%にとどまるものの、その生産高は業界の3%を占めている。2011年の園區総生産額成長率は19.2%であるが、これは業界の平均水準を大きく上回るものであり、園區における産業集中効果と発展をリードする作用は顕著である。特に、上海金山国家緑色創意印刷モデル園區の成長が著しくなっている。その総生産額は2010年の2.8億元から

2011 年の 6.5 億元へと 2.3 倍に増加し、いまなお急速に伸び続けている状況である。

#### (4) 印刷産業の展望

国内外の経済情勢の変化は、印刷産業や関連産業の発展状況にも影響をもたらしている。中国印刷産業は急速な成長段階を経て、すでに調整、転換の時期に入っている。

いくつかの具体例を挙げてみると、スマートフォン、iPad などの多様な電子媒体が急速に成長し、これまでの出版印刷市場シェアに割込んでくるであろう。商業印刷及びパッケージ印刷の消費量は国民一人当たりの GDP と密接な関係にあり、今後も比較的安定した増加が見込まれると思われる。印刷サプライチェーンの両端を拡張させるアイデア設計、オンデマンド印刷、物流サービスを中心に据えた新しい印刷産業のあり方に、更なる市場獲得、発展の可能性が見込まれる。中国の印刷産業全体は概ね比較的安定した成長速度を保っている。

#### <参考文献>

- ・ 2011 年中国印刷设备及器材发展概况
- ・ 資料提供元：中国印刷及び設備器材工業協会駐日事務所

#### 2.1.2 ジェトロ及びPiraによる中国印刷市場の分析

ジェトロ及びPiraの一般に公開されている調査データを収集し、取りまとめたうえ分析を行った。これらの結果を以下に示す。

##### (1) 印刷産業機械の輸入推移

ジェトロによると、中国の印刷産業機械の輸入は 2008 年、2009 年とリーマンショックの影響から機種に限らず落ち込んでいたが、2010 年は回復傾向を示している。ただし、2011 年～2012 年ではやや減少に転じている傾向もある（巻末資料編：ジェトロ中国の 2012 年までの印刷関連機材の輸入統計データ参照）。

日本からの輸入を見ると、フレキソ印刷機以外はいずれも輸出国のトップ 5 に入っている。オフセット輪転印刷機は 2012 年にはほとんどなかったが、その他の印刷機はコンスタントに中国に輸出されている。

##### (2) Piraによる印刷産業の出荷推移及び市場予測

2017 年のインクジェット印刷の出荷量は A4 で 1,147 億枚、2012 年比では約 2 倍になると予測されており、市場規模は日本の約 3 倍である。セキュリティ印刷、ラベル印刷、看板印刷がトップ 3 で約 70%を占めている。

また、2018 年の UV インクジェット印刷の出荷量は A4 で 179 億枚、年率 20%弱の伸びとなり、2013 年比で約 2.5 倍になると予測されており、市場規模は日本の 5 倍以上である。そのうちの約 50%はラベル印刷で占められる。その次は看板印刷で約 30%を占めている。



2018 年のデジタル印刷による包装印刷の出荷量は A4 で 266 億枚、年率 20%以上の伸びで推移すると予測されており、その多くはラベル印刷（89%）である。

2018 年のデジタル印刷全体の売上げは 2 兆 1,300 億円で、2013 年比では約 3 倍の規模と予測されている（市場全体の売上げ規模は日本の約半分）。

2018 年の紙器関連印刷物の出荷量は 2,470 万トンで、コンスタントに年率 9～10%前後で伸びると予測されている。軟包装印刷物の出荷量は 730 万トンで、年率 7%弱で伸びると予測されている。

2016 年のオフセットプレートの使用量は 1 億 8,000 万㎡で、2011 年比では約 18%伸びると予測されている。市場規模は、日本の約 4 倍である。

2016 年の印刷インキの消費量は 60 万トンで、そのうち、オフセットインキ、フレキソインキ、グラビアインキは消費量が増えると予測されているが、スクリーンインキ、凸版インキは減少と予測されている。

2016 年のブランケットの消費量は 38 億円で、2011 年比では 40%弱伸びると予測されている。印刷薬品の消費量は 113 億円で、2011 年比では約 35%伸びると予測されている。

2014 年の印刷物ごとの売上げは 8 兆 8,500 万円で、2014 年までは各印刷分野とも伸びると予測しており、特に、雑誌・広告・包装・ラベル印刷の分野は 50%前後の伸びと予測されている。包装印刷は全体の 40%を占めている。

### (3) Pira による印刷産業機械の市場予測

中国の 2014 年の印刷方式別印刷産業機械の売上げは 8 兆 8,100 億円で、オフセット印刷機、フレキソ印刷機、デジタル印刷機が伸びると予測されているが、スクリーン印刷機、凸版印刷機の売上げは下がると予測されている。

## 2.1.3 印刷設備及び機材の状況

中国印刷及び設備器材工業協会によると、印刷設備及び機材の状況は以下の(1)～(3)のとおりである。

### (1) 印刷産業機械設備の動向

中国 68 社の主要印刷産業機械メーカーにおける 2011 年の総生産額は約 78.1 億元で前年比 16.1%の増加であった。販売収入は 74.5 億元で前年比 10.2%の増加、利潤総額は 6.2 億元で前年比 4.0%の減少であった。そのうち 72%の企業が前年より販売収入を伸ばしているが、利潤が増加した企業は全体の 51.5%にとどまった。逆に赤字となった企業は全体の 19.1%を占めた。

### (2) 印刷資機材の動向

#### イ) 紙及びボール紙

中国造紙協会によると、2011年の紙及び段ボール紙の生産量は9,930万トンで前年比7.1%の増加、消費量は9,752万トンで前年比6.3%の増加、一人当たりの年間消費量は73キロ（13.4億人）で前年比7.4%の増加であった。そのうち出版印刷用紙については、2011年の書籍、雑誌、新聞の紙の量717.0万トンに相当し、前年比5.6%の増加であった。

ロ) オフセット印刷資材

中国印刷及び設備器材工業協会によると、2011年のオフセット印刷資材の総使用量は2.59億平方メートルであった。そのうちCTP版の使用量は1.17億平方メートルで総使用量の46%を占めている。

ハ) 印刷用インキ

中国印刷及び設備器材工業協会によると、2011年の印刷用インキの総生産量は約57.5万トン、消費総重量は約58万トンであった（輸入印刷用インキの消費量は約3.26万トン）。そのうち、オフセット印刷用インキの消費量は約45%、凹版印刷用インキの消費量は約35%を占めている。また、水性インキや、ベンゼン等環境負荷物質を含まない環境対応型インキの消費量は約20%を占めている。

ニ) ブランケット

中国印刷及び設備器材工業協会によると、2011年の印刷用ゴム・ブランケットの総販売量は161万平方メートルで前年比6.6%の増加、販売収入は4.06億元で前年比5.8%の増加であった。そのうち、エアータ입・ブランケットの販売量は約85%、通常のソリッドタイプ・ブランケットの販売量は約15%である。また、輸入ブランドのブランケット販売量は国内市場の約30%を占めている。

ホ) 印刷用ゴムローラ

中国印刷及び設備器材工業協会によると、2011年の印刷用ゴムローラの総生産量は約12億立方センチメートルで前年比29.4%の減少、販売収入は約3億元で前年比約10%の減少であった。

(3) 印刷設備機材の輸出入状況

中国税関総署の統計によると、2011年の印刷設備・機材の輸出入総額は54.95億ドル（輸入35.85億ドル、輸出19.09億ドル）で前年比11.0%の増加であった。そのうち、印刷設備の輸入額は25.40億ドルで前年比10.6%の増加となった（プリプレス設備は5.4%の減少、補助装置や部品は13.4%の減少、ポストプレス設備は68.1%の増加）。印刷資材の輸入額は10.46億ドルで前年比9.0%の増加となった（印刷用インキは1%の増加、オフセット印刷資材や製版フィルムは約10%以上の増加）。印刷設備の輸出額は12.51億ドルで前年比14.1%の増加、印刷

資材の輸出額は 6.58 億ドルで前年比 10.2%の増加であった。

#### 2.1.4 中国印刷業界のヒアリング結果から見た今後の展望

今回の調査研究では、中国印刷業界との交流及び情報交換等を目的に調査団を派遣し、北京と上海を訪問した。訪問先は、中国印刷及び設備器材工業協会、中国印刷科学技術研究所、上海市印刷産業協会及び印刷会社 5 社であり、中国印刷業界の現状と今後の展望等に関する情報を得ることができた。

今後の課題、展望に関しては、各所で自動化の推進、デジタル化への対応、品質の向上、サービスの向上、環境への配慮といった取組みの推進を重要課題として挙げており、中国印刷業界団体や主要ユーザの考え方においては、これらの対応の推進が不可欠の課題となっていることがわかった。

これらの具体的内容については下記に列記した。

##### (1) 自動化の推進

印刷オペレータが職種的に 3K に見られるため、年々印刷オペレータの雇用が難しくなっている。このため、少数オペレータによる機械運転が余儀なくされ、できるだけ自動化された機械の要求が高くなっている。また、印刷品質の向上維持のためにも、オペレータスキルをサポートする自動化の機械要求がほぼ必須になっている。

##### (2) 印刷方式

オフセット印刷技術は既に成熟した状況にあるが、軟包装、ラベルのパッケージ印刷用にはフレキソ印刷が圧倒的に採用されており、今後さらに増加するとの声が聞かれた。この理由は、高精細アニロックスローラ、フレキソ製版等の技術向上によるオフセット印刷並の高い印刷品質に起因している。

##### (3) 機械選定の情報源

ユーザの機械選定のための情報源として、展示会や同業社仲間からの機械評価情報を基にしているとの声も聞かれた。このことから機械の品質とそのアピールが重要である。

##### (4) アフターサービスの重要性

ある印刷会社の訪問時に知らされたことであるが、トータル的なアフターサービスを供与できなかったとして、顧客は大胆に他メーカの印刷機に切り替えていた。このことからユーザにとってアフターサービスが如何に重要であるかを思い知らされた。

##### (5) 最新システムの提供

プリプレス、プレス、ポストプレスが、共通データで運用できるハイエンドなトータルシステム構築の要求が多くあり、日本の最新技術を武器にすれば、商機はまだあると考えられる。

##### (6) グリーン&エコ印刷の推進

環境に関しても政府指導に基づいたグリーン印刷に従っていかないと仕事が取れなくなっており、今後これらを考慮した機械提供が必須になってくると考えられる。

(7) 中国と日本の積極的な相互コミュニケーション

中国と日本における協会、民間レベルでのコミュニケーションを持つ機会を積極的に増やすことで相互の技術レベル向上を図り、それを通して 2 国間の人間関係が強固になり大きな商談が期待できると考えられる。

## 2.2 インドの印刷市場動向

### 2.2.1 最近の動向

#### (1) 印刷市場規模

インドの印刷産業生産高は、2011 年の 204 億ドルから 2016 年に 272 億ドルとなり、世界 10 位から 5 位に上昇すると見込まれている（年平均成長率は 5.9%）。

米国は 2,056 億ドルから 1,977 億ドルと年平均マイナス 0.8%成長。

日本が 1,129 億ドルから 1,066 億ドルでマイナス 1.1%。

中国は 922 億ドルから 1,341 億ドルへプラス 7.8%。

インドの成長は国内需要の増加と識字率の向上（2001 年 65%、2011 年 74%）により加速され、特に 2008 年に 45 億ドルであった書籍市場は年率 30%で成長している。欧米への専門書の輸出が顕著である。

#### (2) 印刷産業の位置づけ

世界の印刷産業は世界 GDP の 1%を生産している。ドイツにおいては GDP の 1.3%を占めるが、インドにおいては約 2%と、その経済規模に対し印刷は相対的に大きな産業である。また、印刷と他の産業を比べると、ドイツにおける印刷は、その自動車産業（2900 億ユーロ）の 10%であるのに対し、インドの印刷は自動車産業とほぼ同じ規模である。

#### (3) 印刷方式別市場の動向

活版印刷を除き、オフセット（枚葉、オフセット輪転－ヒートセット、コールドセット含む）、グラビア、スクリーン等、全ての市場が安定して成長しており、1998 年から 2012 年の期間で見ると、特にフレキソとデジタルが最も顕著に成長している。

#### (4) 印刷物の傾向

過去 40 年を振り返ると、1973 年には印刷物にローエンド、ハイエンドといった区分は殆ど無く、標準的な印刷物が大半の市場を占めていたが、市場の成熟とともに、より付加価値が高いハイエンドの印刷物とコストを抑えたローエンドの印刷物に 2 極分化される傾向が強くなっている。近年グローバル企業の直接投資もあらゆる産業分野で増加しており、ブランド品や民間航空会社向けの需要など、より高品質な印刷物への需要が高まっている。

### 2.2.2 印刷業界の動向

#### (1) オフセット枚葉印刷会社

インドの印刷会社 120,000 社の調査によると、15,000 社がオフセット枚葉機で印刷しており、そのうち、220 社がパッケージ印刷会社、13,300 社が商業印刷会社、残りの 1,480 社はパッケージ商業印刷の両方に従事している。さらに、この 15,000 社のオフセット枚葉印刷会社は以下のように層別できる。

#### セグメント (A) 500 社

常に新台を設備し、高度に産業化、専門化された印刷会社。管理がしっかりしており、国際品質基準を満たす。先進国にも輸出している。

#### セグメント (B) 2,500 社

設備は新台と中古の混合。一貫生産設備を持たず、品質へのこだわりは少ない。生産性も低い。

#### セグメント (C) 12,000 社

あらゆる印刷物を扱っており、中古や品質が劣る設備が大半。管理がずさんで技術レベルも低い。

前述のとおり、パッケージに従事する会社が 1,700 社 (220+1,480) あるが、220 社はしっかりと管理されているが、残りの 1,480 社はそのレベルに達していない。

### (2) 印刷分野別の動向

印刷産業全体の出荷額は、2015 年に 227 億ユーロになると予測されている。分野別ではパッケージが 2008 年に 36.7%で最大、2015 年には 45.2%に増加すると予測されている。パッケージの明細を見ると、消費者向けと産業向けの出荷額がほぼ同じで、消費者向けの製品のなかではラベル、軟包装の比率が高まる。

インドの新聞市場規模は1,970億ルピーで発行部数3.3億枚を誇っている。種類は82,000紙あり、そのうちヒンズー語版が33,000紙ある。宅配が新聞の部数を維持している。

広告メディアは46%がプリント、38%がTV、屋外広告8%、インターネット4%、ラジオが4%。プリントのうち96%が新聞で、雑誌が4%である。

#### 2.2.3 印刷機械設備の状況

世界の印刷機市場は、リーマンショック前には90億ユーロあったが、2010年には44.2億ユーロ、2011年には多少増加したものの45.9億ユーロとなっている。

インドの印刷機市場は以下のとおり、印刷ユニット数で見ると、2010-11年度で中古が新台の10倍あり、未だ中古の市場規模が大きいことが伺える。

|            | 新台  | 中古 (印刷ユニット数) |
|------------|-----|--------------|
| 2010-11 年度 | 283 | 2,813        |
| 2012-13 年度 | 398 | 3,450        |

(インドの会計年度は4月から3月が一般的)

#### 2.2.4 Piraによるインド印刷市場の分析

Piraの一般に公開されている調査データを収集し、取りまとめたうえで分析を行った。これらの結果を以下に示す。

##### (1) Piraによる印刷産業の出荷推移及び市場予測

インドの2018年のデジタル印刷の売上げは、1兆500億円で、2013年比では約3倍の規模と予測されている。市場の売り上げ規模は、日本の約4分の一である。

2017年のインクジェット印刷の出荷量はA4で132億枚、2012年比では約2倍になると予測されており、市場規模は日本の約3分の一である。帳票印刷、商業印刷、ラベル印刷がトップ3で約65%を占めている。UVインクジェット印刷の出荷量はA4で12億6,000万枚、年率20%以上の伸びであり、2013年比では約2.5倍になると予測されており、市場規模は日本の約3分の一である。そのうちの約60%はラベル印刷が占めている。その次は看板印刷で約20%を占めている。

2018年の紙器関連印刷物の出荷量は334万トンで、コンスタントに年率8%前後で伸びると予測されている。特に、ヘルスケア関連の出荷量が多い。デジタルの包装関連印刷の出荷量はA4で50億枚、年率20%以上の伸びで推移すると予測され、そのうち90%以上がラベル印刷である。軟包装印刷物の出荷量は152万トンで、年率8%弱で伸びると予測されている。

2016年のオフセットプレートの使用量は3,000万㎡で、2011年比では約30%伸びると予測されている。市場規模は、日本の約3分の二である。

2016年の印刷インキの消費量は98,000トンで、そのうち、オフセットインキ、フレキシインキ、グラビアインキは消費量が増えると予測されているが、スクリーンインキ、凸版インキは減少と予測されている。

2016年のブランケット消費量は9億円で、2011年比では20%弱伸びると予測されている。印刷薬品の消費量は26億円で、2011年比では約20%弱伸びると予測されている。

2014年の印刷物ごとの売上げは2兆1,500億円で、各印刷分野とも伸びると予測しており、特に、書籍・包装・ラベル印刷の分野は50%前後の伸びと予測されている。包装印刷は全体の30%を占めている。

##### (2) Piraによる印刷産業機械の市場予測

インドの2014年の印刷方式別印刷産業機械の売上げは2兆1,300億円で、オフセット印刷機、グラビア印刷機、フレキシ印刷機、デジタル印刷機の売上げが伸びると予測されているが、スクリーン印刷機、凸版印刷機の売上げは下がると予測されている。

#### 2.2.5 インド印刷産業の今後の展望

日本の印刷産業機械メーカーにとって、市場としてのインドの魅力は、なんと言っても中国に

次ぐ巨大な人口（12 億 3 千万人、2025 年には 14 億 5 千万人となり、世界一になると予測されている）と、その構成上、若年層が多く、労働人口が長期にわたって増加する、所謂人口ボーナスを享受でき、持続的に高度な経済成長が期待できるであろう。GDP の成長に伴い印刷産業の規模も、2016 年にはアメリカ、中国、日本、ドイツに次ぐ世界有数の市場になることが予測されている。

先進国においては、デジタル化(ペーパーレス媒体)の進展、環境への配慮、特にリーマンショック以降の景気低迷による広告宣伝費の削減等により、印刷市場はマイナス成長に陥っているが、インドについては、人口増、若年層の厚み(25 歳以下が人口の 50%)、識字率の向上、中間消費者層の拡大等の要因により、印刷市場は当面 GDP 以上の成長率が期待できる。特に新聞、書籍、教科書、パッケージ印刷の需要は今後も高成長を維持していくものと推測されている。

一方、インドの一人当たりの名目 GDP は US\$1,500 であり、未だ中国の 4 分の一、日本の 30 分の一に過ぎず、資金が豊富な一部の大手印刷会社を除き、一般の印刷会社が高額な設備投資資金を用意するのは容易ではない。市場経済も若く（1991 年に移行）、金融、輸出入面での規制や、複雑な税制もあいまって、先進国でのビジネスとは違った戦略が必要となる。

特に、機械メーカーには市場の要求に見合った性能と価格を実現する努力が求められている。

しかしながら、今回のアンケート結果からも明らかなように、日本びいきのお国柄であり、日本製品に対する信頼性も高い。印刷産業機械設備も旧式な機械(中古含む)から、より品質、生産性が高いもの(新台)に更新されていくと考えられる。中長期的視点で、ユーザニーズにマッチした戦略を遂行することにより、日本メーカーの販売機会は今後さらに拡大すると思われる。

#### <参考文献>

- ・ 2013 年 3 月開催 FAPGA(Federation of Asia Pacific Graphic Arts)の会合における  
インド印刷連合会(AIFMP)の発表資料

#### <備考>

- ・ Pira の社名は Printing Industry Research Association の略である PIRA に由来。元々は印刷業界向けに「技術情報を収集し、技術問題の科学的な調査を行うための技術調査会社」として 1930 年に設立され、2010 年 12 月から Smithers グループの一員となる。



### 第3章 中国及びインドにおける印刷産業機械に関わる規制等について

近年、印刷産業機械の需要はグローバル化が一層進展し、特に中国やインドをはじめとした新興国市場が拡大している。

一方、中国やインド等の新興国における印刷産業機械メーカーも台頭してきており、印刷産業機械の業界においてもグローバル競争が進みつつある。

これら新興国市場の拡大に伴い、中国やインドでは印刷産業や印刷産業機械に関わる国内規制を整備する動きもでてきている。最近では、中国から印刷に関する多くの国際標準が提案されてきており、標準化を国際戦略として利用しようという動きも見られる。

このような状況のなか、日本の印刷産業機械の製造者が中国やインドに印刷産業機械を輸出する際には、これらの国々が発信する情報や規制の動向を的確に把握し、適切に対応することが重要課題となっている。

本章では、日本から中国及びインドに印刷産業機械を輸出する際に適用される規制、基準、認証等を取り上げ、各国におけるこれらの制定動向や、その要求内容、審査状況等のほか、日本の印刷産業機械製造者としての取り組み課題に関する検討を行った結果を記述した。

また、近年は中国及びインドとの貿易取引に関する諸課題も浮き彫りになっており、これらについて調査を行った結果を、各社の事例として本報告書の資料編に紹介した。

以下の3.1項では中国における規制等の動向、3.2項ではインドにおける規制の動向について記述した。

また、3.3項では今後の印刷産業機械製造者としての取り組み課題について検討を行った結果を記述した。

#### 3.1 中国

##### 3.1.1 中国における規制の動向

印刷産業機械の中国への輸出に際し、適用される可能性がある法規制は以下のとおりである。

表 3.1 中国における法規制の一覧

|      |                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製品安全 | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 機電製品輸入管理弁法（机电产品进口管理办法）</li><li>➤ 機電製品輸入自動許可実施弁法（机电产品进口自动许可实施办法）</li><li>➤ 重点中古機電製品輸入管理弁法（重点旧机电产品进口管理办</li></ul> |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 法)<br>➤ 貨物輸出入管理条例（货物进出口管理条例）<br>➤ 對外貿易法（中华人民共和国对外贸易法）<br>➤ 中華人民共和國標準化法（中华人民共和国标准化法）                   |
| 梱包  | ➤ 入国貨物木材製梱包材検疫監督管理弁法（国家品質監督検査検疫総局令第 84 号）<br>➤ 入国貨物木材製梱包剤検疫駆除処理方法及び標識の要求（国家品質監督検査検疫総局 2005 年第 32 号公告） |
| 省エネ | ➤ エネルギー効率ラベル管理弁法（能源效率标识管理办法） <sup>1)</sup>                                                            |
| 関税  | ➤ 中華人民共和國税関法<br>➤ 輸出入関税条例（中华人民共和国进出口关税条例.）                                                            |

中国では、国内での研究開発、生産における技術が不十分であることから、大型でハイエンドな印刷産業機械は輸入に頼らざるを得ない状況である。現時点では、中国は輸入印刷産業機械（本体及び付属品）に対する性能等の制限及び強制認証制度を設けていない。

ただし、輸出に際しては以下の法令に留意する必要がある。

#### （1）機電製品輸入管理弁法

中国への機電製品<sup>2)</sup>の輸入は、主に「機電製品輸入管理弁法」によって規制されている。本法は、中国の「對外貿易法」、「税関法」、「貨物輸出入管理条例」等の関連法令に基づいて制定されたもので、機電製品の輸入を A. 輸入禁止、B. 輸入制限、C. 輸入自由の 3 種に分類・管理している。

##### A. 輸入禁止

公共目的（国家安全、公共利益、健康、環境保護等の総称）から輸入を禁止しているもの。対象製品は「輸入禁止機電製品目録」にて定められている。

##### B. 輸入制限

公共目的や国内産業保護等の目的から輸入を制限するもの。対象製品は「輸入許可証管理貨物目録」、「重点中古機電製品輸入目録」からなる「輸入制限機電製品目録」にて定められている。これらの製品の中国への輸入に際しては許可申請が必要である<sup>3)</sup>。2012 年に公表された「2013 年輸入許

<sup>1)</sup> 現時点では、印刷産業機械は対象外。

<sup>2)</sup> 機械装置、電気設備、輸送機器、電子製品、電器製品、計器機具、金属製品等とその付属品、コンポーネント等をいう。

<sup>3)</sup> 現地ヒアリングの結果、輸入制限に該当する製品の輸入許可を得ることは、現実的には極めて難しいとの情報を得た。

可証管理貨物目録」<sup>4)</sup>の「9」等に、一部の印刷産業機械が該当する可能性があり、該当の有無を十分に確認する必要がある。

### C. 輸入自由

A または B に分類されない製品。中国への輸出にあたっての許可等を必要としないが、一部の製品については輸入状況のモニタリング・統計のため、「輸入自動許可管理」が実施されている。該当する機電製品は「自動輸入許可管理貨物目録」<sup>5)</sup>に記載されている。対象製品を中国に輸入する場合は、事前に品質検査検疫部門による事前検査を受け、「輸入自動許可証」を取得しなくてはならない。

これらの措置は、中国への「輸入」を制限するものであり、許可申請をするべき責任主体は輸入者である。

### (2) 中古機械の輸出

中古機電製品<sup>6)</sup>を中国に輸出する場合は、必ず検査検疫機関に届け出なくてはならない。この際、「中国輸出入禁止物品表」<sup>7)</sup>及び「輸入禁止貨物目録」<sup>8)</sup>に含まれる製品、あるいは安全、衛生、健康、環境保護にかかわる中古機械製品については、届出を受け付けないとされており、これに製造から10年を超える印刷機が含まれる<sup>9)</sup>。中古機電製品となる印刷産業機械を中国に輸出する場合は、留意が必要である。

### (3) 付属品に関する規定

完全品やフルセット（印刷、装丁、加工など全工程）を輸出する場合、その中に含まれる部品や付属品の中国への輸入を禁止・制限する規制はない。部品や付属品のみを中国に輸入する場合には、関連する輸入規定を満たさなければならない。

---

<sup>4)</sup> 巻末資料編「中国 2013 年輸入許可証管理貨物目録」を参照。

<sup>5)</sup> 年度末あるいは年始に公表されることが多い。

[http://zwgk.gd.gov.cn/006939780/201201/t20120111\\_300299.html](http://zwgk.gd.gov.cn/006939780/201201/t20120111_300299.html)

<sup>6)</sup> 既に使用したもの、使用していないが品質保証期間を超過しているもの、使用していないが保管時間が長く部品が顕著に有形損耗をきたしているもの、新旧部品が混合して取り付けられているもの、再生されたもの等をいう。

<sup>7)</sup> <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab517/info10510.htm>

<sup>8)</sup> <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200602/20060201575919.html>

<sup>9)</sup> <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/01/04J-061203>

#### (4) 省エネルギー規制

家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、電気洗濯機、薄型テレビ等について、一定の省エネルギー基準を満たし、その旨をラベル表示する義務を定めた「エネルギー効率ラベル管理弁法」が規定されている。ただし、現時点においては、印刷産業機械はこの対象となっていない。

#### (5) その他の関連規定

現在のところ、輸入印刷産業機械を特定の対象とした環境保護法、エネルギー効率規制などの関連規定はない。中国輸入後、販売及び使用についても強制的な規定はない。このため、違反規定や処罰に関する規定もない。

なお、現地企業<sup>10)</sup>へのヒアリングの結果、現在、モノクロ印刷産業機械の輸入は、新品・中古を問わず困難であるとの情報を得た。これは慣習によるもので、法規制によるものではない。

### 3.1.2 CCC 規制

#### (1) CCC 強制認証の定義



CCC とは、China Compulsory Certification（中国強制認証）の略で、中国の WTO 加盟に伴い、それまで国内生産品と輸入品とで別々に存在していた製品認証制度を一本化するために導入された制度である。中国政府は、2001 年 12 月 3 日に対外的に強制製品認証制度を公布した<sup>11)</sup>。

また、2002 年 5 月 1 日から、国家認証認可監督管理委員会（CNCA）は、強制製品目録 22 分類 160 種類の認証申請の受理を開始した。対象製品<sup>12)</sup>は、強制製品認証証書を取得し、かつ強制製品認証マーク（上図）を表示しない限り、中国国内で流通することができない。

#### (2) 印刷産業機械における CCC 強制認証について

中国 CCC 認証技術服務中心<sup>13)</sup>及び印刷産業機械の輸入会社に確認したところ、現時点では、印刷産業機械は CCC 強制認証の対象外であるとの回答を得た<sup>14)</sup>。

---

<sup>10)</sup> 奕亨进出口国际集团、虎桥国际物流、卓通专业进口报关公司等。

<sup>11)</sup> 2001 年 12 月 3 日付中華人民共和國国家品質監督検査検疫総局令。

<sup>12)</sup> <http://www.ccc-cn.org/cqccatlog.htm>

<sup>13)</sup> <http://www.ccc-cn.org/index.htm>

<sup>14)</sup> この解釈の採否は、各企業においてリストを参照のうえ、確認する必要がある。

ただし、対象製品は定期的に増加傾向にあるため、対象製品の拡充がなされた場合には注意が必要である。

CCC 対象製品リストは以下のとおりである。

- (1) 電線ケーブル類
- (2) 電気回路スイッチ及び保護または接続用の電気機器装置
- (3) 低圧電気電器
- (4) 小電力モータ
- (5) 電動工具
- (6) 電気溶接機
- (7) 家庭用及びこれに類する用途の設備
- (8) オーディオ・ビデオ設備類
- (9) 情報技術設備
- (10) 照明機器
- (11) 自動車製品及び車部品
- (12) タイヤ製品
- (13) 強化ガラス
- (14) 農機製品
- (15) ラテックス類製品
- (16) 通信端末類製品
- (17) 医療器械
- (18) 消防製品
- (19) 防犯製品
- (20) 無線 LAN 製品
- (21) 装飾内装製品
- (22) 玩具類製品
- (23) 情報セキュリティ製品

出典：一般財団法人電気安全環境研究所 中国 CCC 強制認証対象品目一覧表  
2011 年版

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/rdht/qzxcprz/rzml/images/20080701/4755.htm>

### 3.1.3 GB 規格

#### (1) GB 規格の定義

中国において国家標準は、強制国家標準（GB）と推奨国家標準（GB/T）に分類される。国家標準の番号は、国家標準のコード（GB または GB/T）、国家標準番号、公布した年から構成される。

強制国家標準（GB）は人体、身体、財産の安全を保証する標準や法律であり、強制規格である。一方の推奨国家標準（GB/T）は、生産、検査、使用方法などを対象としており、採用するか否かは製造者の判断に委ねられている。ただし、納入先との契約等において、推奨国家標準の順守を求められている場合には、法的な順守義務が生じることになる。

#### (2) GB/T28387.1～5-2012

GB/T28387 は印刷機と紙加工機械の設計及び構造安全規則である。7.1（印刷機械和紙加工機械的設計及結構安全規則 第1部分：一般要求）は一般的要求について、7.2（印刷機械和紙加工機械的設計及結構安全規則 第2部分：印刷机、上光机和印前机械）は印刷機械、研磨機械、製版機械について、7.4（印刷機械和紙加工機械的設計及結構安全規則 第4部分：書籍装订、紙加工和整饰机械）は書籍装丁、紙加工、仕上げ機について、7.5（印刷機械和紙加工機械的設計及結構安全規則 第5部分：瓦楞纸板生产机械以及纸板和瓦楞纸板加工设备）は段ボール生産機械及び段ボール処理加工設備について定められている。

現時点では、7.3 及び 7.5 は公開されていないため、国家標準化研究院で検索及び購入できるのは、7.1、7.2、7.4 の三種類のみとなっている。

GB28387.1～5-2012 という強制国家標準は存在しない。GB/T28387.1～5-2012 は上記のとおり推奨国家標準であり、採用するかは企業の判断に任されており強制性はない。

上海国家標準化研究院認証業務部門陳マネージャは、国は印刷産業機械に対する強制認証の必要はないと考えていると話している。

また、機械は対象外でも組み込む部品によっては適応を求められることはないについて、国家標準化研究院、商務部對外貿易司、中国税関総署等の関係機関に確認した結果、印刷産業機械に組み込まれる部品（例えばモータやヒューズなど）が、

- ・機械本体に組み込まれた状態で中国に輸入される場合
- ・修理・交換などのために中国に輸入される場合

には、CCC 強制認証の対象にはならないとの回答を得た。

しかし、機械全体としては対象外であっても、それらに組み込まれる部品によっては適応を求められる法規制が存在する可能性があるので留意する必要がある。

#### 3.1.4 梱包規制

上海出入境検査検疫局（上海出入国検査検疫局）によると、現在中国における印刷産業機械の輸出入にかかる包装は国際標準に準じている。包装材料について、プラスチック包装、段ボール包装、合板包装などについて特別な規定や要求はない。木製材料による包装の場合には、IPPC 検疫標準による処理が必要である。IPPC 検疫標準による処理を行っていないければ、製品は戻されることになる。

このほかには、印刷産業機械の包装方法や材料を制限する規定はない。

##### (1) IPPC 検疫標準

中国では、輸入貨物の木材梱包材料に付着する害虫から森林・環境・健康・資源等を保護するため、輸入貨物の木材梱包材料の検疫を実施している（「入国貨物木材製梱包材検疫監督管理弁法」(国家品質監督検査検疫総局令第 84 号)）。同弁法は、国際植物防疫条約（以下、IPPC）の木材植物衛生措置のための国際基準（ISPM）No. 15「国際貿易で使用される木材梱包材規制ガイドライン」<sup>15)</sup>に基づいて作成されている。

輸入貨物に木製梱包を使用する場合、下記の実施が必要である。

- ✓ IPPC に基づいて駆除処理
- ✓ IPPC 専用マークを貼付

駆除処理方法及び専用マークは、国家検査検疫総局が公布する検疫駆除処理方法とマーク要件に合致しなければならない。

また、輸入貨物に木製梱包を使用する場合、荷主あるいはその代理人が検査機関へ検査申告しなければならない。

---

<sup>15)</sup> [http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/pdf/no\\_15.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/pdf/no_15.pdf)

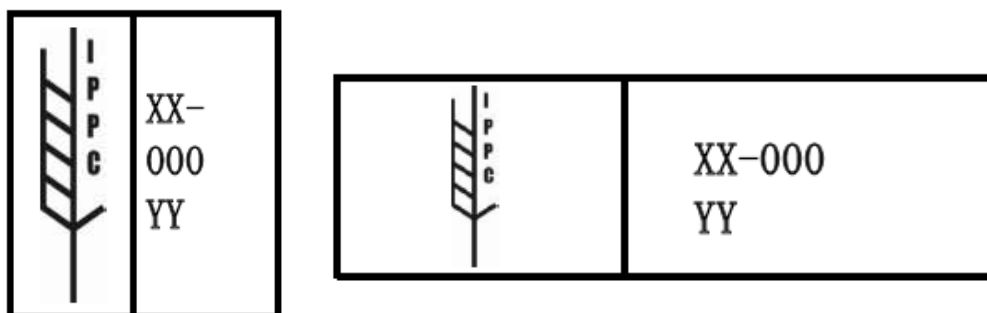


図 3.1 IPPC マークの例

検査機関は、IPPC 専用マークの貼付状況に応じて以下のように処理を行う。

a) マークが貼付されている場合

規定に基づいて抜き取り検査が実施される。検査の結果、生きている有害生物が発見された場合、荷主あるいはその代理人は、検査機関の監督のもと駆除処理あるいは焼却処理を行わなくてはならない。

b) マークが貼付されていない場合

荷主あるいはその代理人は、検査機関の監督のもと駆除処理あるいは焼却処理を行わなくてはならない。

c) マークが貼付されているか確認できない場合

規定に基づいて抜き取り検査が実施される。検査の結果、IPPC 専用マークが貼付されており、かつ生きている有害生物が発見されなかった場合は通関が許可される。

生きている有害生物が発見された場合、荷主あるいはその代理人は、検査機関の監督のもと駆除処理あるいは焼却処理を行わなくてはならない。

検査の結果、IPPC 専用マークが貼付されていないことが判明した場合、荷主あるいはその代理人は、検査機関の監督のもと駆除処理あるいは焼却処理を行わなくてはならない。

表 3.2 木材梱包に関する規制

|      |                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連法令 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入国貨物木材製梱包材検疫監督管理弁法（国家品質監督検査検疫総局令第 84 号）</li> <li>➤ 入国貨物木材製梱包剤検疫駆除処理方法及び標識の要求（国家品質監督検査検疫総局 2005 年第 32 号公告）</li> </ul> |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出入国貨物木材製梱包材の臭化メチルくん蒸処理技術の要求調整に関する公告（国家品質監督検査検疫総局 2006 年第 105 号公告）</li> <li>➤ GB/T28060-2011 輸出入貨物木製梱包材料検疫管理準則</li> <li>➤ GB/T28837-2012 木製梱包検疫処理服務質量要求</li> <li>➤ GB/T28838-2012 木製梱包熱処理作業規範</li> <li>➤ GB/T28839-2012 輸出入貨物木製梱包申告規範</li> </ul> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 梱包規制<br>の確認先 | <p>輸出用木材消毒 ISPM No. 15 の処理が要求されている。</p> <p>香港は ISPM No. 15 処理は不要だが、輸出者が妨害中や土壌が付着していないことを証明しなければならないため、通常は ISPM No. 15 処理材の梱包が一般的である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|              | <p>関連リンク</p> <p>農林水産省植物防疫所ホームページ</p> <p>国際基準 <u><a href="#">Revision of ISPM No.15 REGULATION OF WOODPACKAGING MATERIAL IN INTERNATIONAL TRADE (PDF : 90KB)</a></u></p> <p>輸出用木材梱包材消毒実施要領</p> <p><u><a href="#">輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成 15 年 10 月 16 日 15 消安第 2489 号消費・安全局長通知）</a></u></p> <p>輸出用木材梱包材に関する各国の情報</p> <p><u><a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/kuni/country.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/kuni/country.html</a></u></p> |

船積規制の概要を以下の表 3.3 に示す。

表 3.3 船積に関する規制

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船積規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非該当証明書（パラメータシートによる該非判定）</li> <li>・船籍証明（建造年数、船級）</li> <li>・海上保険の付保</li> <li>・CCC 認証制度（第 1 次～第 5 次）</li> </ul> <p>対象製品については CCC 認証証書を取得し、製品には CCC マークを施す必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GB 規格</li> </ul> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3.1.5 製造物責任に関する法規制

中国においては、製造物責任を規定する法令として、主に製品品質法と権利侵害責任法が制定されている<sup>16)</sup>。

製品品質法は 1993 年に、権利侵害責任法は 2010 年に施行された。

#### (1) 製品品質法

以下の表 3.4 で、製品品質法と日本の製造物責任法を比較する。

表 3.4 中国製品品質法と日本の製造物責任法の比較

| 項目       | 中国製品品質法                            | 日本製造物責任法                 |
|----------|------------------------------------|--------------------------|
| 施行日      | 1993 年 9 月 1 日                     | 1995 年 7 月 1 日           |
| 被害者      | 限定なし                               | 限定なし                     |
| 無過失責任    | 適用される(第 41 条)                      | 適用される(第 3 条)             |
| 被害者の立証責任 | 欠陥 <sup>17)</sup> 、因果関係、損害(第 41 条) | 欠陥、因果関係、損害(第 3 条)        |
| 製造物の定義   | 加工製造を経て販売される物(第 2 条)               | 製造または加工された動産(第 2 条-1)    |
| 欠陥の定義    | 不合理な危険の存在、安全基準への不合致(第 46 条)        | 通常有すべき安全性を欠いている(第 2 条-2) |
| 責任主体     | 製造者、販売者(第 40~42 条)                 | 製造・加工・輸入業者(第 2 条-3)      |
| 輸入業者     | 販売者に同じ                             | 責任者に含める(第 2 条-3)         |
| 販売者      | 含まれる(過失責任)                         | 責任者に含めない(第 2 条-3)        |

<sup>16)</sup> これらの法令のほか、消費者権益保護法があるが、対象を「消費者が生活上で消費する必要のために商品を購入、使用し、またはサービスを受ける場合、その権益は本法が保護する」としており、印刷産業機械については適用外となると考えられる。

<sup>17)</sup> 最高人民法院「民事訴訟証拠に関する若干規定」において、製品の欠陥により人に損害を生じさせた場合に、製造者は法律に規定されている免責事由(抗弁事由)に対して、立証する責任を負うこととされている(第 4 条)。つまり、抗弁事由を満たすことを証明できない場合は、被告は責任を負うこととなる。製品品質法では、製品を流通させた時点で被害を生じさせた欠陥が存在していなかったことが、抗弁事由として挙げられている。そのため、被害者は、損害の事実、因果関係についてのみ立証責任を負い、欠陥の有無については製造者が立証責任を負う。ただし、事業者・消費者間の製造物責任訴訟において、消費者側が得られる情報が少ないことを考慮したものであり、すべての製造物責任訴訟において運用されているものではない。

| 項目                    | 中国製品品質法                                                                                                                     | 日本製造物責任法                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開発危険の<br>抗弁           | 製造者は、以下の状況があることを証明できる場合、損害賠償責任を負わない。<br>・製品を流通ルートに投入したときの科学技術水準では欠陥の存在を発見できなかったとき(第 41 条)                                   | 製造業者等は、次の事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。<br>・当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。(第 4 条-1)                            |
| 部品、原材料<br>製造業者の抗<br>弁 | 認めない(規定なし)                                                                                                                  | 製造業者等は、次の事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。<br>・当該製造物が他の製造物の部品または原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。(第 4 条-2) |
| その他の抗弁<br>事由          | 製造者は、以下の状況があることを証明できる場合、損害賠償責任を負わない<br>・製品を流通ルートに投入していないとき(第 41 条)<br>・製品を流通ルートに投入したとき、損害を引き起こした欠陥が存在していなかったとき。<br>(第 41 条) | なし                                                                                                                                                         |

| 項目         | 中国製品品質法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 日本製造物責任法                             |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 対象損害       | 製品に欠陥が存在したことにより被害者の人身に傷害を負わせた場合、加害者は医療費、治療機関の看護費、休職により減少した収入等の費用を賠償しなければならない。後遺障害を生じさせた場合、さらに障害者の生活自用品費、生活補助費、後遺障害賠償金ならびにその被扶養者が必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。被害者が死亡した場合、さらに葬儀費用、死亡賠償金及び死者が生前に扶養していた者が必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。<br>製品に欠陥が存在したことにより被害者の財産に被害が生じた場合、加害者は現状回復または金銭評価して賠償しなければならない。被害者がこれによりその他の重大な損害を被った場合、加害者は損害を賠償しなければならない。 | 他人の生命、身体または財産を侵害した時、これによって生じた損害（第3条） |
| 製造物自体の損害   | 対象外（第41条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 損害が当該製品にのみ生じた時は対象外（第3条）              |
| 賠償責任限度額の設定 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | なし                                   |
| 期間の制限      | 訴訟時効2年、製品の責任期間10年（第45条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 請求権時効3年、製品の責任期間10年（第5条）              |
| 懲罰的賠償金     | なし（ただし、権利侵害責任法によって規定されている。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | なし                                   |

## （2）権利侵害責任法

権利侵害責任法は不法行為に関する様々な法令及び行政上の規制ならびに司法解釈の統一化を図ることを目的として制定されたものであり、既存の法律と併存することとなる。そのため、欠陥製品に関する製造事業者や販売事業者の責任についての規定は、製品品質法の規定と同一のものが含まれる。

製品品質法には規定されておらず、権利侵害責任法においてのみ規定されている事項のうち、製造物責任に関する重要なポイントとして、懲罰的損害賠償に関する規定が挙げられる（日本においては、懲罰的損害賠償は認められてい

ない)。

権利侵害責任法第 47 条には「製品に欠陥が存在することを明らかに知りながら製造・販売を続け、他人の死亡または健康に対する重大な損害をもたらした場合は、権利を侵害された者は相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する」と規定されている。

権利侵害責任法制定以前から、中国では懲罰的損害賠償は認められているが、対象製品が食品・消費者製品等であり、また金額の制限が設定されている。これに対し、権利侵害責任法では、対象製品について制限がなく、また金額の制限が設けられていない。

### 3.1.6 労働安全衛生に関する法規制

中国商務部輸入処を通じて、中国商務委員会機電処の関係者にヒアリングしたところ、現時点では、メーカーの出荷検査に合格し、合法的な輸入ルートを通じて引き渡される印刷産業機械について、メーカーに適用される労働安全、衛生面等の責任に関する中国の関連法規及び明文化された規定は存在しないとの回答を得た。

### 3.1.7 関税の免除・還付制度の概要

上海税関によると、現在中国では一般的な製品の輸入関税の免除政策はない。印刷産業機械の輸入関税の免除については、現物投資方式の場合に可能となっている。たとえば、中国国内企業との合弁企業において、海外企業が印刷産業機械の現物による出資を行った場合、投資額内の貨物輸入について輸入関税還付ができる。

その他の方式による輸入については、輸入関税は税率標準に基づいているが、各製品及び輸入地域により税率は異なる。税率標準は HS コード（商品コード）に基づいて定められており、各製品の HS コードをもとに確認する必要がある。

### 3.1.8 中国版 RoHS 指令（電子情報製品汚染制御管理弁法）

2003 年 12 月、EU が「廃電気・電子機器リサイクル指令(WEEE, Waste Electrical and Electronic Equipment)」及び「電気・電子機器含有有害物質制限指令(RoHS, Restriction of Hazardous Substances)」を公布し、既に 2005 年 8 月と 2006 年 7 月からそれぞれ正式に実施しているが、これらの環境保護指令の公布と実施は、中国対象製品の輸出に多大な影響を与え、関係企業の生産コストが少なくとも 10%増大していると言われている。

- ・対象製品：中国国内に生産、販売、輸入された電子情報製品（部品、材料、生産設備等を含む）
- ・対象物質及び規制値：
  - 鉛、銀、六価クロム、PBB、PBDE： 1000ppm
  - カドミウム： 100ppm
- ・施行日：2007年3月1日
- ・適用除外項目：なし（ただし重点管理目録に登録した製品では設定予定）
- ・規制方法：2段階規制
  - 段階1：汚染制御表示（2007年3月1日より施行）
  - 段階2：重点管理目録及びCCC認証（施行日未定）

#### 第1ステップと第2ステップ

##### 第1ステップ：有毒、有害な物質の標示

- ・製品中の有毒、有害な物質または元素を標示し、それらの名称、含有量、それが存在する部品及びリサイクルの可否等を明記（管理弁法13条）
- ・環境保護使用期限を標示（管理弁法11条）
- ・製品の包装材上に包装材料の名称を標示（管理弁法14条）

（注1）「環境保護期限」は、生産者／輸入者が製品上で確定し、製品上に標示。

（注2）標示の様式、方法は業種標準SJ/T11364-2006への適合が必要、包装材料の名称標示の場合、この業種標準に加え、国家標準GB18455-2001への適合も必要。

#### （参考資料）

- ・ JEITA 環境委員会ホームページ
- ・ 日本貿易振興機構 貿易投資相談センター資料

## 3.2 インド

### 3.2.1 インドにおける規制の動向

印刷産業機械のインドへの輸出に際し、適用される可能性がある法規制は以下のとおりである。

表 3.5 インドにおける法規制の一覧

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製品安全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2012 年電子・情報技術製品（強制登録義務要求）指令（Electronics and Information Technology Goods (Requirement for Compulsory Registration) Order, 2012）</li> <li>➤ インド基準局法（Bureau of Indian Standards Act, 1986）</li> <li>➤ インド基準局規則（Bureau of Indian Standards Rules, 1987）</li> </ul>                                                                                                          |
| 環境    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境保全法（Environment (Protection) Act, 1986）</li> <li>➤ 電気電子機器廃棄物管理と取り扱いに係る規則（E-Waste (Management and Handling) Rules, 2011）</li> <li>➤ 有害化学物質の製造、保管、輸入に関する規則（Manufacture, Storage and Import of Hazardous Chemicals Rules, 1989）</li> <li>➤ 有害廃棄物（管理、取り扱い、越境移動）規則（Hazardous Wastes (Management, Handling and Transboundary Movement) Rules, 2008）<sup>18)</sup></li> </ul> |
| 梱包    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2003 年植物検疫法（Plant Quarantine (Regulation of Import into India) Order, 2003）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 省エネ規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 省エネルギー法（Energy Conservation Act, 2001）<sup>19)</sup></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 関税    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関税法（Customs Act, 1962）</li> <li>➤ 関税率法（Customs Tariff Act, 1975）</li> <li>➤ 関税評価規則（Custom Valuation Rules, 1988）</li> <li>➤ 関税率規則（Custom Tariff Rules, 1995）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |

インドでは、インド基準局（BIS）が製品認証制度を実施しており、2000 年 11 月 24 日付商工省通達 No. 44 に基づき、83 品目についてインドの品質規格である IS（Indian Standard）を取得することが義務付けられている。対象品目は主に食品、家電製品、セメント、鉄鋼製品、タイヤなどで、印刷産業機械は含まれていない<sup>20)</sup>。

<sup>18)</sup> 主な責任主体はユーザであるが、メーカーから適切な廃棄方法を示すことが望ましい。

<sup>19)</sup> 現時点では、印刷産業機械はエネルギー効率のラベリング制度の対象外である。

<sup>20)</sup> 対象品目リストは BIS ウェブサイト（<http://www.bis.org.in/cert/man.pdf>）にて入手可能。

印刷産業機械の製品本体（及び付属品）が満たすべき規制・基準・認証制度として、2012 年電子・情報技術製品（強制登録義務要求）指令に基づく強制登録制度が該当する。次項において、本制度の概要を示す。

### 3.2.2 強制登録制度

インド政府（通信情報技術省）は、インド国内で流通する製品の品質向上を目的とし、電子・情報通信機器の登録を義務化する「2012 年電子・情報技術製品（強制登録義務要求）指令」<sup>21)</sup>（以下、「本指令」という）を 2012 年 9 月に公布した。本指令は、ノートパソコン、プリンタ（印刷産業機械を含む）、電子レンジなどの家電・電子機器 15 品目について、国内の安全規格を順守していることを登録及び製品表示するように、2013 年 7 月より義務付けている<sup>22)</sup>。

本制度は、許認可制度ではなく、自己登録を義務付けるものであるが、施行日以降は、所定のインド規格（IS）を順守していることを示す自己宣言マークを貼付していない製品の製造、販売、保管、輸入及び流通は原則として禁じられる。

本制度の概要を表 3.6 に示す。

表 3.6 インド電子・情報通信機器 強制登録制度概要

|      |                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令 | 2012 年電子機器及び情報通信機器（登録義務の要求）に関する指令 Electronics and Information Technology Goods （Requirement for Compulsory Registration） Order, 2012 |
| 所管官庁 | インド通信情報技術省 電子・情報技術局（DeitY）<br><a href="http://deity.gov.in/">http://deity.gov.in/</a>                                                |
| 対象品目 | 指令が定める 15 製品群                                                                                                                        |
| 要求事項 | インド国内で流通する規制対象品目は、輸入・販売前に BIS 認定試験所で試験を受け、BIS に申請・登録したうえで、自己宣言マーク及び個別の登録番号を付さなくてはならない。                                               |
| 罰則規定 | 本指令を順守しない製品の破棄、押収                                                                                                                    |

<sup>21)</sup>

[http://deity.gov.in/sites/upload\\_files/dit/files/Electronics%20&%20Information%20Technology%20Goods%20\(Requirements%20for%20Compulsory%20Registration\)%20Order,%202012.pdf](http://deity.gov.in/sites/upload_files/dit/files/Electronics%20&%20Information%20Technology%20Goods%20(Requirements%20for%20Compulsory%20Registration)%20Order,%202012.pdf)

<sup>22)</sup> 当初、指令公布から 6 カ月後の 2013 年 4 月に導入される予定であったが、登録手続きの遅れ等により、3 カ月間の猶予が決定された。



(1) 対象製品

本指令では、以下の表 3.7 のとおり 15 製品群を対象品目としている。

表 3.7 対象製品一覧

| 製品                                               | 適合が求められる規格                                |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1. 電子ゲーム（テレビゲーム）                                 | IS 616:2010<br>IEC 60065:2005             |
| 2. ラップトップ/ノート PC/タブレット端末                         | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 3. プラズマ/LCD /LED<br>テレビ（スクリーンサイズ 32 インチ以上のもの）    | IS 616:2010<br>IEC 60065:2005             |
| 4. アンプ内蔵型光学ディスクプレイヤー<br>（入力 200W 以上のもの）          | IS 616:2010<br>IEC 60065:2005             |
| 5. 電子レンジ                                         | IS 302-2-25:1994                          |
| 6. ビジュアルディスプレイユニット、ビデオモニター（スクリーンサイズ 32 インチ以上のもの） | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 7. プリンタ、プロッタ                                     | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 8. スキャナ                                          | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 9. ワイヤレスキーボード                                    | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 10. 電話応答機器                                       | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 11. アンプ（入力 2000 W 以上のもの）                         | IS 616:2010<br>IEC 60065:2005             |
| 12. 電子音楽システム（入力 200W 以上のもの）                      | IS 616:2010<br>IEC 60065:2005             |
| 13. 電気式時計（電源接続型のもの）                              | IS 302-2:26: 1994                         |
| 14. セットトップボックス（テレビ放送受信器）                         | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |
| 15. 自動データ処理装置                                    | IS 13252（Part-1）：2010<br>IEC 60950-1:2005 |

指令とともに公開された FAQ<sup>23)</sup>には、

- ✓ 本指令は業務用製品と家庭用製品を区別しない (FAQ-67)
- ✓ 産業用プリンタも対象に含む (FAQ-51) <sup>注)</sup>

とあり、日本から完成品として輸出される印刷産業機械も対象となる。

断裁機、製本機械、製箱機械については、印刷機械と完全に分離されたものである場合、この規制の対象には含まれない。

注) 本制度の根拠法令である「2012 年電子・情報技術製品（強制登録義務要求）指令」及び最新版（第 5 版）の FAQ には、「プリンタ」の定義についての記載はない。ただし、FAQ-51 には以下のような記載があり、幅広いプリンタが該当すると考えられる。

“The standard IS 13252:2010 (Part-1) does not differentiate between class or type of printers. (IS 13252:2010 (Part-1)) (プリンタのクラスやタイプを区別しない。)”

## (2) 審査・登録手続き

2013 年 7 月以降にインドにて対象品目を流通させる場合は、以下のような手順で登録を完了させていなくてはならない<sup>24)</sup>。

- イ) BIS が認定する試験所<sup>25)</sup>の中から、各製品の試験を実施することができる試験所を選ぶ
- ロ) 試験所に製品サンプル、申請書類、技術文書等を提出する
- ハ) 試験結果を BIS にオンライン提出・登録<sup>26)</sup>し、個別登録番号を取得する

登録済みの製品には、IS 規格に適合していることを示す自己宣言マークを表示しなくてはならない (FAQ-11)。製品の大きさ等の事由により製品上への表示が難しい場合は、パッケージ上に表示することも認められる (FAQ-10)。

表示例：

Self Declaration - Conforming to IS 規格番号    Registration No. 登録番号

---

<sup>23)</sup> 本調査では、2013 年 7 月 11 日に公開された FAQ 第 5 版

([http://deity.gov.in/sites/upload\\_files/dit/files/FAQsR5-11072013.pdf](http://deity.gov.in/sites/upload_files/dit/files/FAQsR5-11072013.pdf)) を参照している。今後、改訂版が公開された場合、各 Q&A の番号が異なる可能性がある。

<sup>24)</sup> 期日までに認証を得られていない場合、毎月所定の手数料を支払うことにより、2013 年 10 月 3 日の認証取得最終期限までは販売を継続できるとされている。

<sup>25)</sup> <http://www.bis.org.in/other/RecogLab.htm>

<sup>26)</sup> <http://electronicstds.gov.in/CREITG/registrationAction.do>

登録は、個別の製品ごとに実施しなくてはならない。また、個別登録番号は製品、製造者、製造拠点（location of factory）ごとに付与されるため、同一の製品であっても異なる製造拠点で製造された製品の場合、別途登録する必要がある（FAQ-6）。登録の有効期限は2年間であるが、所定の手続きにより更新が可能である（FAQ-35）。

本制度登録の責任主体は、製造者である。本制度への登録手続きは、オンライン上で可能であるが、インド国内に現地代理人を置くことが必要となる。輸入者が製造者の代理として登録手続きを実施することも可能である。

BIS 認定試験所で製品試験を実施する責任は製造者にある。また、製造者の承認がある場合に限り、輸入者が製造者の代理となることができる。実務上、メーカーにとって顧客にあたる輸入者に、登録手続きを代行してもらうことはできない場合は、別の現地代理人を設定することが必要となる。

実際の登録手続きに関しては以下の URL において確認できるので参照にされたい。

<http://www.bis.org.in/other/RegistrationSteps.pdf>

<http://www.bis.org.in/other/GuidelineAppForm.pdf>

### （3）罰則規定

本指令第3条（2）では、本指令に従わない製品は、廃棄しなくてはならないと定めている。また、第4条では、本指令に違反していると信じるに足る理由がある場合、あらゆる設備等に立ち入り、製品を搜索、押収する権限を関係当局に与えている。

FAQ-40 では、本指令に違反した製造者はインド基準局規則（Bureau of Indian Standards Rules）における罰則の対象になるとしている。

本制度は、インド国内で製造された製品とインド国外で製造されインド国内に輸入される製品とを区別していないため、インド国外の製造者であっても罰則の対象となる。本制度の罰則規定が実際にどのように運用されるかは未知数であり、第三国への強制力の有無についても現時点では不明であるので動向を留意する必要がある。

### （4）実務上の注意点

CE マーキング等、既存の枠組みへの適合をもって本登録に代えることはできない。登録には、BIS 認定試験所にて90日以内に発行された試験結果を提出する必要がある（FAQ-8）。登録費用は1商品あたり25,000ルピー（約4万円）となって

いる<sup>27)</sup>。

申請フォームの入力方法や、登録に関する注意事項をまとめたガイドラインが下記の BIS ウェブサイトにて公開されている。

<http://www.bis.org.in/cert/ITCompReg.htm>

また、すでに登録を終えた事業者と対象製品のリストが下記ウェブサイトにて公開されている。

<http://www.bis.org.in/cert/ManuRegiGranted.pdf>

### 3.2.3 ISO 12643 シリーズに該当するインド国内規格

現時点では、印刷産業機械の安全設計を規定した ISO 12643-1～ISO 12643-5 に相当するインド国内規格は存在していない。

BIS は、分野ごとに規格の策定状況を公開しているが、2013 年 10 月 1 日に公表された機械工学分野の規格の策定状況に関する文書<sup>28)</sup>の P60～P61 に、ISO 12643-1～ISO 12643-5 に該当する ISO を現在策定中であるとの記述がある。

本 ISO の策定・公開時期は不明であるが、将来的に策定されることはほぼ確実とみられる。

### 3.2.4 梱包規制

現時点では、印刷産業機械の梱包方法及び梱包材に特化した法規制の存在は確認されていない<sup>29)</sup>。ただし、インド国内への輸入品に広く適用される梱包規制への適合が求められる。

表 3.8 植物検疫法

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令 | 2003 年植物検疫法 (Plant Quarantine (Regulation of Import into India) Order, 2003) |
|------|------------------------------------------------------------------------------|

植物検疫法は、有害動植物が国内に侵入することを防止することを目的として、原木または無垢材の梱包材は、木材植物衛生措置のための国際基準 (ISPM) No. 15

---

<sup>27)</sup> [http://www.bis.org.in/cert/Reg-Por\\_fee.htm](http://www.bis.org.in/cert/Reg-Por_fee.htm)

<sup>28)</sup> <http://www.bis.org.in/sf/pow/med.pdf>

<sup>29)</sup> 消費者向け製品の梱包規制は、Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011

(<http://iilmranchi.org/index.php/package-commodity-rules2011.html>) が存在する。

「国際貿易で使用する木材梱包材規制ガイドライン」<sup>30)</sup>に従って適切な処理<sup>31)</sup>を施し、それを証明するマーク（IPPC マーク）を付さなくてはならないと定めている。

上記を満たさない梱包材を使用した製品は通関できない。

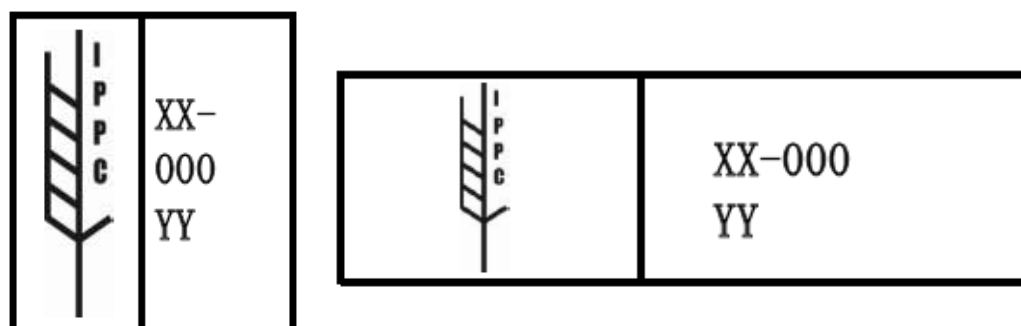


図 3.2 IPPC マークの例

表 3.9 梱包及び船積に関する規制

|      | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 梱包規制 | <p>輸出用木材消毒 ISPM No. 15 の処理が要求されている。</p> <p>関連リンク<br/> 農林水産省植物防疫所ホームページ<br/> 国際基準 <a href="#">Revision of ISPM No.15 REGULATION OF WOODPACKAGING MATERIAL IN INTERNATIONAL TRADE (PDF : 90KB)</a><br/> 輸出用木材梱包材消毒実施要領<br/> 輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成 15 年 10 月 16 日 15 消安第 2489 号消費・安全局長通知）<br/> 輸出用木材梱包材に関する各国の情報<br/> <a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/kuni/country.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/kuni/country.html</a></p> |
| 船積規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非該当証明書(パラメータシートによる該非判定)</li> <li>・船籍証明(建造年数、船級)</li> <li>・海上保険の付保</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

### 3.2.5 製造物責任に関する法規制

インドには、日本の製造物責任法に該当する法令は存在しない。ただし、製品

<sup>30)</sup> [http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/pdf/no\\_15.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/pdf/no_15.pdf)

<sup>31)</sup> たとえば、中心温度 56℃以上で 30 分以上の熱処理、臭化メチルによる燻蒸処理などがこれに該当する。

の欠陥により被害を受けた消費者を救済するために、消費者保護法（Consumer Protection Act, 1986）<sup>32)</sup>が制定されている。本法に基づいて損害賠償請求の申し立てができるのは、消費者や消費者団体に限られており、商用、または転売等の商業目的により製品を購入した主体は本法による保護の対象となっていない。

商業利用を目的としてインドに輸出された印刷産業機械に欠陥があった場合、消費者保護法に基づく損害賠償請求を受ける可能性は低い。ただし、欠陥の存在により輸出先に損害を与えた場合、輸出先との契約内容によっては損害賠償を請求される可能性がある。

### 3.2.6 労働安全衛生に関する法規制

現時点では、製品の納入先の労働者の労働安全衛生に関して、印刷産業機械メーカーが満たすべき要求事項を定めた法規制はない。インドにおいては、産業機械の維持・管理やリスクアセスメントに関する事項は、販売者と購入者との間で取り決められるのが一般的となっている。

### 3.2.7 関税の免除・還付制度の概要

インドは輸出振興政策をとっており、原則として外資向けに設定された特別な優遇策はない。ただし、インフラ開発、電力資源開発、科学研究開発などの分野に対する投資には、各種の優遇措置が外国貿易政策（Foreign Trade Policy）2009-2014<sup>33)</sup>に規定されているほか、輸出振興につながる場合には条件付きで関税を免除する制度も存在する。印刷産業機械を販売する相手先企業によっては、関税の減免を受けられる可能性がある。以下にそれらの制度の概要を示す。

#### ・EPCG

輸出促進のための資本財輸入スキーム（EPCG：Export Promotion Capital Goods Scheme）では、資本財輸入に対する関税が免除される。本スキーム適用には、その資本財輸入で免除された関税額の6倍以上の輸出義務を満たすことが条件となる。

---

<sup>32)</sup> [http://www.ncdrc.nic.in/1\\_1.html](http://www.ncdrc.nic.in/1_1.html)

<sup>33)</sup> <http://pib.nic.in/archieve/foreigntradepolicy/foreigntradepolicy.pdf>

JETRO による日本語仮訳が公開されている。

([http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000389/india\\_foreign\\_trade\\_policy.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000389/india_foreign_trade_policy.pdf))

・ SEZ

輸出・雇用振興を目的に設定された特別経済区 (SEZ: Special Economic Zone) では、免税などの各種優遇措置が適用される。域内の開発企業・入居企業に対しては、一定の要件を満たすことを条件に、法人税や原材料・部品の輸入関税などが減免される<sup>34)</sup>。

・ EOU

100%輸出志向型企业 (EOU: Export Oriented Unit) とは、「ライセンスを必要としない事業」「立地場所が定められた地域内にある」「外貨獲得が純増となる」など一定の要件を満たす場合に認定を受けることができ、認定企業はあらゆる物品を非課税で輸入することができる。

いずれも、納入先事業者の立地や資格により適用の是非が異なる制度であり、上記に該当するかどうかを都度確認する必要がある。

### 3.2.8 通関・物流・インフラ事情

インドの通関・物流・インフラの事情を調査した結果は以下のとおりである。

|                        |                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸入申告、<br>輸入通関          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港上や倉庫内に通関業者事務所がないため、船積書類のリリースに時間がかかる。</li> <li>・ 輸入申告書類審査と税関審査が一日単位であるため、申告許可に3～4日かかる。</li> <li>・ 主要都市内は商用トラックの通行制限があるため、空港からの貨物引取りは夜間がメインとなり、通関許可後の迅速な配達は困難な状況にある。</li> </ul> |
| 道路事情                   | トラックの貨物の過積載、バス、鉄道の定員オーバー、下水道の不備による道路の冠水、政府のインフラ強化策によって急速に進んだ道路事情が原因の交通事故の多発化、アスファルトの整備管理不良。これらにより振動が増幅され、機械の荷崩れ、破損が発生する (ダメージの発生率が高い)。                                                                                   |
| 倉庫施設                   | 倉庫敷地内は未舗装の場合が多く、雨水やホコリにより貨物がダメージを受ける。倉庫内や配送業者は、整理整頓の意識が希薄でセキュリティに対する意識も薄い。                                                                                                                                               |
| ICD (内陸<br>コンテナ<br>基地) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に道路は混雑し、未舗装のため管理が悪い。</li> <li>・ 税関も常に混雑し申告に遅れが生じる。税関による貨物検査も頻繁で、製品の梱包状態に関わらず無理やり開梱されてしまう。</li> </ul>                                                                           |
| インフラ<br>整備             | 恒常的な電力不足であり、停電は日常茶飯事である。                                                                                                                                                                                                 |

<sup>34)</sup> 1962 年関税法 (Custom Act)、1975 年関税定率法 (Custom Tariff Act)  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/in/invest\\_03/pdfs/010013200303\\_011\\_BUP\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/in/invest_03/pdfs/010013200303_011_BUP_1.pdf)

#### < 参考資料 >

- ・ 国土交通政策研究 第 101 号. インドの物流事情に関する調査研究
- ・ [www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk101.pdf](http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk101.pdf)
- ・ 国土交通省 インド貨物専用鉄道計画
- ・ <http://www.mlit.go.jp/common/000113300.pdf>

### 3.3 今後の印刷産業機械製造者としての取り組み課題

本章では、上記 3.1～3.2 に記述したとおり、中国及びインドに輸出する際に遵守することが必要な規制や基準、認証等について調査を行った結果を紹介した。

これらの規制、基準、認証等は、日本の印刷産業機械製造者として既に対応が進められているものもあれば、今後取り組んでいかなければならないものもある。

本稿では、これらの規制等への対応の現状と取り組みの課題について、規制調査 WG において検討を行った結果を、各社の事例として紹介する。

#### 国内メーカ A 社（中国・インド）

これまで、中国及びインドへの輸出版売に関する法規制への対応には固有の知識、認識も薄く、頓着せずに製造し輸出版売してきたのが実態である。

インドではここ数年、中国においては過去 20 年の販売実績があるものの、販売会社、代理店自身の法規制への適応への認識は乏しいため調査のしようがなく、かつ情報が乏しいといったことが背景にある。

製造及び販売する立場では、すべての法規制に沿って対応を行うことに伴って、製造・工数原価を販売価格へ反映せざるを得ない現実がある。付随する価格への転嫁はできる限り避けたいのが本音ではあるが、同地への販売台数、売上高がどれだけ全体の売上比重を占めるのか、また今後どの程度に及ぶかが重要である。固有の独自規格へそれぞれ対応するのは現実的ではないと考える。

現状は、JIS、EN 規格、ISO、ANSI 等といった従来の日本や欧米の世界標準・規格に準拠しているが、その延長線上で各国独自の法規制に適合でき得るが理想的である。少なくとも、これらに準拠していれば製造・販売の阻害要因に触れることは避けられる。一例としては EN 規格への準拠のための設計・施工で数十・百万円単位の製造原価への上乗せが必要となる場合もあるが、それでも CE マークは世界標準への準拠としては不可欠となっている。

中国及びインド特有の基準、規制等をクリアすることだけを狙いにするのは現実的ではなく、同地への販売台数・金額に転嫁反映される部分となるため十分な検討が必要になる。

特に、Compulsory(強制義務)で罰則、罰金が科されるという場合には注意が必



要であるが、その場合は、商例で個々に必要とされるか否か販売会社等の協力を得て対応をしていくことが重要であると考え。

これらの課題には、一般社団法人日本印刷産業機械工業会（以下、工業会）に所属する各社の対応状況及び適応範囲等について情報交換を行いながら対応の検討を図ることも重要である。

法規制へのクリアという大義名分やお題目に囚われがちになるところもあるが、守るべきは使用者の立場（例えば、ユーザオペレータの操作時の人体への悪影響、安全機能や安全仕様等の装備）であり、安全性への期待や声、信頼を喪失することがないように第一義に重視することが重要である。これらを基本に製品製造を心がけた上での法規制へのクリアが理想的である。

工業会に所属する企業の中国及びインドへの販売は、販売会社（Agent/Dealer）または代理店（Distributor）を通じて販売しているところが多いと思われるが、現地の法規制、規格への準拠にあたっては当地の販売代理店等からの情報提供と協力が不可欠である。販売会社、代理店の知識それ以前にまずは製品のサプライ・販売という商機の獲得も重要であり、膨大な法規制への対応のみに重点が置かれてしまうことに懸念もある。

国内法規制への準拠という点では基本的な商取引として出す製品一つ一つ、輸出取引では、一般的には船に乗せ、第三国の第三者の手に渡ってしまう時点で、所有権・危険負担も移転する。この点においてはメーカー、販売者がどの範囲までユーザ側の法規制への準拠や責務をカバーするべきかという課題に対し、今後、深く掘り下げて議論する必要がある。

#### 国内メーカー B 社

中国は、もはや経済大国であるが、経済成長率の鈍化や、労働年齢人口の減少、高学歴化による 3K 職場離れ等による人件費の上昇も見られ、地域格差の拡大、新たな規制や変化もあり、現在の姿も一様ではなく表と実態、そして、将来を見通す必要があると思われる。

今回の調査結果を踏まえ、どこに視点をあてるべきか、どう変化を捉えるべきかを考察し、新たな調査点や深化と、これらを継続して推移を考察する等の 2 面により今後の方向を浮き彫りにしていく必要がある。

インドは、巨大な新興国市場であることは分かったが、未知の市場でもあり、多民族、多文化、多言語、中央政府と州政府の二層性など多様性のあるなかで、内需の実態、動向と地場産業の存在を把握し、規制、基準の詳細や、交渉と契約等の商慣習、品質・技術と時間・コストの概念など、インドを知ることへの深化とミッション訪問による、各業界トップとの面談において所見をうかがい、何をどう手掛け、何を伸ばして行けるかを継続して調査する必要がある。

国内メーカー C 社

中国・インドに輸出する際の、両国における印刷産業機械に係る法規制、基準、認証等に関しては、広く浅くといった感じではあるが広範囲にわたる調査結果が得られたと言える。

今後、中国及びインドに進出を目指す企業にとっては、実際のところ、これらの規制対象製品となった場合の手順や手続き、掛かる費用などの情報も得たいところである。そういった意味では、各規制や認証制度について、さらに深く掘り下げた調査も必要ではあるが、全てを網羅するには相当の時間・労力・費用が掛かる。どのようにしたら、スムーズに輸出（通関）できるのか、また、規制を回避する方法などのハンドブック的なものがまとめられるのが理想ではあるが、逆に両国のお国柄を考慮すると、刺激しすぎて、逆に締め付けが厳しくなることは避けたいところである。

本報告書の巻末に掲載した各社のトラブル事例にあるように、通関遅延・契約不履行・代金未回収などのトラブルは、商慣習などの違いから今後も続くであろうと考えられる。これらの問題は、民間レベルでは解決できない限界もある。

今後の取り組み課題としては、BRICs5 に固執することなく視野を広げ、次期新興国とされる VISTA に含まれる国に対して、同様の調査を行うことも必要と考えられる。

#### ※BRICs5

BRICs5（ブリックス・ファイブ）」とは、ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い成長の潜在性を有する新興大国 5 カ国。

#### ※VISTA

BRICs に続く経済発展が見込まれる国々として、ベトナム・インドネシア・南アフリカ・トルコ・アルゼンチンを総称した VISTA という造語。

## 第4章 中国及びインドのユーザが求める印刷産業機械について

### 4.1 ユーザアンケート調査について

本調査研究では、中国及びインドのユーザに協力をお願いしアンケート調査を行った。

アンケートの設問は、企業形態、業種、企業規模をはじめ、印刷産業機械設備の投資計画の有無、設備導入にあたって重要視する項目、印刷産業機械メーカーに求める要望等のユーザニーズを中心にした内容であり、中国のユーザ 54 社、インドのユーザ 43 社の計 97 社より回答を得た。

各設問の集計結果を以下の図表に取りまとめた。また、設問に対する考察を 4.2.2 項（中国）及び 4.3.2 項（インド）に記述した。

なお、今回アンケート調査を依頼した各社はそれぞれの国の有力な印刷企業であり、これらの集計が、各国の印刷産業全体の意向を表したものではないことについて考慮しておく必要がある。

## 4.2 アンケート結果と考察

### 4.2.1 中国

#### (1) 企業形態と業種（問1、問2）

| 従業員数   | サンプル数<br>(社) | 問1 企業形態 |       |       |      | 問2 業種（複数回答可） |      |      |                              |                                   |                            |      |
|--------|--------------|---------|-------|-------|------|--------------|------|------|------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|------|
|        |              | 国営企業    | 民間企業  | 外資系企業 | 合弁企業 | 出版・書籍印刷      | 商業印刷 | 新聞印刷 | パッケージ<br>(ラベル・包装・<br>紙器・軟包装) | 刷<br>セキ<br>キュ<br>リ<br>テ<br>イ<br>印 | B<br>F<br>・<br>そ<br>の<br>他 | 回答無し |
| 1～9人   | 2            |         | 2     |       |      | 1            |      |      | 1                            |                                   |                            |      |
| %      | 3.7          |         | 100.0 |       |      | 50.0         |      |      | 50.0                         |                                   |                            |      |
| 10～29人 | 3            |         | 3     |       |      |              | 2    |      | 1                            |                                   |                            |      |
| %      | 5.6          |         | 100.0 |       |      |              | 66.7 |      | 33.3                         |                                   |                            |      |
| 30～49人 | 3            |         | 3     |       |      | 2            | 3    |      |                              |                                   |                            |      |
| %      | 5.6          |         | 100.0 |       |      | 40.0         | 60.0 |      |                              |                                   |                            |      |
| 50～99人 | 20           |         | 18    | 2     |      | 12           | 16   | 2    | 6                            |                                   |                            |      |
| %      | 37.0         |         | 90.0  | 10.0  |      | 33.3         | 44.4 | 5.6  | 16.7                         |                                   |                            |      |
| 100人以上 | 26           | 1       | 18    | 4     | 3    | 9            | 14   | 1    | 14                           | 1                                 | 5                          |      |
| %      | 48.1         | 3.8     | 69.2  | 15.4  | 11.5 | 20.5         | 31.8 | 2.3  | 31.8                         | 2.3                               | 11.4                       |      |
| 未回答    |              |         |       |       |      |              |      |      |                              |                                   |                            |      |
| %      |              |         |       |       |      |              |      |      |                              |                                   |                            |      |
| 合計     | 54           | 1       | 44    | 6     | 3    | 24           | 35   | 3    | 22                           | 1                                 | 5                          |      |
| %      |              | 1.9     | 81.5  | 11.0  | 5.6  | 26.7         | 38.9 | 3.3  | 24.4                         | 1.1                               | 5.6                        |      |

※業種：その他の回答 製缶印刷（1社）

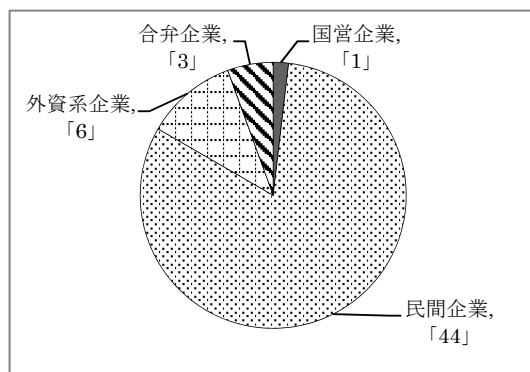


図 4.1 企業形態

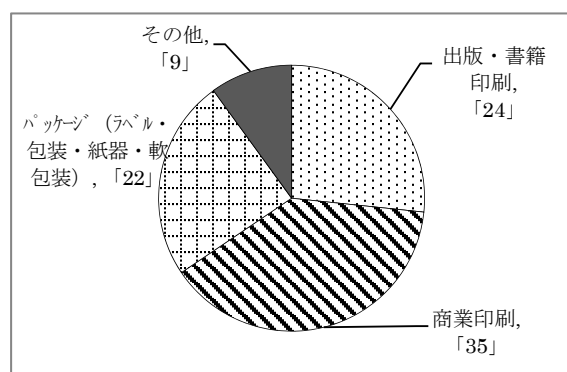


図 4.2 業種

(2) 国内販売比率と年間売上（問 3、問 5）

| 従業員数      | サンプル数<br>(社) | 問 3 国内販売比率 (%) |         |         |         |          | 問 5 年間売上 (単位: 1000 円) |                 |                 |                 |           |     |
|-----------|--------------|----------------|---------|---------|---------|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|
|           |              | 0 ~ 19         | 20 ~ 39 | 40 ~ 59 | 60 ~ 79 | 80 ~ 100 | 1,000 ~ 9,999         | 10,000 ~ 39,999 | 40,000 ~ 69,999 | 70,000 ~ 99,999 | 100,000 ~ | 未回答 |
| 1 ~ 9 人   | 2            |                | 2       |         |         |          | 2                     |                 |                 |                 |           |     |
| %         | 3.7          |                | 100.0   |         |         |          | 100.0                 |                 |                 |                 |           |     |
| 10 ~ 29 人 | 3            |                |         |         |         | 3        | 1                     | 2               |                 |                 |           |     |
| %         | 5.6          |                |         |         |         | 100.0    | 33.3                  | 66.7            |                 |                 |           |     |
| 30 ~ 49 人 | 3            |                |         |         |         | 3        |                       | 3               |                 |                 |           |     |
| %         | 5.6          |                |         |         |         | 100.0    |                       | 100.0           |                 |                 |           |     |
| 50 ~ 99 人 | 20           |                | 2       |         | 2       | 16       | 3                     | 12              | 1               | 3               |           | 1   |
| %         | 37.0         |                | 10.0    |         | 10.0    | 80.0     | 15.0                  | 60.0            | 5.0             | 15.0            |           | 5.0 |
| 100 人以上   | 26           | 2              |         | 4       | 2       | 18       |                       | 4               | 2               | 3               | 15        | 2   |
| %         | 48.1         | 7.7            |         | 15.4    | 7.7     | 69.2     |                       | 15.4            | 7.7             | 11.5            | 57.7      | 7.7 |
| 未回答       |              |                |         |         |         |          |                       |                 |                 |                 |           |     |
| %         |              |                |         |         |         |          |                       |                 |                 |                 |           |     |
| 合計        | 54           | 2              | 4       | 4       | 4       | 40       | 6                     | 21              | 3               | 6               | 15        | 3   |
| %         |              | 3.7            | 7.4     | 7.4     | 7.4     | 74.1     | 11.1                  | 38.9            | 5.6             | 11.1            | 27.8      | 5.6 |

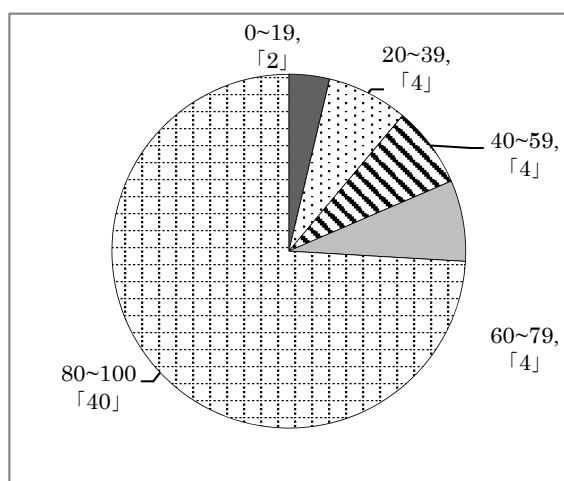


図 4.3 国内販売比率

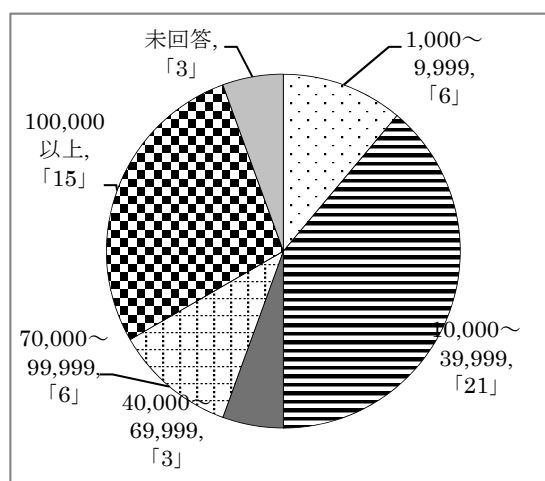


図 4.4 年間売上

(3) 現有印刷設備数と設備計画の有無（問 7、8）

| 従業員数      | サンプル数<br>(社) | 問 7 現有印刷設備数 |               |               | 問 8 設備計画 |       |
|-----------|--------------|-------------|---------------|---------------|----------|-------|
|           |              | 印刷機械<br>(台) | 印刷機械<br>(内新台) | 印刷機械<br>(内中古) | 有        | 無     |
| 1 ～ 9 人   | 2            | 2           | 1             | 1             |          | 2     |
| %         | 3.7          |             | 50.0          | 50.0          |          | 100.0 |
| 10 ～ 29 人 | 3            | 6           | 3             | 3             | 3        |       |
| %         | 5.6          |             | 50.0          | 50.0          | 100.0    |       |
| 30 ～ 49 人 | 3            | 12          | 7             | 5             | 3        |       |
| %         | 5.6          |             | 58.3          | 41.7          | 100.0    |       |
| 50 ～ 99 人 | 20           | 94          | 74            | 20            | 17       | 3     |
| %         | 37.0         |             | 78.7          | 21.3          | 85.0     | 15.0  |
| 100 人以上   | 26           | 205         | 129           | 76            | 23       | 3     |
| %         | 48.1         |             | 62.9          | 37.1          | 88.5     | 11.5  |
| 未回答       |              |             |               |               |          |       |
| %         |              |             |               |               |          |       |
| 合計        | 54           | 319         | 214           | 105           | 46       | 8     |
| %         |              |             | 67.1          | 32.9          | 85.2     | 14.8  |

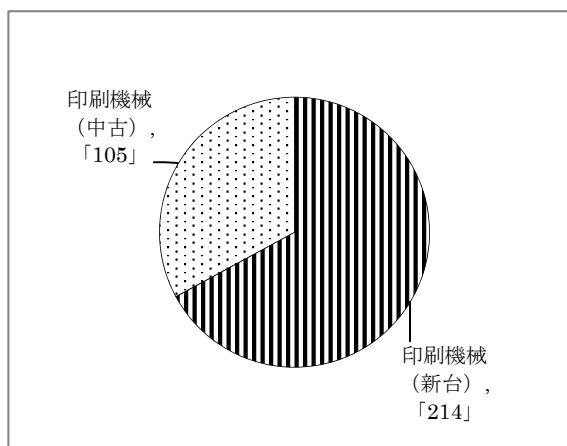


図 4.5 現有印刷設備数（合計 319 台）

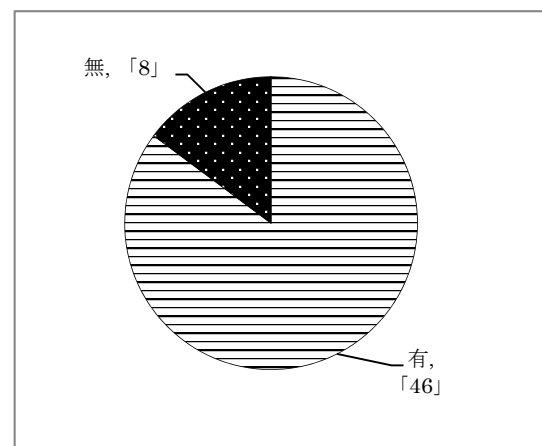


図 4.6 設備計画の有無

(4) 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か（問 9）

|        |          | 問 9 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か（複数回答可） |            |         |      |      |      |           |           |                |           |
|--------|----------|----------------------------------|------------|---------|------|------|------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 従業員数   | サンプル数（社） | プリプレス機器                          | オフセット枚葉印刷機 | その他の印刷機 | 断裁機  | 紙折機  | 中綴機  | その他の後加工機器 | デジタル（商印用） | デジタル（シール・ラベル用） | デジタル（その他） |
| 1～9人   | 2        |                                  |            |         |      |      |      |           |           |                |           |
| %      | 3.7      |                                  |            |         |      |      |      |           |           |                |           |
| 10～29人 | 3        | 2                                | 3          |         | 2    | 2    | 2    |           |           | 1              |           |
| %      | 5.6      | 16.7                             | 25.0       |         | 16.7 | 16.7 | 16.7 |           |           | 8.3            |           |
| 30～49人 | 3        | 3                                |            |         |      |      |      | 1         |           |                |           |
| %      | 5.6      | 75.0                             |            |         |      |      |      | 25.0      |           |                |           |
| 50～99人 | 20       | 5                                | 9          | 2       | 2    | 5    | 2    | 5         |           | 1              |           |
| %      | 37.0     | 16.1                             | 29.0       | 6.5     | 6.5  | 16.1 | 6.5  | 16.1      |           | 3.2            |           |
| 100人以上 | 26       | 21                               | 11         | 6       | 4    | 3    | 3    | 6         | 4         | 2              | 5         |
| %      | 48.1     | 32.3                             | 16.9       | 9.2     | 6.2  | 4.6  | 4.6  | 9.2       | 6.2       | 3.1            | 7.7       |
| 未回答    |          |                                  |            |         |      |      |      |           |           |                |           |
| %      |          |                                  |            |         |      |      |      |           |           |                |           |
| 合計     | 54       | 31                               | 23         | 8       | 8    | 10   | 7    | 12        | 4         | 4              | 5         |
| %      |          | 27.7                             | 20.5       | 7.1     | 7.1  | 8.9  | 6.3  | 10.7      | 3.6       | 3.6            | 4.5       |

※その他の回答 包装機械（4社）、製缶印刷機（1社）

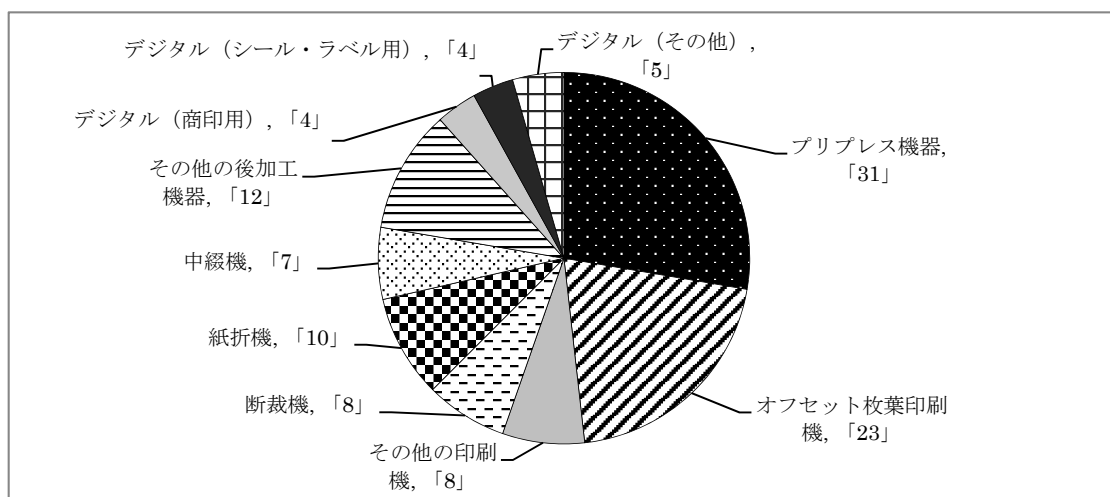


図 4.7 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か

(5) 設備選定の重要項目と日本製設備の有無（問 10、問 11）

| 従業員数   | サンプル数<br>(社) | 問 10 設備選定で何が重要か |      |      |      |        |      | 問 11 日本製印刷機 |         |
|--------|--------------|-----------------|------|------|------|--------|------|-------------|---------|
|        |              | 価格              | 品質性能 | 生産能力 | 耐久性  | 保守サービス | その他  | 保有している      | 保有していない |
| 1～9人   | 2            | 1               |      | 1    |      |        | 1    | 1           | 1       |
| %      | 3.7          | 33.3            |      | 33.3 |      |        | 33.3 | 50.0        | 50.0    |
| 10～29人 | 3            | 2               | 1    | 1    | 1    |        |      | 2           | 1       |
| %      | 5.6          | 40.0            | 20.0 | 20.0 | 20.0 |        |      | 66.7        | 33.3    |
| 30～49人 | 3            | 2               |      |      | 1    |        | 1    | 1           | 2       |
| %      | 5.6          | 50.0            |      |      | 25.0 |        | 25.0 | 33.3        | 66.7    |
| 50～99人 | 20           | 8               | 12   | 2    | 1    | 1      |      | 16          | 4       |
| %      | 37.0         | 33.3            | 50.0 | 8.3  | 4.2  | 4.2    |      | 80.0        | 20.0    |
| 100人以上 | 26           | 3               | 23   | 2    |      | 4      | 1    | 22          | 4       |
| %      | 48.1         | 9.1             | 69.7 | 6.1  |      | 12.1   | 3.0  | 84.6        | 15.4    |
| 未回答    |              |                 |      |      |      |        |      |             |         |
| %      |              |                 |      |      |      |        |      |             |         |
| 合計     | 54           | 16              | 36   | 6    | 3    | 5      | 3    | 42          | 12      |
| %      |              | 23.2            | 52.2 | 8.7  | 4.3  | 7.2    | 4.3  | 77.8        | 22.2    |

※その他の回答 口コミ（3社）、操作性（1社）

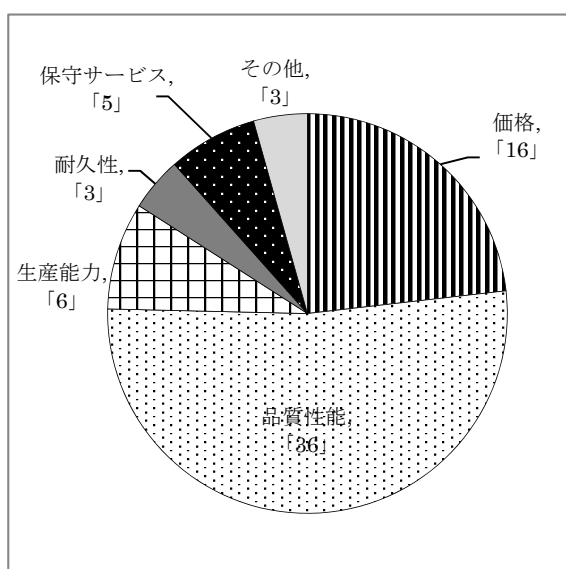


図 4.8 設備選定で何が重要か

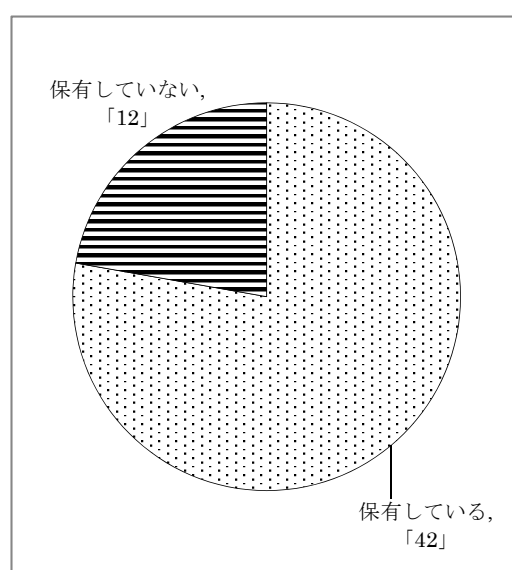


図 4.9 日本製印刷機を保有しているか



(6) 保有している場合、導入理由（問 12）

|           |              | 問 12 保有している場合、機種（別欄記載）と導入理由<br>（複数回答可） |                  |                       |             |                  |             |                            |             |
|-----------|--------------|----------------------------------------|------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 従業員数      | サンプル数<br>（社） | 価<br>格                                 | 品<br>質<br>性<br>能 | ブ<br>ラ<br>ン<br>ド<br>力 | 信<br>頼<br>性 | 生<br>産<br>能<br>力 | 耐<br>久<br>性 | 保<br>守<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | そ<br>の<br>他 |
| 1 ～ 9 人   | 2            | 1                                      |                  | 1                     |             | 1                |             |                            | 1           |
| %         | 3.7          | 25.0                                   |                  | 25.0                  |             | 25.0             |             |                            | 25.0        |
| 10 ～ 29 人 | 3            | 2                                      | 2                | 1                     | 1           | 2                | 2           | 1                          |             |
| %         | 5.6          | 18.2                                   | 18.2             | 9.1                   | 9.1         | 18.2             | 18.2        | 9.1                        |             |
| 30 ～ 49 人 | 3            | 1                                      | 1                |                       |             |                  |             | 1                          |             |
| %         | 5.6          | 33.3                                   | 33.3             |                       |             |                  |             | 33.3                       |             |
| 50 ～ 99 人 | 20           | 13                                     | 14               | 2                     | 1           | 4                | 4           | 8                          |             |
| %         | 37.0         | 28.3                                   | 30.4             | 4.3                   | 2.2         | 8.7              | 8.7         | 17.4                       |             |
| 100 人以上   | 26           | 15                                     | 15               | 5                     | 6           | 13               | 5           | 9                          | 2           |
| %         | 48.1         | 21.4                                   | 21.4             | 7.1                   | 8.6         | 18.6             | 7.1         | 12.9                       | 2.9         |
| 未回答       |              |                                        |                  |                       |             |                  |             |                            |             |
| %         |              |                                        |                  |                       |             |                  |             |                            |             |
| 合計        | 54           | 32                                     | 32               | 9                     | 8           | 20               | 11          | 19                         | 3           |
| %         |              | 23.9                                   | 23.9             | 6.7                   | 6.0         | 14.9             | 8.2         | 14.2                       | 2.2         |

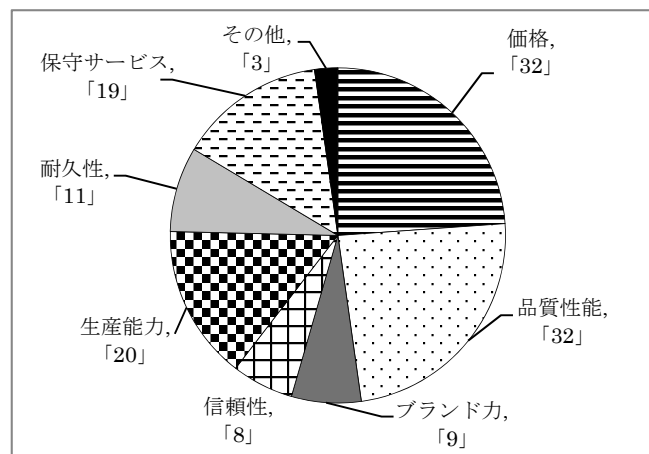


図 4.10 保有している場合の導入理由

(7) 日本製機械を導入していない理由と導入経路（問 13、問 14）

|             |             | 問 13 日本製機械を導入していない理由（複数回答可） |           |           |           |           |            | 問 14 日本製機械の導入経路（複数回答可） |               |            |          |           |
|-------------|-------------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------------------|---------------|------------|----------|-----------|
| 従業員数        | サンプル数（社）    | 価格                          | 品質性能      | 生産能力      | 耐久性       | 保守サービス    | その他        | 現地販売店経由で購入             | 日本のメーカーから直接購入 | ブローカーより購入  | その他（欄外）  | 回答なし      |
| 1～9人<br>%   | 2<br>3.7    |                             |           |           |           |           | 1<br>100.0 | 1<br>50.0              |               |            |          | 1<br>50.0 |
| 10～29人<br>% | 3<br>5.6    | 1<br>50.0                   |           | 1<br>50.0 |           |           |            | 1<br>33.3              |               | 1<br>33.3  |          | 1<br>33.3 |
| 30～49人<br>% | 3<br>5.6    | 2<br>50.0                   |           |           | 1<br>25.0 | 1<br>25.0 |            |                        |               | 1<br>33.3  |          | 2<br>66.7 |
| 50～99人<br>% | 20<br>37.0  | 3<br>30.0                   | 2<br>20.0 |           | 2<br>20.0 | 2<br>20.0 | 1<br>10.0  | 6<br>30.0              | 3<br>15.0     | 8<br>40.0  |          | 3<br>15.0 |
| 100人以上<br>% | 26<br>48.1  | 1<br>14.3                   | 3<br>42.9 |           | 3<br>42.9 |           |            | 12<br>48.0             | 8<br>32.0     | 2<br>8.0   | 1<br>4.0 | 2<br>8.0  |
| 未回答<br>%    |             |                             |           |           |           |           |            |                        |               |            |          |           |
| 合計<br>%     | 54<br>100.0 | 7<br>29.2                   | 5<br>20.8 | 1<br>4.2  | 6<br>25.0 | 3<br>12.5 | 2<br>8.3   | 20<br>37.7             | 11<br>20.8    | 12<br>22.6 | 1<br>1.9 | 9<br>17.0 |

※ 問 13 その他の回答 日系印刷機メーカーの中国製で十分（1社）、需要がない（1社）

※ 問 14 その他の回答 日本の親会社を通じて購入（1社）

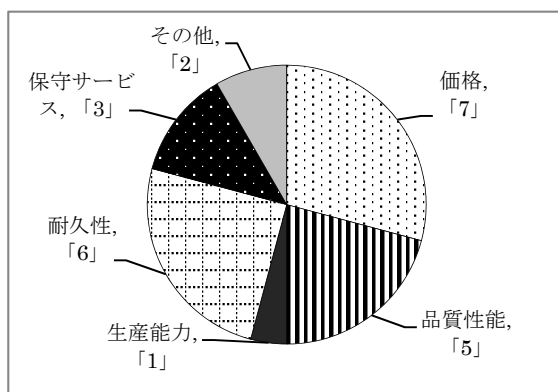


図 4.11 日本製機械を導入していない理由

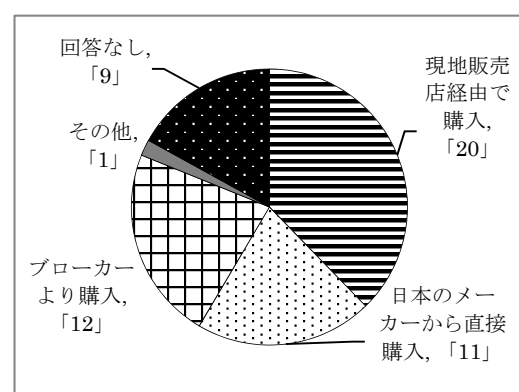


図 4.12 日本製機械の導入経路

(8) 設備の償却期間（問 17）

|           |              | 問 17 設備の償却期間（年）  |                   |                    |              |      |
|-----------|--------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------|------|
| 従業員数      | サンプル数<br>(社) | 1<br>～<br>5<br>年 | 6<br>～<br>10<br>年 | 11<br>～<br>15<br>年 | 16<br>年<br>～ | 回答なし |
|           |              |                  |                   |                    |              |      |
| 1 ～ 9 人   | 2            | 2                |                   |                    |              |      |
| %         | 3.7          | 100.0            |                   |                    |              |      |
| 10 ～ 29 人 | 3            | 3                |                   |                    |              |      |
| %         | 5.6          | 100.0            |                   |                    |              |      |
| 30 ～ 49 人 | 3            | 2                |                   |                    |              | 1    |
| %         | 5.6          | 66.7             |                   |                    |              | 33.3 |
| 50 ～ 99 人 | 20           | 18               | 1                 |                    |              | 1    |
| %         | 37.0         | 90.0             | 5.0               |                    |              | 5.0  |
| 100 人以上   | 26           | 14               | 3                 |                    |              | 9    |
| %         | 48.1         | 53.8             | 11.5              |                    |              | 34.6 |
| 未回答       |              |                  |                   |                    |              |      |
| %         |              |                  |                   |                    |              |      |
| 合計        | 54           | 39               | 4                 |                    |              | 11   |
| %         |              | 72.2             | 7.4               |                    |              | 20.4 |

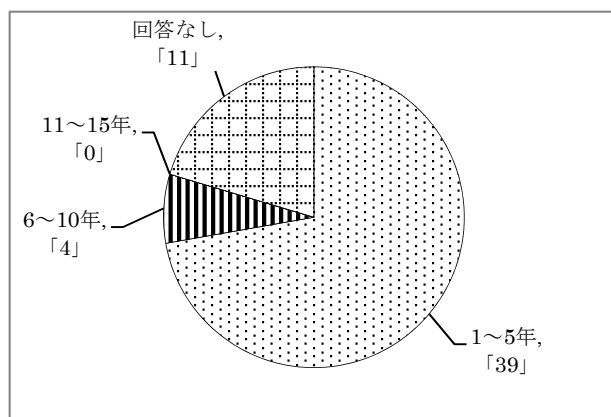


図 4.13 設備の償却期間

－その他の回答－

(9) 他社と比較しての自社の特徴（問 6）

- ・品質とサービスが良い。
- ・国際標準に合っている。
- ・地区で一番大きくて設備が良い。
- ・後工程の設備が充実している。
- ・設備が良い。
- ・先進的な設備が整っている。
- ・評判が良い。
- ・高級印刷と輸出を行っている。
- ・現地企業の中では比較的大きい。
- ・研究開発能力が強い。
- ・価格が適正、品質の保証。
- ・現地企業の中では大きい。
- ・多くの先端検査・測定設備を用い、生産の全工程を自動化している。
- ・性能が高く、価格が適正である。
- ・現地企業の中では比較的大きい。
- ・書籍と雑誌を主に扱っている。
- ・多元化生産ライン。
- ・品質が安定している。
- ・芸術印刷の対応が可能。
- ・高度な管理を行っている。
- ・サービスが良い。
- ・日本の設備、日本の管理と技術にて、会社運営、QCD 共に信頼できるダンボールを提供する。
- ・団体になると強い。
- ・陶器や建築材の包装に使われる。
- ・品質・サービス・生産能力。
- ・高い技術力・団体での力。
- ・企業独自の輸出を行っている。
- ・輸出包装をサポートしている。
- ・機械設備は、書籍・梱包・ビジネス、その他全ての印刷に対応できる。
- ・高品位な印刷、総合的な提案が可能。
- ・高速な対応で品質が良い。
- ・短納期に対応し、また価格が安い。
- ・短納期に対応できる。
- ・高度な印刷品質を求め、設備の高度な自動化を進めた。
- ・高品質な印刷のために、設備性能を高めている。

(10) 保有している日本製印刷機械（問 12）

| 機械名  | 回答数（台） |
|------|--------|
| 印刷機械 | 31     |
| 製本機械 | 15     |
| 紙工機械 | 4      |
| 製版機械 | 2      |

(11) 注意した法規制又は利用した制度（問 15）

| 注意した法規制又は利用した制度             | 回答数 |
|-----------------------------|-----|
| 免税政策                        | 3   |
| 輸入貿易の法律や法規                  | 1   |
| 文化産業項目の申請が出来れば、国から補助金を受けられる | 1   |
| 先端設備であれば、国の税制上の優遇策を得られる     | 1   |

(12) 主要取引銀行（問 16）

| 銀行名              | 回答数 |
|------------------|-----|
| 中国銀行             | 13  |
| 中国工商銀行           | 10  |
| 中国農業銀行           | 6   |
| 中国建設銀行           | 6   |
| 中国招商銀行           | 3   |
| 星展銀行             | 2   |
| 上海浦発銀行           | 1   |
| 交通銀行             | 1   |
| 匯豐銀行             | 1   |
| 新区農業銀行           | 1   |
| 北京銀行             | 1   |
| みずほ銀行            | 1   |
| 華信銀行             | 1   |
| 極東ファイナンスリース      | 2   |
| その他の国内銀行（銀行名未回答） | 8   |

(13) 設備の償却期間はどのように考えているか（問 17）

| 設備の償却期間   | 回答数 |
|-----------|-----|
| 3 年（印刷機械） | 2   |
| 2 年（製本機械） | 1   |

(14) 日本の印刷産業機械に対するイメージや要望（問 20）

【プラスイメージ】

- ・性能と価格が、他の輸入機械より良いと思う。
- ・日本の機械は操作が簡単で品質が良い。また長持ちすると思う。
- ・操作が簡単で性能が良い。メンテナンスが簡単。
- ・機械の性能が良いし、値段が安い。

- ・耐久性が良い。
- ・安定性がある。
- ・日本製設備の操作性は高いと認識している。
- ・性能と価格のバランスが良い。
- ・今のところ満足している。
- ・自動化が進んでいる。
- ・QCG 競争力強い。
- ・コストパフォーマンスが優れている。
- ・自動化の比率が高く、省エネルギー化が進んでいる。
- ・操作性が良く丈夫である。またコストパフォーマンスが良い。
- ・価格も品質も良い。
- ・丈夫で故障が少なく、価格も適切である。
- ・性能と操作性が、他に比べて高い。メンテナンス費用が相対的に安い。
- ・商業印刷で、価格・信頼性・効率に関して評判が良い。
- ・価格が合理的で、装置の操作が簡単。

#### 【マイナスイメージ】

- ・欧米の機械に比べると、アフターサービスの面で劣る。
- ・日本の設備は耐久性が少し劣ると認識している。できれば改善されることを希望する。  
併せて、低価格高品質を達成して欲しい。
- ・価格適正、品質が更に向上することが望ましい。
- ・日本メーカは今までは「良かろう高かろう」でやって来たが、良かろうの部分が中国メーカに追いつかれていることを真剣に受け止めるべきである。
- ・外観から見ると丈夫ではない。また長持ちしないと思う。
- ・サービスが良くなく、価格は安くない。
- ・中国事業展開の場合、アフターサービスの体制、確実な運営は難題だと思う（特にコミュニケーション）。
- ・価格はもう少し安くあって欲しい。
- ・中国メーカの印刷機は、以前と比較して性能・耐久性共に向上しているが、価格は日本メーカの半額程度である。
- ・品質上、多くの向上を期待する。
- ・品質、耐久性を向上させるために改善する必要がある。
- ・設備の丈夫さと自動化において、ドイツメーカーに負けないことを望む。
- ・メンテナンスは簡単だが、中国製の部品が少ないので中国で部品を買うのが難しい。
- ・丈夫ではない。
- ・耐久性の向上、厚紙印刷への能力強化、多様なパッケージ機能の向上を望む。  
更に中国のユーザが使用する習慣に近づけることを望む。
- ・中国にサービス拠点が無くアフターサービスが弱い。
- ・一部の部品が中国内で買えず、交換部品が高い。代替品もない。日本から購入すると、納期がかかる。
- ・アフターサービスの現地化が必要である。

4.2.2 インド

(1) 企業形態と業種（問1、問2）

| 従業員数        | サンプル数<br>(社) | 問1 企業形態   |             |       |           | 問2 業種（複数回答可） |            |           |                          |             |          |      |
|-------------|--------------|-----------|-------------|-------|-----------|--------------|------------|-----------|--------------------------|-------------|----------|------|
|             |              | 国営企業      | 民間企業        | 外資系企業 | 合併企業      | 出版・書籍印刷      | 商業印刷       | 新聞印刷      | パッケージ<br>(ラベル・包装・紙器・軟包装) | BF・セキュリティ印刷 | その他      | 回答無し |
| 1～9人<br>%   |              |           |             |       |           |              |            |           |                          |             |          |      |
| 10～29人<br>% | 5<br>11.6    | 2<br>40.0 | 2<br>40.0   |       | 1<br>20.0 | 2<br>28.6    | 5<br>71.4  |           |                          |             |          |      |
| 30～49人<br>% | 8<br>18.6    |           | 8<br>100.0  |       |           | 5<br>29.4    | 5<br>29.4  |           | 5<br>29.4                | 2<br>11.8   |          |      |
| 50～99人<br>% | 16<br>37.2   |           | 14<br>87.5  |       | 2<br>12.5 | 3<br>13.6    | 12<br>54.5 |           | 4<br>18.2                | 3<br>13.6   |          |      |
| 100人以上<br>% | 14<br>32.6   |           | 14<br>100.0 |       |           | 2<br>8.3     | 6<br>25.0  | 4<br>16.7 | 5<br>20.8                | 5<br>20.8   | 2<br>8.3 |      |
| 未回答<br>%    |              |           |             |       |           |              |            |           |                          |             |          |      |
| 合計<br>%     | 43           | 2<br>4.7  | 38<br>88.4  |       | 3<br>7.0  | 12<br>17.1   | 28<br>40.0 | 4<br>5.7  | 14<br>20.0               | 10<br>14.3  | 2<br>2.9 |      |

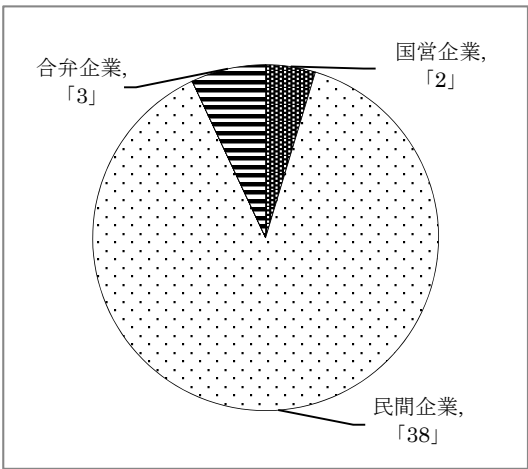


図 4.14 企業形態

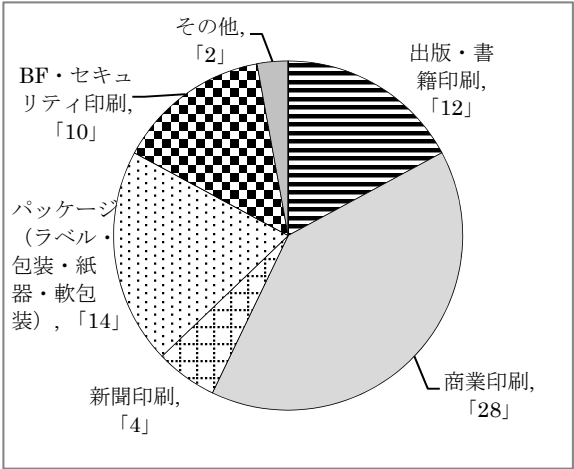


図 4.15 業種

(2) 国内販売比率と年間売上（問3、問5）

|             |              | 問3 国内販売比率（％） |           |           |           |            | 問5 年間売上（単位：1000 ルビー） |                   |                     |                     |            |           |
|-------------|--------------|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|-----------|
| 従業員数        | サンプル数<br>(社) | 0～19         | 20～39     | 40～59     | 60～79     | 80～100     | 1,000～<br>49,999     | 50,000～<br>99,999 | 100,000～<br>149,999 | 150,000～<br>199,999 | 200,000～   | 回答なし      |
|             |              |              |           |           |           |            |                      |                   |                     |                     |            |           |
| 1～9人<br>%   |              |              |           |           |           |            |                      |                   |                     |                     |            |           |
| 10～29人<br>% | 5<br>11.6    |              |           |           |           | 5<br>100.0 | 3<br>60.0            | 1<br>20.0         |                     |                     |            | 1<br>20.0 |
| 30～49人<br>% | 8<br>18.6    |              |           | 1<br>12.5 |           | 7<br>87.5  | 3<br>37.5            |                   | 3<br>37.5           |                     |            | 2<br>25.0 |
| 50～99人<br>% | 16<br>37.2   |              |           |           | 1<br>6.3  | 15<br>93.8 | 1<br>6.3             | 4<br>25.0         | 1<br>6.3            | 2<br>12.5           | 8<br>50.0  |           |
| 100人以上<br>% | 14<br>32.6   |              | 3<br>21.4 |           | 2<br>14.0 | 9<br>64.3  |                      |                   | 1<br>7.1            | 1<br>7.1            | 10<br>71.4 | 2<br>14.3 |
| 未回答<br>%    |              |              |           |           |           |            |                      |                   |                     |                     |            |           |
| 合計<br>%     | 43           |              | 3<br>7.0  | 1<br>2.3  | 3<br>7.0  | 36<br>83.7 | 7<br>18.4            | 5<br>13.2         | 5<br>13.2           | 3<br>7.9            | 18<br>47.4 | 5<br>13.2 |

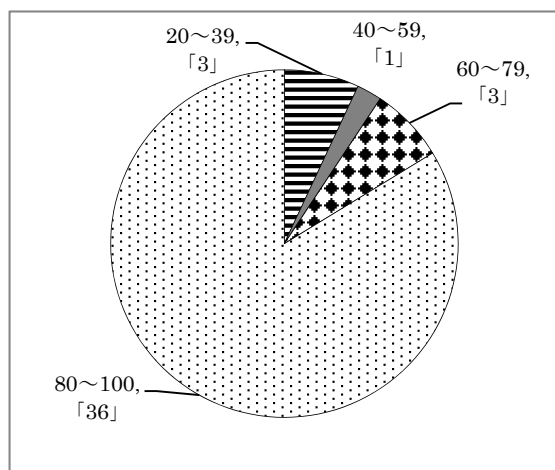


図 4.16 国内販売比率

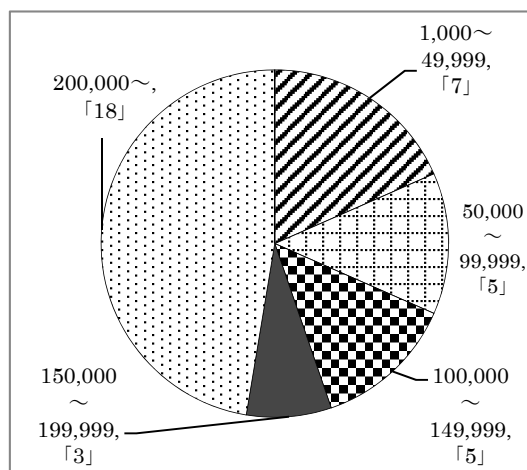


図 4.17 年間売上



(3) 現有印刷設備数と設備計画の有無（問7、8）

| 従業員数        | サンプル数<br>(社) | 問7 現有印刷設備数  |               |               | 問8 設備計画    |            |
|-------------|--------------|-------------|---------------|---------------|------------|------------|
|             |              | 印刷機械<br>(台) | 印刷機械<br>(内新台) | 印刷機械<br>(内中古) | 有          | 無          |
| 1～9人<br>%   |              |             |               |               |            |            |
| 10～29人<br>% | 5<br>11.6    | 15          | 3<br>20.0     | 12<br>80.0    | 3<br>60.0  | 2<br>40.0  |
| 30～49人<br>% | 8<br>18.6    | 20          | 8<br>40.0     | 12<br>60.0    | 3<br>37.5  | 5<br>62.5  |
| 50～99人<br>% | 16<br>37.2   | 59          | 20<br>33.9    | 39<br>66.1    | 10<br>62.5 | 6<br>37.5  |
| 100人以上<br>% | 14<br>32.6   | 55          | 24<br>43.6    | 31<br>56.4    | 8<br>57.1  | 6<br>42.9  |
| 未回答<br>%    |              |             |               |               |            |            |
| 合計<br>%     | 43           | 149         | 55<br>36.9    | 94<br>63.1    | 24<br>55.8 | 19<br>44.2 |

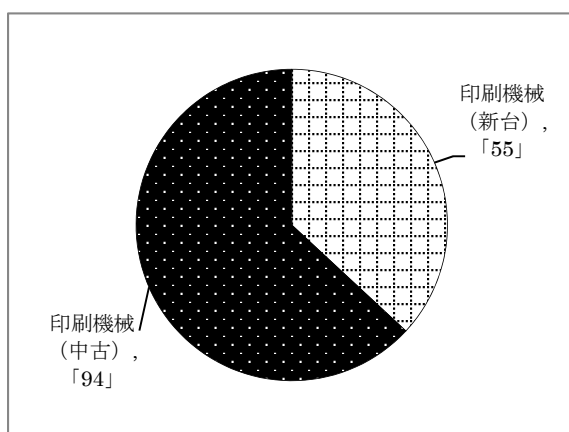


図 4.18 現有印刷設備数（合計 149 台）

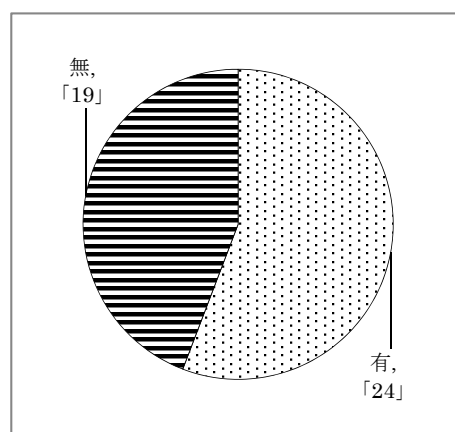


図 4.19 設備計画の有無

(4) 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か（問9）

| 問9 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か（複数回答可） |              |           |            |           |           |           |            |           |               |                |               |
|---------------------------------|--------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|---------------|----------------|---------------|
| 従業員数                            | サンプル数<br>(社) | ブリプレス機器   | オフセット枚葉印刷機 | フレキシソ印刷機  | ラベル印刷機    | その他の印刷機   | 製本機械       | 打抜機       | デジタル<br>(商印用) | デジタル<br>(PDO用) | デジタル<br>(その他) |
| 1～9人<br>%                       |              |           |            |           |           |           |            |           |               |                |               |
| 10～29人<br>%                     | 5<br>11.6    |           | 1<br>14.3  |           |           |           | 3<br>42.9  | 1<br>14.3 | 2<br>28.6     |                |               |
| 30～49人<br>%                     | 8<br>18.6    | 1<br>12.5 | 2<br>25.0  |           |           | 1<br>12.5 | 1<br>12.5  |           | 2<br>25.0     |                | 1<br>12.5     |
| 50～99人<br>%                     | 16<br>37.2   |           | 5<br>26.3  | 1<br>5.3  | 2<br>10.5 |           | 4<br>21.1  | 2<br>10.5 | 1<br>5.3      | 2<br>10.5      | 2<br>10.5     |
| 100人以上<br>%                     | 14<br>32.6   | 2<br>9.5  | 4<br>19.0  | 4<br>19.0 | 3<br>14.3 |           | 4<br>19.0  | 2<br>9.5  | 1<br>4.8      | 1<br>4.8       |               |
| 未回答<br>%                        |              |           |            |           |           |           |            |           |               |                |               |
| 合計<br>%                         | 43           | 3<br>5.5  | 12<br>21.8 | 5<br>9.1  | 5<br>9.1  | 1<br>1.8  | 12<br>21.8 | 5<br>9.1  | 6<br>10.9     | 3<br>5.5       | 3<br>5.5      |

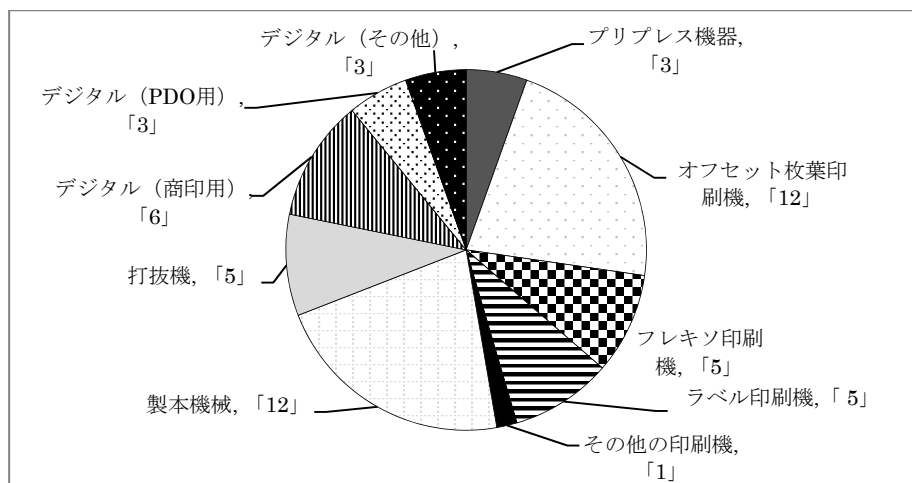


図 4.20 設備計画「有り」と回答した場合、どの機種か

(5) 設備選定の重要項目と日本製設備の有無（問 10、問 11）

| 従業員数        | サンプル数<br>(社) | 問 10 設備選定で何が重要か |            |            |            |           |          | 問 11 日本製印刷機 |           |
|-------------|--------------|-----------------|------------|------------|------------|-----------|----------|-------------|-----------|
|             |              | 価格              | 品質性能       | 生産能力       | 耐久性        | 保守サービス    | その他      | 保有している      | 保有していない   |
| 1～9人<br>%   |              |                 |            |            |            |           |          |             |           |
| 10～29人<br>% | 5<br>11.6    | 1<br>20.0       | 1<br>20.0  | 3<br>60.0  |            |           |          | 3<br>60.0   | 2<br>40.0 |
| 30～49人<br>% | 8<br>18.6    | 2<br>20.0       | 5<br>50.0  | 1<br>10.0  | 1<br>10.0  | 1<br>10.0 |          | 8<br>100.0  |           |
| 50～99人<br>% | 16<br>37.2   | 5<br>23.8       | 4<br>19.0  | 4<br>19.0  | 5<br>23.8  | 2<br>9.5  | 1<br>4.8 | 13<br>81.3  | 3<br>18.8 |
| 100人以上<br>% | 14<br>32.6   | 5<br>25.0       | 6<br>30.0  | 4<br>20.0  | 4<br>20.0  | 1<br>5.0  |          | 12<br>85.7  | 2<br>14.3 |
| 未回答<br>%    |              |                 |            |            |            |           |          |             |           |
| 合計<br>%     | 43           | 13<br>23.2      | 16<br>28.6 | 12<br>21.4 | 10<br>17.9 | 4<br>7.1  | 1<br>1.8 | 36<br>83.7  | 7<br>16.3 |

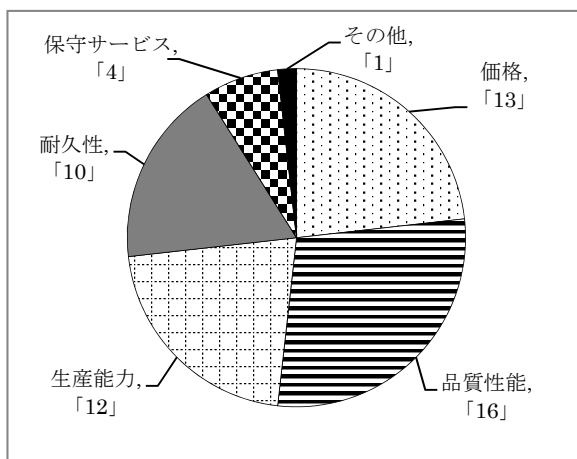


図 4.21 設備選定で何が重要か

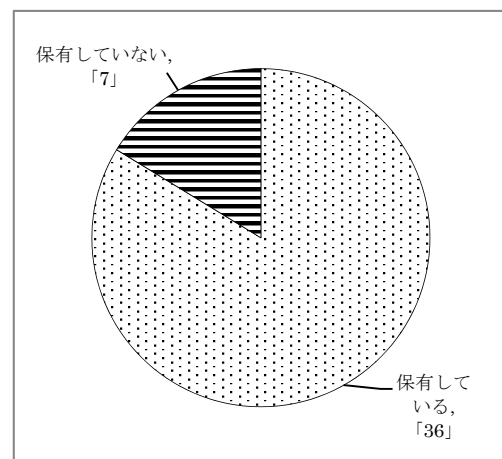


図 4.22 日本製設備の有無

(6) 保有している場合、導入理由（問 12）

|             |            | 問 12 保有している場合の導入理由（複数回答可） |            |           |            |            |           |            |     |
|-------------|------------|---------------------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----|
| 従業員数        | サンプル数（社）   | 価格                        | 品質性能       | ブランド力     | 信頼性        | 生産能力       | 耐久性       | 保守サービス     | その他 |
| 1～9人<br>%   |            |                           |            |           |            |            |           |            |     |
| 10～29人<br>% | 5<br>11.6  | 2<br>25.0                 | 1<br>12.5  |           | 1<br>12.5  | 2<br>25.0  | 2<br>25.0 |            |     |
| 30～49人<br>% | 8<br>18.6  | 5<br>22.7                 | 5<br>22.7  | 2<br>9.1  | 3<br>13.6  | 3<br>13.6  | 1<br>4.5  | 3<br>13.6  |     |
| 50～99人<br>% | 16<br>37.2 | 9<br>25.0                 | 5<br>13.9  | 5<br>13.9 | 4<br>11.1  | 4<br>11.1  | 2<br>5.6  | 7<br>19.4  |     |
| 100人以上<br>% | 14<br>32.6 | 5<br>13.5                 | 9<br>24.3  | 3<br>8.1  | 5<br>13.5  | 6<br>16.2  | 4<br>10.8 | 5<br>13.5  |     |
| 未回答<br>%    |            |                           |            |           |            |            |           |            |     |
| 合計<br>%     | 43         | 21<br>20.4                | 20<br>19.4 | 10<br>9.7 | 13<br>12.6 | 15<br>14.6 | 9<br>8.7  | 15<br>14.6 |     |

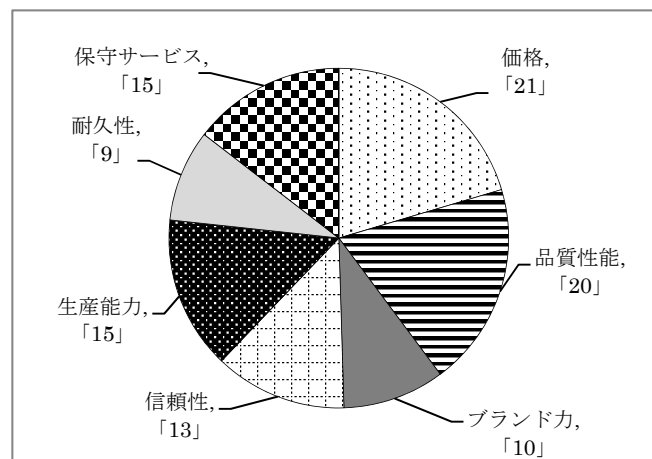


図 4.23 保有している場合、導入理由

(7) 日本製機械を導入していない理由と導入経路（問 13、問 14）

|           |          | 問 13 日本製機械を導入していない理由（複数回答可） |                  |                  |             |                            |             | 問 14 日本製機械の導入経路（複数回答可）                         |                                                                   |                                           |                                 |                  |
|-----------|----------|-----------------------------|------------------|------------------|-------------|----------------------------|-------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 従業員数      | サンプル数（社） | 価<br>格                      | 品<br>質<br>性<br>能 | 生<br>産<br>能<br>力 | 耐<br>久<br>性 | 保<br>守<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | そ<br>の<br>他 | 現<br>地<br>販<br>売<br>店<br>経<br>由<br>で<br>購<br>入 | 直<br>接<br>購<br>入<br><br>日<br>本<br>の<br>メ<br>ー<br>カ<br>ー<br>か<br>ら | ブ<br>ロ<br>ー<br>カ<br>ー<br>よ<br>り<br>購<br>入 | そ<br>の<br>他<br>（<br>欄<br>外<br>） | 回<br>答<br>な<br>し |
| 1 ～ 9 人   |          |                             |                  |                  |             |                            |             |                                                |                                                                   |                                           |                                 |                  |
| %         |          |                             |                  |                  |             |                            |             |                                                |                                                                   |                                           |                                 |                  |
| 10 ～ 29 人 | 5        | 2                           |                  |                  |             |                            |             | 3                                              |                                                                   | 1                                         |                                 | 1                |
| %         | 11.6     | 100.0                       |                  |                  |             |                            |             | 60.0                                           |                                                                   | 20.0                                      |                                 | 20.0             |
| 30 ～ 49 人 | 8        |                             |                  |                  |             |                            |             | 6                                              |                                                                   | 1                                         | 1                               |                  |
| %         | 18.6     |                             |                  |                  |             |                            |             | 75.0                                           |                                                                   | 12.5                                      | 12.5                            |                  |
| 50 ～ 99 人 | 16       | 2                           | 1                | 1                | 1           |                            |             | 11                                             | 1                                                                 | 2                                         |                                 | 2                |
| %         | 37.2     | 40.0                        | 20.0             | 20.0             | 20.0        |                            |             | 68.8                                           | 6.3                                                               | 12.5                                      |                                 | 12.5             |
| 100 人以上   | 14       | 2                           |                  | 1                | 1           |                            |             | 11                                             | 1                                                                 | 3                                         | 1                               |                  |
| %         | 32.6     | 50.0                        |                  | 25.0             | 25.0        |                            |             | 68.8                                           | 6.3                                                               | 18.8                                      | 6.3                             |                  |
| 未回答       |          |                             |                  |                  |             |                            |             |                                                |                                                                   |                                           |                                 |                  |
| %         |          |                             |                  |                  |             |                            |             |                                                |                                                                   |                                           |                                 |                  |
| 合計        | 43       | 6                           | 1                | 2                | 2           |                            |             | 31                                             | 2                                                                 | 7                                         | 2                               | 3                |
| %         |          | 54.5                        | 9.1              | 18.2             | 18.2        |                            |             | 68.9                                           | 4.4                                                               | 15.6                                      | 4.4                             | 6.7              |

※問 14 その他の回答 請求書は LC を通じて日本から直接行った（1 社）

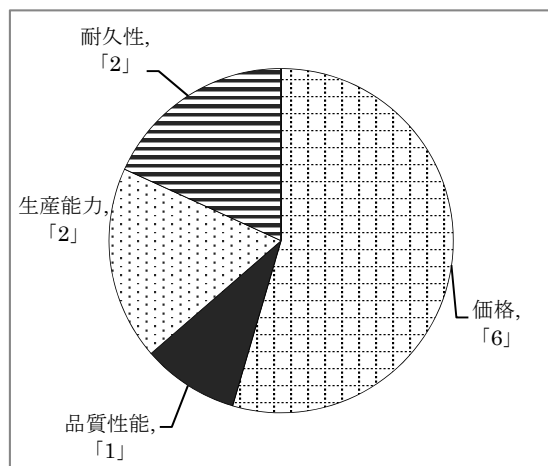


図 4.24 導入していない理由

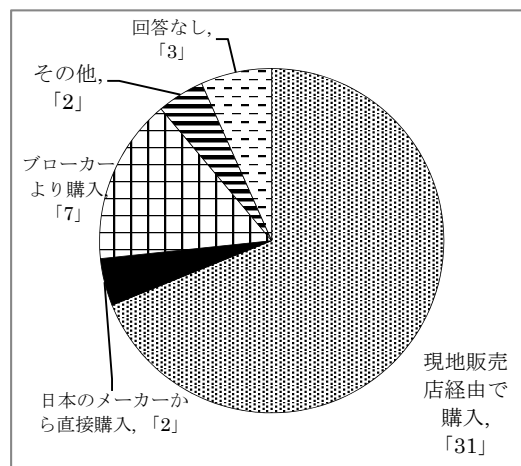


図 4.25 日本製機械の導入経路

(8) 設備の償却期間（問 17）

|           |              | 問 17 設備の償却期間（年）  |                   |                    |              |      |
|-----------|--------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------|------|
| 従業員数      | サンプル数<br>(社) | 1<br>～<br>5<br>年 | 6<br>～<br>10<br>年 | 11<br>～<br>15<br>年 | 16<br>年<br>～ | 回答なし |
|           |              |                  |                   |                    |              |      |
| 1 ～ 9 人   |              |                  |                   |                    |              |      |
| %         |              |                  |                   |                    |              |      |
| 10 ～ 29 人 | 5            |                  | 5                 |                    |              |      |
| %         | 11.6         |                  | 100.0             |                    |              |      |
| 30 ～ 49 人 | 8            |                  | 4                 | 1                  | 3            |      |
| %         | 18.6         |                  | 50.0              | 12.5               | 37.5         |      |
| 50 ～ 99 人 | 16           | 1                | 9                 | 1                  | 1            | 4    |
| %         | 37.2         | 6.3              | 56.3              | 6.3                | 6.3          | 25.0 |
| 100 人以上   | 14           | 1                | 9                 | 1                  | 1            | 2    |
| %         | 32.6         | 7.1              | 64.3              | 7.1                | 7.1          | 14.3 |
| 未回答       |              |                  |                   |                    |              |      |
| %         |              |                  |                   |                    |              |      |
| 合計        | 43           | 2                | 27                | 3                  |              | 6    |
| %         |              | 5.3              | 71.1              | 7.9                |              | 15.8 |

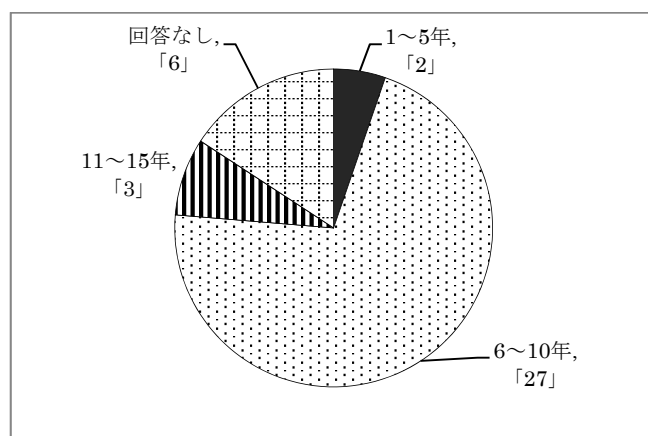


図 4.26 設備の償却期間

－その他の回答－

(9) 他社と比較しての自社の特徴（問 6）

- ・印刷の品質が良い。
- ・納期厳守である。
- ・インドの高品質な印刷会社（又は出版社）である。
- ・とても革新的で、最新の技術を持っている。
- ・豊富な種類の印刷製品をタイムリーに届ける。
- ・新たに日本製オフセット印刷機と POD 機を導入した。
- ・インドで唯一のウルドゥー語新聞社である。
- ・当社は、ユーザのために質の高い仕事をしている、多国籍会社である。
- ・印刷のトータルソリューションプロバイダーである。
- ・自社の CTP システムにより、迅速なサービスが可能である。
- ・我々はインドの折り畳みカーターの最大の生産者の一つである。
- ・エレクトロニクス、医薬品、化粧品、自動車産業、食品で、最も有名なブランドに製品を提供している。
- ・フルカスタム化された UV プレス機。
- ・スマートカードの製造業者（SIM、決済、ID）であり、かつ、サービス・プロバイダーである。
- ・仕事への献身と、印刷品質。
- ・拡大計画を持っている。
- ・S 社の製品に特化している。

(10) 保有している日本製印刷機械（問 12）

| 機械   | 回答数（台） |
|------|--------|
| 印刷機械 | 29     |
| 製本機械 | 14     |

(11) 主要取引銀行（問 16）

| 銀行名                                 | 回答数 |
|-------------------------------------|-----|
| State Bank of India                 | 3   |
| Bank of India                       | 3   |
| canera bank                         | 2   |
| Bank of Maharastra                  | 2   |
| Indian Overseas Bank                | 2   |
| ICICI Bank                          | 2   |
| The Saraswat Co-operative Bank Ltd. | 2   |
| Union Bank of India                 | 1   |
| State Bank of Trivandrum            | 1   |
| State Bank of Mysore                | 1   |
| darusalam Bank                      | 1   |
| Panaji, Goa                         | 1   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| Mumbai, India             | 1 |
| Aosmos Bank               | 1 |
| VIJAYA BANK               | 1 |
| Oriental Bank of Commerce | 1 |
| Indusind Bank             | 1 |
| Indian Nationalized Bank  | 1 |
| Axis Bank                 | 1 |
| IDBI                      | 1 |
| UCOBank                   | 1 |
| LocalBank（銀行名未回答）         | 1 |

(12) 設備の償却期間はどのように考えているか（問 17）

| 設備の償却期間      | 回答数 |
|--------------|-----|
| 5～7 年（日本製装置） | 4   |
| 5～8 年（日本製装置） | 3   |
| 5～6 年（日本製装置） | 2   |
| 6～8 年（日本製装置） | 1   |
| 10 年（印刷機）    | 1   |

(13) 日本の印刷産業機械に対するイメージや要望（問 20）

【プラスイメージ】

- ・日本の装置はコンパクトでコストパフォーマンスに優れている。メンテナンスも最小限で済む。
- ・信頼が有り、シンプルでわかりやすい操作である。
- ・生産性が高く、信頼性が有り操作が簡単。
- ・生産性が高く、信頼性が有り操作が簡単。サービスも対応が良い。
- ・生産性が高く、インドでスペアパーツの入手も容易である。
- ・信頼性、品質が良い。
- ・生産性が高く、中古市場で高く売れる。
- ・生産性が高く、信頼性が有り操作が簡単である。インドでのスペアパーツの入手も容易である。
- ・生産性が高くコスト、信頼性が優れ、操作が容易である。
- ・壊れない。操作が簡単で品質が良い。
- ・生産性が高く信頼性が有り、スペアパーツの入手が容易で操作が簡単。
- ・近年、日本製のオフセット枚葉印刷機を使用し、性能と現地のバックアップ体制に大変満足している。
- ・製品の信頼性が高く、中古市場へ手放すときも高く売れる。
- ・私たちは、品質が良好である日本製品の信仰を持っており、ローカルエージェントは、マシンのメンテナンスのためのスペアパーツも同様である。
- ・長年、オフセットの枚葉印刷機だけでなく断裁機を含め品質と性能に満足している。近い将来、同じような装置の追加購入を検討している。
- ・長年、打抜機を使用しているがパフォーマンスが素晴らしい。近い将来、中古の同じような製品を追加購入する予定である。
- ・日本製のビジネスフォーム印刷機は、品質とパフォーマンスで知られている。我々は長年使用し、インドのメンテナンスやスペアパーツも、とても良いと感じ、満足している。



- ・近い将来、日本製の新しいラベル印刷機を数多く、追加購入する予定である。
- ・日本製装置に満足している。特に、商業印刷に用いるウェブオフセットには自信がある。近い将来、日本製設備を追加購入し、地元のエージェンツからメンテナンスを受ける予定である。
- ・日本は常に高品質な製品を提供する先駆者となっている。
- ・技術に優位性が有り、信頼性のある装置である。
- ・日本製品は、品質、堅牢性で知られており、顧客の期待と一致している。

【マイナスイメージ】

- ・日本製装置はコンパクトであるがため、複雑で操作し難い。
- ・設備購入の際、円とルピーの為替が問題となることが多い。
- ・装置は耐久性が高いが、値段も高い。
- ・生産性が高く、信頼性が有り操作が簡単であるが、スペアパーツや購入後のサービスには改善の余地がある。

### 4.3 考察

#### 4.3.1 中国

##### (1) 回答企業の概要

回答のあった企業は、従業員 50 名以上の民間企業が 85%程度を占めた。

業種は商業印刷（41%）、パッケージ（26%）、出版・書籍（27%）が中心であった。

年間売上は大半（89%）の会社が 4 千萬元（約 656 百万円 @16.4）以上であり、国内販売比率 8 割以上の会社が大半（74%）を占めた。

自社の特徴についての回答として、品質、納期、技術的優位性、トータルサービスに優れる点を挙げる会社が多く、各業種で確固たる地位にある会社であることが伺えた。

##### (2) 設備について

対象会社 54 社に合計 319 台の印刷機械が設備されているが、そのうち 105 台が中古機であり比率が高かった（33%）。

今後の設備投資計画については、大半（85%）の 46 社が「有り」と回答した。

設備投資計画を検討している機種については、主に、オフセット枚葉印刷機（23 社）、プリプレス機器（16 社）、プリプレスワークフロー（15 社）、各種後加工機器（紙折機 10 社、断裁機 8 社、中綴機 7 社、等）と続いている。また、デジタル印刷機への設備投資計画は、商業印刷用デジタル印刷機とシール・ラベル用デジタル印刷機がそれぞれ 4 社となっている（複数回答あり）。

設備選定で何が重要かの問いに対しては、品質性能（36 社）を最も重要視する会社が多く、以下、価格（16 社）、生産能力（6 社）、保守サービス（5 社）、耐久性（3 社）の順となっている（複数回答あり）。

##### (3) 日本製機械について

大半の会社（42 社/78%）が日本製の機械を保有している（印刷機械が 31 台、製本機械が 15 台）。導入経路は現地販売店経由での購入が約半数（48%）を占めた。

主な導入理由としては、価格（32 社）、品質性能（32 社）、生産能力（20 社）、保守サービス（19 社）を挙げている（複数回答あり）。

一方、日本製機械を導入していない理由としても、価格（7 社/58%）が最も多く、耐久性（6 社/50%）、品質性能（5 社/42%）となっている。中国での設備投資には価格要因も大きい、製品の紹介が不十分である可能性も伺えた。

##### (4) 日本の印刷機械産業に対するイメージや要望

有効回答数 38 件は日本製印刷産業機械のユーザからの声と捉えることができる。

中国において、日本製機械はドイツ製機械と並びブランド品的な位置づけで高い評価

を受けていると言える。

プラスイメージの回答が 19 件で、高機能で且つ品質性能と価格バランスが取れているという評価が半数以上を占め、続いて使い勝手の良さが挙げられている。

マイナスイメージの回答も 19 件と同数であり、保守/サービス、耐久性、更なる高品質、低価格と言った要望となっている。品質性能面で中国製機械の進歩から、更なる高品質高性能や低価格を要望されていると言えそうである。

日本メーカへの期待が十分にあることから、これらの要望を満足することで大きな事業機会がある成長市場と言えそうである。

#### 4.3.2 インド

##### (1) 回答企業の概要

回答のあった企業は、従業員 50 名以上の民間企業が 70%程度を占めた。

業種は商業印刷（41%）、パッケージ（21%）、出版・書籍（18%）、BF・セキュリティ（15%）が中心であった。

年間売上は半数の会社が 2 億ルピー（約 334 百万円 @1.67）以上であり、国内販売比率 8 割以上の会社が大半を占めた。

自社の特徴についての回答として、品質、納期、技術的優位性、トータルサービスに優れる点を挙げる会社が多く、各業種で確固たる地位にある会社であることが伺えた。

##### (2) 設備について

対象会社 43 社に合計 149 台の印刷機械が設備されているが、そのうち 94 台が中古機であり比率が高かった（63%）。

今後の設備投資計画については、過半数の 24 社が「有り」と回答した。そのうち、従業員 50 名以上の会社が 18 社を占めた。設備投資計画を検討している機種については、主にオフセット枚葉印刷機（12 社）、商業印刷用デジタル印刷機（6 社）、フレキソ印刷機（5 社）、ラベル印刷機（5 社）、打抜機（5 社）、製本関係の後加工機器（断裁機、紙折機、中綴機、無線綴機、各 3 社）となっている（複数回答あり）。

設備の選定で何が重要かの問いに対しては、品質性能（16 社）を最も重要視する会社が多く、以下、価格（13 社）、生産能力（12 社）、耐久性（10 社）、保守サービス（4 社）の順であった（複数回答あり）。

##### (3) 日本製機械について

大半の会社（36 社/84%）が日本製の機械を保有している（印刷機械が 29 台、製本機械が 14 台）。導入経路は現地販売店経由での購入が 69%を占めた。

主な導入理由としては、価格（21 社）、品質性能（20 社）、生産能力（15 社）、保守サービス（15 社）を挙げている（複数回答あり）。

一方、日本製機械を導入していない理由としても、価格（6社、回答者の55%）が最も多く、インドでの設備投資には価格が最も重要な決定要因の一つであることが伺えた。

#### （4）日本の印刷機械産業に対するイメージや要望

有効回答数の25件は日本製印刷産業機械のユーザからの声と捉えることができる。

プラスイメージの回答が21件、マイナスイメージが4件と、インドにおける日本製機械は総じて高い評価を受けていると言える。価格や購入後のサービスに改善を求める声もあるが、特に生産性、信頼性、操作・メンテナンスの容易性、品質、スペアパーツが入手しやすい等、非常に満足感が高く、リピートオーダーを匂わせる回答内容が多かった。

自動車や電機など他の産業の日本製品も広く受け入れられており、インドは日本のメーカー・製品に好意的な市場であり、力の入れ方によっては、日本のメーカーには大きな事業機会がある成長市場と言えそうである。

## 第5章 調査研究のまとめ

### 5.1 本調査研究で明らかになった課題

印刷産業機械に限らないが、国内需要が一巡し更新需要が主となっている状況から海外との新規の販路を求めることは当然である。しかし、国が違えば法規制・商慣習など違いがあり、それがトラブルの基となる場合がある。一方、客先のニーズも把握しないと、求める製品を提供できない。また、長期的な展望に立って、その国の市場がどのように推移するのを見極めなければ、長期戦略を立てることはできない。これらの情報は、インターネット社会、情報化社会と言われながらも、集約が難しく、一社では対処できない。そこで、日本印刷産業機械工業会の本研究委員会に、各社の第一線に従事する者が集まり、情報を集め、整理解析した。詳しくは各章に記したので、ここでは、その概観を示す。

主に契約上のトラブルや客先の法外ともいえる要求に関するトラブルは、各社から持ち寄ってトラブル事例としてまとめた。このような資料は一般的には「社内限り」で扱われていると思われるが、本委員会の報告書に掲載することにより、各社が同じようなトラブルを回避するために活用したい。これを一読すると、契約締結時に、相手のことを知って、国内の客先とは異なる用意と慎重さが必要であることが理解できる。

将来的には、この研究の延長上で、トラブルを可能な限り回避できる「契約の雛形」を提示することは、本研究の目的であるガイドラインの作成の際の課題としたい<sup>1)</sup>。

アンケート集計結果のうち、問18のマイナスイメージの項は必ずしも全てが正当なことではないと思われる。例えば、耐久性について高いという意見と劣るという、相反する意見がある。しかしながら、アフターサービスの改善・スペアパーツの入手性困難という中国におけるマイナスイメージに反するプラスイメージは見いだせないことから、相応の対応が必要と考えられる。一方、インドにおいては、プラスイメージとマイナスイメージで意見が提示されている。中国ほどではないが、改善の検討は必要であろう。

信頼性、高品質である点は、日本製品の強みであるので、これを今後も維持することがシェア維持、拡大に不可欠である。ただし、中国製のハイエンド機械は、日本・ドイツ製の機械に迫ってきているので、一層の向上が不可欠になる。

今回の調査研究では、中国に現地調査（印刷会社と工業会・政府機関へのヒアリング）を行った。詳細報告は平成26年度になるので、概要をここに記す。各会社で共通的に出たキーワードは、以下の項目であった。

- 自動化：人件費は高騰しており、また良い人材がなかなか集まりにくい状況から品質を維持するためにも自動化は必須。

---

<sup>1)</sup> この契約の雛形にしたがったときのトラブルの際の責任はどうするのかという議論もあろうが、そのために躊躇・断念するのは、トラブル回避のための叡智結集を妨げる。最終的な使用の判断と責任は各メーカーにあるとして、各社が回避できうるトラブルに陥らないための準備をすることは検討に値するであろう。

- デジタル化：これには、プリプレス－プレス－ポストプレスの情報や生産管理の一体化も含まれる。
- 品質：良い品質の印刷をしない限り生き残れない、という認識は訪問先全ての印刷会社共通であった。
- トータルサービス：単にアフターサービスだけでなく、技術レベルの高いサービス要員、最新技術情報の提供、従業員研修を行うなどのトータルのサービスを求めている。代理店の技術レベルの向上を求める指摘が各所であった。
- 環境への配慮：政府の指導が厳しく、環境に優しい資材の使用、水なし印刷の採用、機械本体で使用される材料の適正化。

ヒアリング会社は大手のトップ企業であるから、中国のどの印刷会社でもこれらの点が当てはまると直ちに言えないという点を差し引いても、人件費が安い中国では自動化はまだ先という判断は、すでに中国の実情とは乖離した誤認識であること、印刷品質への要求も、——日本製新台を購入するレベルの会社では——日本と同じレベルであると考えることが分かった。これらのキーワードは2,3章で示された結果とも一致しており、中国の印刷産業の状況を示していると考えられる。

市場規模の動向については、数年前の中国での年20%の市場の成長ということはないとしても、また今後の電子書籍の台頭は疑うべくもないが、中国・インドともに今後も成長が予想される。また、両国は、ともに人口は日本に比して一桁多い巨大市場であり、ベースになる需要も大きい。インドは海外向けの印刷需要も多く、他国とは違った特長もあるので、第2章に示した市場動向を参照し、そこで示された状況と各社の製品に照らして、今後の市場の需要に対応を図っていく必要がある。

法令等の規制に関しては、中国・インドともに直ちに新たな対処が必要な事項はなかったが、日本では馴染みにくい「認証・宣言」（適合性評価）が中国ではCCC制度、インドでは電子・情報通信機器強制登録制度として運用されている。適合規格や適用範囲の変更があるので、常に最新の情報を入手しておかなければならない。また、機械一式を送る場合とスペアパーツなどの一部あるいは部品を送る場合では扱いが異なる可能性があるので、注意を要する。

## 5.2 まとめ

本調査研究で明らかになったことを次に要約する。

1. 中国・インドともに、当面は印刷市場の伸びが予想され、それに応じて印刷産業機械の需要が予想される。
2. そのなかで、各分野、各機種については、各社の戦略に活用できるデータを基に考察を記した。
3. 中国・インドへの輸出に際して関係深い法令等を調査して、まとめた。特別なものはないと思われるが、ユーザである印刷会社はメーカーと代理店で法令等の調査

をして、工場で運用するための要件を満たしたものが納入され则认为している  
で、対応が必要である。

4. 両国とも認証制度を取り入れているが、これは両国に限らず普及すると思われる。  
そのための書類等の準備や現物審査への準備なども必要である。
5. インドにおける「強制登録制度」は、制度が始まったばかりで、その対象に印刷産業機械が含まれるかは、はっきりはしなかった。この点は、現地との連絡を密にして、確認する必要がある。
6. インドでは、日本製を購入しない最大の理由が価格であることは、為替の問題があるにしても、低価格品の投入など対策が必要である。
7. 中国における印刷会社等のヒアリング調査では、品質・自動化・環境への配慮は日本国内と同等のレベルを求められていることを念頭に販売戦略を立てることが必須である。
8. また、中国で求められているアフターサービスは、単に故障対応ではなく、最新技術情報の提供や社員教育の提供である。
9. 中国は、ロコミ社会の面がまだまだ残っていることから、顧客を大事にすることが新規の顧客獲得のきっかけになる可能性が大きい。

－ 資 料 編 －

1. ユーザアンケート調査票（日本語、中国語、英語）
2. 中国輸入許可証管理貨物目録
3. 中国及びインドへの輸出の際の商慣習、取引におけるトラブル等の事例
4. 銀行の格付け（中国、インド）
5. 中国の輸入統計



【日本語】

2014 年 1 月

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会

## アンケート調査のお願い

貴社の概要についてご記載ください（又は貴殿の名刺を貼ってください）。

|             |  |        |  |
|-------------|--|--------|--|
| 会 社 名       |  |        |  |
| 住 所         |  |        |  |
| 担当者(役職名・氏名) |  |        |  |
| 電 話 番 号     |  | E-mail |  |

以下の問 1 ～問 1 8 の設問に対して該当する箇所に✓又はコメントをご記述ください。

問 1 企業形態

☐ 国営企業      ☐ 民営企業      ☐ 外資系企業      ☐ 合併企業

問 2 業種（複数回答可）

☐ 出版/書籍印刷      ☐ 商業印刷      ☐ 新聞印刷  
☐ パッケージ（ラベル/包装/紙器/軟包装）      ☐ BF/セキュリティー印刷  
☐ その他（\_\_\_\_\_）

問 3 貴社の製品の販売先（比率）を教えてください。

国内向け（\_\_\_\_\_％）      輸出（\_\_\_\_\_％）

問 4 従業員数

（約\_\_\_\_\_名）

問 5 貴社の年間売上げを教えてください。

（約\_\_\_\_\_元/ルピー）

問 6 他社と比較して自社の特徴を教えてください。

（\_\_\_\_\_）

問 7 貴社の現有設備を教えてください。

印刷機械\_\_\_\_\_台 (内 新台\_\_\_\_\_台/中古\_\_\_\_\_台)

問8 今後の設備投資計画の有無について教えてください。

( ) 有 ( ) 無

問9 問8で「有」とご回答いただいた企業様にお尋ねします。

今後の設備投資について、具体的に計画のある機種はどの機種ですか(複数回答可)。

( ) プリプレスワークフロー

( ) プリプレス機器

( ) オフセット枚葉印刷機

( ) オフセット輪転印刷機

( ) フレキソ印刷機

( ) ラベル印刷機

( ) 凸版印刷機

( ) フォーム印刷機

( ) スクリーン印刷機

( ) グラビア印刷機

( ) デジタル印刷機

( ) データプリント用、( ) 商印用、( ) 紙器用、( ) POD 用、

( ) シールラベル用、( ) 軟包装用、( ) その他(具体的に:\_\_\_\_\_)

( ) 断裁機

( ) 紙折機

( ) 中綴機

( ) 無線綴機

( ) 打抜機

( ) その他(\_\_\_\_\_)

問10 設備を選定するうえで何が最も重要と思いますか(1項目)。

( ) 価格 ( ) 品質性能 ( ) 生産能力 ( ) 耐久性

( ) 保守サービス ( ) その他(\_\_\_\_\_)

問11 現在、日本製の印刷産業機械設備を保有されておられますか?

( ) 保有している →問12へ

( ) 保有していない →問13へ

問12 問11で「保有している」とご回答の企業様にお尋ねします。それはどのような機種ですか? また導入理由もお教えてください。

機種名 \_\_\_\_\_

導入理由(複数回答可)

( ) 価格 ( ) 品質性能 ( ) ブランド力 ( ) 信頼性

☐ 生産能力      ☐ 耐久性      ☐ 保守サービス  
☐ その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 1 3 問 1 1 で、現在日本製の印刷産業機械設備は保有していないとお答えの企業様にお尋ねします。導入していない理由をお教えてください。(複数回答可)

☐ 価格      ☐ 品質性能      ☐ 生産能力      ☐ 耐久性  
☐ 保守サービス      ☐ その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 1 4 日本製の印刷産業機械設備を保有されている場合、どのような経路で導入されましたか？

☐ 現地販売店経由で購入  
☐ 日本のメーカーから直接購入  
☐ ブローカより購入  
☐ その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 1 5 日本製の印刷産業機械設備を保有されている場合、注意した法規制または利用した制度があればお教えてください。

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

問 1 6 貴社の主要取引銀行をお教えてください。

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

問 1 7 設備の償却期間はどのように考えておられますか。  
( \_\_\_\_\_ 年 ) ( \_\_\_\_\_ 機械の場合 )

問 1 8 日本の印刷産業機械に対するイメージや要望を教えてください。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ご協力有難うございました。

2014 年 1 月

一般社団法人 日本印刷产业机械工业会

## 问卷调查的协助请求

请记载贵公司的简要（或者请附上名片）

|            |  |        |  |
|------------|--|--------|--|
| 公司名        |  |        |  |
| 地址         |  |        |  |
| 负责人（职务 姓名） |  |        |  |
| 电话号码       |  | E-mail |  |

以下问题 1—18，请在合适的（ ）中打✓。

问题 1 企业形式

（ ） 国营企业      （ ） 民营企业      （ ） 外资企业      （ ） 合资企业

问题 2 行业（可以复选）

（ ） 出版/书籍印刷      （ ） 商业印刷      （ ） 新闻印刷  
 （ ） 包装（标签/包装/纸盒/软包装）      （ ） 票据/防伪印刷  
 （ ） 其他（\_\_\_\_\_）

问题 3 贵公司的产品的销售情况（比例）

面向国内（\_\_\_\_\_％）      出口（\_\_\_\_\_％）

问题 4 公司职工数

（大约\_\_\_\_\_名）

问题 5 贵公司的年销售额

（大约\_\_\_\_\_元）

问题 6 和其他公司相比，贵公司的特色

（\_\_\_\_\_）

问题 7 贵公司的现有设备

印刷机\_\_\_\_\_台      （其中 全新\_\_\_\_\_台／二手机\_\_\_\_\_台）

问题 8 今后是否有设备投资的计划

☐ 有      ☐ 无

问题 9 在问题 8 中选择（有）的企业请回答

关于今后的设备投资，请选择具体的设备种类（复选可）

☐ 印前工作流程

☐ 印前设备

☐ 平张纸胶印机

☐ 轮转式胶印机

☐ 柔版印刷机

☐ 标签印刷机

☐ 凸版印刷机

☐ 票据印刷机

☐ 丝网印刷机

☐ 凹版印刷机

☐ 数码印刷机

☐ 数据打印 ☐ 商业印刷 ☐ 纸盒类 ☐ POD（数码印刷）

☐ 标签印刷 ☐ 软包装 ☐ 其他（具体：\_\_\_\_\_）

☐ 切纸机

☐ 折页机

☐ 骑马订书机

☐ 无线订书机

☐ 冲孔机

☐ 其他（\_\_\_\_\_）

问题 10 选择设备时最重要的因素（1 项）。

☐ 价格      ☐ 品质性能      ☐ 生产能力      ☐ 耐久

☐ 保养和售后服务      ☐ 其他（\_\_\_\_\_）

问题 11 现在是否保有日本制的印刷机械设备

☐ 保有

☐ 没有保有

问题 12 在问题 11 中选择（保有）的企业，请回答。保有什么设备？ 并请回答购入的理由

设备名称 \_\_\_\_\_

购入理由（复选可）

☐ 价格      ☐ 品质性能      ☐ 品牌      ☐ 信赖

☐ 生产能力      ☐ 耐久      ☐ 保养和售后服务

☐ 其他（\_\_\_\_\_）

问题 13 在问题 11 中选择（没有保有）的企业，请回答。没有购买的理由（复选可）

- ☐ 价格      ☐ 品质性能      ☐ 生产能力      ☐ 耐久  
☐ 保养和售后服务      ☐ 他（\_\_\_\_\_）

问题 14 保有日本制印刷设备的情况，设备是通过什么途径购入的？

- ☐ 通过本地销售公司  
☐ 直接从日本设备厂商购入  
☐ 通过中间商购买  
☐ 其他（\_\_\_\_\_）

问题 15 保有日本制印刷设备的情况，购买时是否存在应该留意的法规或者可以利用的制度，如果有的话，请列出。

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

问题 16 贵公司的主要的交易银行

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

问题 17 贵公司考虑的设备的偿还期

（\_\_\_\_\_年）（\_\_\_\_\_设备的情况）

问题 18 请阐述一下对于日本印刷机器的印象和期望要求

|       |
|-------|
| _____ |
| _____ |
| _____ |
| _____ |
| _____ |

万分感谢贵公司的协助

## QUESTIONNAIRE SURVEY

Please mention the company Profile or attach your business card here.

|                        |  |        |  |
|------------------------|--|--------|--|
| Company                |  |        |  |
| Address                |  |        |  |
| Person (Position・Name) |  |        |  |
| Tel.                   |  | E-mail |  |

Please write a comment or ✓ to the appropriate part to questions (Q1-Q18) below.

Q1. Corporation form

- ( ) State-owned      ( ) Privately-owned      ( ) Foreign capital  
( ) Joint venture

Q2. Category of business (Multiple answers allowed)

- ( ) Publication/Book printing      ( ) Commercial printing      ( ) Newspaper printing  
( ) Package (Label/Pack/Carton/Soft packaging)      ( ) Business form/Security printing  
( ) Others (\_\_\_\_\_)

Q3. Please tell us your sales destination (ratio)

Domestic (\_\_\_\_\_% )      Export (\_\_\_\_\_% )

Q4. Total employees in your company

(About \_\_\_\_\_ persons)

Q5. The annual sales of your company.

(About \_\_\_\_\_ Rupee)

Q6. The features of your company in comparison with other companies.

(\_\_\_\_\_)

Q7. The number of existing machine

Printing machine \_\_\_\_\_ (Details New \_\_\_\_\_ / Used \_\_\_\_\_)

Q8. Any future plan of machine investment

- ( ) Yes      ( ) No

Q9. This question is for the company who answered “Yes” in Q8.

What kind of machine are you going to invest in the future plan? (Multiple answers allowed)

- ☐ Prepress work flow
- ☐ Prepress
- ☐ Offset sheet-fed printing machine
- ☐ Offset rotary printing machine
- ☐ Flexographic printing machine
- ☐ Label printing machine
- ☐ Letterpress printing machine
- ☐ Business form printing machine
- ☐ Screen printing machine
- ☐ Gravure printing machine
- ☐ Digital printing press
  - ☐ for Data printing、☐ for Commercial printing、☐ for Carton、☐ for POD(Print-On-Demand)、☐ for Label、☐ for Soft packaging
  - ☐ for Others (Concretely : \_\_\_\_\_)
- ☐ Paper cutter and trimming machines
- ☐ Paper folding machine
- ☐ Saddle stitching machine
- ☐ Wiring-less binding machine
- ☐ Punching machine
- ☐ Others ( \_\_\_\_\_ )

Q10. The most important factor on selecting machine

(Only 1 answer allowed)

- ☐ Price      ☐ Quality      ☐ Production ability      ☐ Durability
- ☐ Maintenance & after-sales service      ☐ Others( \_\_\_\_\_ )

Q11. Do you own any Japanese printing industrial machine presently?

- ☐ Yes
- ☐ No

Q12. This question is for the company who answered “Yes” in Q11.

What kind of machines are those?

Also please tell us about the reasons why invested those.

What kind of machine (model name) \_\_\_\_\_

The reasons why they are invested (Multiple answers allowed)

- ☐ Price      ☐ Quality      ☐ Brand power      ☐ Reliability
- ☐ Production ability      ☐ Durability      ☐ Maintenance & after-sales service
- ☐ Others ( \_\_\_\_\_ )



Q13. This question is for the company which answered "No" in Q11.  
What are the reasons why you did not choose Japanese machine?

(Multiple answers allowed)

- ☐ Price      ☐ Quality      ☐ Production ability      ☐ Durability  
☐ Maintenance & after-sales service  
☐ Others (\_\_\_\_\_)

Q14. In case you own Japanese printing industrial machines, what was the route with which you procured the machine?

- ☐ Purchase from local sales agency  
☐ Direct purchase from Japanese manufacturer  
☐ Purchase from broker/used machinery dealer  
☐ Others (\_\_\_\_\_)

Q15. In case you own Japanese printing industrial machines,  
Is there any regulation or act which you paid attention to or any system which you complied with? Please list them.

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

Q16. Your main financing bank

|       |       |
|-------|-------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

Q17. How long do you think about depreciable life and amortization for a machine?  
(\_\_\_\_\_years) (In case of \_\_\_\_\_machine)

Q18. Your image and requirements about Japanese printing industrial machine

|       |
|-------|
| _____ |
| _____ |
| _____ |
| _____ |

Thank you very much for your cooperation.

## 2013 年 中国輸入許可証管理貨物目錄

## 2013年进口许可证管理货物目录

| 重点旧机电产品进口目录 |            |                                    |      |
|-------------|------------|------------------------------------|------|
| 货物种类        | 海关商品编号     | 商品名称及备注                            | 单位   |
| 一、化工设备      | 8419409090 | 其他蒸馏或精馏设备                          | 台    |
|             | 8419609010 | 液化器（将来自级联的UF6气体压缩并冷凝成液态UF6）        | 台    |
|             | 8419899010 | 带加热装置的发酵罐（不散发气溶胶，且容积>20升）          | 台    |
| 二、金属冶炼设备    | 8454100000 | 金属冶炼及铸造用转炉                         | 台    |
|             | 8454309000 | 其他金属冶炼及铸造用铸造机                      | 台    |
| 三、工程机械类     | 8425319000 | 其他电动卷扬机及绞盘                         | 台    |
|             | 8426200000 | 塔式起重机                              | 台    |
|             | 8426411001 | 55吨轮胎式起重机                          | 台    |
|             | 8426411090 | 其他轮胎式起重机                           | 台    |
|             | 8426419000 | 其他带胶轮的自推进起重机械                      | 台    |
|             | 8426491000 | 履带式自推进起重机械                         | 台    |
|             | 8426499000 | 其他不带胶轮的自推进起重机械                     | 台    |
|             | 8426910000 | 供装于公路车辆的其他起重机械                     | 台    |
|             | 8426990000 | 其他起重机械                             | 台    |
|             | 8427201000 | 集装箱叉车                              | 台    |
|             | 8427209000 | 其他机动叉车及有升降装置工作车（包括装有搬运装置的机动工作车）    | 台    |
|             | 8427900000 | 其他叉车及可升降的工作车（工作车指装有升降或搬运装置）        | 台    |
|             | 8428101001 | 无障碍升降机                             | 台    |
|             | 8428101090 | 其他载客电梯                             | 台    |
|             | 8428109000 | 其他升降机及倒卸式起重机                       | 台    |
|             | 8428400000 | 自动梯及自动人行道                          | 台    |
|             | 8428602900 | 非单线循环式客运架空索道                       | 台    |
| 四、起重运输设备    | 8426193000 | 龙门式起重机                             | 台    |
|             | 8426194100 | 门式装卸桥                              | 台    |
|             | 8426194200 | 集装箱装卸桥                             | 台    |
|             | 8427101000 | 有轨巷道堆垛机                            | 台    |
|             | 8427102000 | 无轨巷道堆垛机                            | 台    |
|             | 8428602100 | 单线循环式客运架空索道                        | 台    |
| 五、造纸设备      | 8439100000 | 制造纤维素纸浆的机器                         | 台    |
|             | 8439200000 | 纸或纸板的抄造机器                          | 台    |
|             | 8439300000 | 纸或纸板的整理机器                          | 台    |
| 六、电力、电气设备   | 8501610000 | 输出功率≤75KVA交流发电机                    | 台，千瓦 |
|             | 8501620000 | 75KVA<输出功率≤375KVA交流发电机             | 台，千瓦 |
|             | 8501630000 | 375KVA<输出功率≤750KVA交流发电机            | 台，千瓦 |
|             | 8501641000 | 750KVA<输出功率≤350MVA交流发电机            | 台，千瓦 |
|             | 8501642000 | 350MVA<输出功率≤665MVA交流发电机            | 台，千瓦 |
|             | 8501643000 | 输出功率>665MVA交流发电机                   | 台，千瓦 |
|             | 8502110000 | 输出功率≤75KVA柴油发电机组(包括半柴油发电机组)        | 台，千瓦 |
|             | 8502120000 | 75KVA<输出功率≤375KVA柴油发电机组（包括半柴油发电机组） | 台，千瓦 |
|             | 8502131000 | 375KVA<输出功率≤2MVA柴油发电机组（包括半柴油发电机组）  | 台，千瓦 |
|             | 8502132000 | 输出功率>2MVA柴油发电机组(包括半柴油发电机组)         | 台，千瓦 |
|             | 8502200000 | 装有点燃式活塞发动机的发电机组（内燃的）               | 台，千瓦 |
|             | 8502390000 | 其他发电机组（风力驱动除外）                     | 台，千瓦 |
|             | 8515211000 | 直缝焊管机（全自动或半自动的）                    | 台    |
|             | 8515219001 | 汽车生产线电阻焊接机器人                       | 台    |
|             | 8515219090 | 其他全自动或半自动电阻焊接机器（包括焊接装置）            | 台    |
|             | 8515290000 | 其他电阻焊接机器及装置                        | 台    |
|             | 8515311000 | 螺旋焊管机（全自动或半自动的）                    | 台    |
|             | 8515319000 | 其他全自动或半自动电弧（包括等离子弧）焊接机及装置          | 台    |
|             | 8515390000 | 其他电弧（等离子弧）焊接机器及装置（非全自动或半自动的）       | 台    |
|             | 8515800010 | 电子束、激光自动焊接机（将端塞焊接于燃料细棒（或棒）的自动焊接机）  | 台    |
|             | 8515800090 | 其他焊接机器及装置                          | 台    |

|             |            |                                                             |      |
|-------------|------------|-------------------------------------------------------------|------|
| 七、食品加工及包装设备 | 8419810000 | 加工热饮料, 烹调, 加热食品的机器                                          | 台    |
|             | 8421220000 | 过滤或净化饮料的机器及装置(过滤或净化水的装置除外)                                  | 台    |
|             | 8422301001 | 乳品加工用自动化灌装设备                                                | 台    |
|             | 8422301090 | 其他饮料及液体食品灌装设备                                               | 台    |
|             | 8434200000 | 乳品加工机器                                                      | 台    |
|             | 8438100010 | 糕点生产线                                                       | 台    |
|             | 8438100090 | 通心粉, 面条的生产加工机器(包括类似产品的加工机)                                  | 台    |
|             | 8438500000 | 肉类或家禽加工机器                                                   | 台/千克 |
| 八、农业机械类     | 8433510001 | 功率≥160马力的联合收割机                                              | 台    |
|             | 8433510090 | 功率<160马力的联合收割机                                              | 台    |
|             | 8433599090 | 其他收割机及脱粒机                                                   | 台    |
|             | 8434100000 | 挤奶机                                                         | 台    |
| 九、印刷机械类     | 8443120000 | 办公室用片取进料式胶印机(片尺寸不超过22×36厘米,用品目84.42项下商品进行印刷的机器)             | 台    |
|             | 8443140000 | 卷取进料式凸版印刷机,但不包括苯胺印刷机(用品目84.42项下商品进行印刷的机器)                   | 台    |
|             | 8443150000 | 除卷取进料式以外的凸版印刷机,但不包括苯胺印刷机(用品目84.42项下商品进行印刷的机器)               | 台    |
|             | 8443160001 | 苯胺印刷机, 线速度≥300米/分钟, 幅宽≥800毫米(柔性版印刷机, 用品目84.42项下商品进行印刷的机器)   | 台    |
|             | 8443160002 | 机组式柔性版印刷机, 线速度≥160m /min, 250mm≤幅宽<800mm(具有烫印或全息或丝网印刷功能单元的) | 台    |
|             | 8443160090 | 其他苯胺印刷机(柔性版印刷机, 用品目84.42项下商品进行印刷的机器)                        | 台    |
|             | 8443198000 | 未列名印刷机(网式印刷机除外,用品目84.42项下商品进行印刷的机器)                         | 台    |
| 十、纺织机械类     | 8446304000 | 织物宽度>30cm的喷水织机                                              | 台    |
|             | 8447202000 | 平型纬编机                                                       | 台    |
|             | 8451400000 | 其他洗涤, 漂白或染色机器                                               | 台    |
|             | 8453100000 | 生皮, 皮革的处理或加工机器(包括鞣制机)                                       | 台    |
| 十一、船舶类      | 8901101010 | 高速客船(包括主要用于客运的类似船舶)                                         | 艘    |
|             | 8901101090 | 其他机动巡航船、游览船及各式渡船(包括主要用于客运的类似船舶)                             | 艘    |
|             | 8903100000 | 充气的娱乐或运动用快艇(包括充气的划艇及轻舟)                                     | 艘    |
|             | 8903920001 | 8米<长度<90米的汽艇(装有舷外发动机的除外)                                    | 艘    |
|             | 8903920090 | 其他汽艇(装有舷外发动机的除外)                                            | 艘    |
|             | 8903990001 | 8米<长度<90米的娱乐或运动用其他机动船舶或快艇(包括划艇及轻舟)                          | 艘    |
|             | 8903990090 | 娱乐或运动用其他船舶或快艇(包括划艇及轻舟)                                      | 艘    |
|             | 8901109000 | 非机动巡航船、游览船及各式渡船(以及主要用于客运的类似船舶)                              | 艘    |
|             | 8901909000 | 非机动货运船舶及客货兼运船舶                                              | 艘    |
| 十二、砑鼓       | 8443999010 | 其他印刷(打印)机、复印机及传真机的感光鼓和含感光鼓的碳粉盒                              | 千克   |

| 消耗臭氧层物质    |                                                      |    |
|------------|------------------------------------------------------|----|
| 2903191010 | 1, 1, 1-三氯乙烷(甲基氯仿), 用于清洗剂的除外                         | 千克 |
| 2903191090 | 1, 1, 1-三氯乙烷(甲基氯仿), 用于清洗剂的                           | 千克 |
| 2903399020 | 溴甲烷(甲基溴)                                             | 千克 |
| 2903710000 | 一氯二氟甲烷                                               | 千克 |
| 2903720000 | 二氯三氟乙烷                                               | 千克 |
| 2903730000 | 二氯一氟乙烷                                               | 千克 |
| 2903740000 | 一氯二氟乙烷                                               | 千克 |
| 2903750010 | 1, 1, 1, 2, 2-五氟-3, 3-二氯丙烷                           | 千克 |
| 2903750020 | 1, 1, 2, 2, 3-五氟-1, 3-二氯丙烷                           | 千克 |
| 2903750090 | 其他二氯五氟丙烷                                             | 千克 |
| 2903760010 | 溴氯二氟甲烷                                               | 千克 |
| 2903760020 | 溴三氟甲烷                                                | 千克 |
| 2903771000 | 三氯氟甲烷                                                | 千克 |
| 2903772011 | 二氯二氟甲烷                                               | 千克 |
| 2903772012 | 三氯三氟乙烷, 用于清洗剂除外 (CFC-113)                            | 千克 |
| 2903772014 | 二氯四氟乙烷 (CFC-114)                                     | 千克 |
| 2903772015 | 一氯五氟乙烷 (CFC-115)                                     | 千克 |
| 2903772016 | 一氯三氟甲烷 (CFC-13)                                      | 千克 |
| 2903791011 | 一氟二氯甲烷                                               | 千克 |
| 2903791012 | 1, 1, 1, 2-四氟-2-氯乙烷                                  | 千克 |
| 2903791013 | 三氟一氯乙烷                                               | 千克 |
| 2903791014 | 1-氟-1, 1-二氯乙烷                                        | 千克 |
| 2903791015 | 1, 1-二氟-1-氯乙烷                                        | 千克 |
| 2903791090 | 其他仅含氟和氯的甲烷、乙烷及丙烷的卤化衍生物                               | 千克 |
| 2903799021 | 其他仅含溴、氟的甲烷、乙烷和丙烷                                     | 千克 |
| 3824710011 | 二氯二氟甲烷和二氯乙烷的混合物 (R-500)                              | 千克 |
| 3824710012 | 一氯二氟甲烷和二氯二氟甲烷的混合物 (R-501)                            | 千克 |
| 3824710013 | 一氯二氟甲烷和一氯五氟乙烷的混合物 (R-502)                            | 千克 |
| 3824710014 | 三氟甲烷和一氯三氟甲烷的混合物 (R-503)                              | 千克 |
| 3824710015 | 二氟甲烷和一氯五氟乙烷的混合物 (R-504)                              | 千克 |
| 3824710016 | 二氯二氟甲烷和一氟一氯甲烷的混合物 (R-505)                            | 千克 |
| 3824710017 | 一氟一氯甲烷和二氯四氟乙烷的混合物 (R-506)                            | 千克 |
| 3824710018 | 二氯二氟甲烷和二氯四氟乙烷的混合物 (R-400)                            | 千克 |
| 3824740011 | 三氟一氯甲烷、二氟乙烷和一氯四氟乙烷的混合物 (R-401)                       | 千克 |
| 3824740012 | 五氟乙烷、丙烷和二氟一氯甲烷的混合物 (R-402)                           | 千克 |
| 3824740013 | 丙烷、二氟一氯甲烷和八氟丙烷的混合物 (R-403)                           | 千克 |
| 3824740014 | 二氟一氯甲烷、二氟乙烷、一氯二氟乙烷和八氟环丁烷的混合物 (R-405)                 | 千克 |
| 3824740015 | 二氟一氯甲烷、2-甲基丙烷(异丁烷)和一氯二氟乙烷的混合物 (R-406)                | 千克 |
| 3824740016 | 五氟乙烷、三氟乙烷和二氟一氯甲烷的混合物 (R-408)                         | 千克 |
| 3824740017 | 二氟一氯甲烷、一氯四氟乙烷和一氯二氟乙烷的混合物 (R-409)                     | 千克 |
| 3824740018 | 丙烯、二氟一氯甲烷和二氟乙烷的混合物 (R-411)                           | 千克 |
| 3824740019 | 二氟一氯甲烷、八氟丙烷和一氯二氟乙烷的混合物 (R-412)                       | 千克 |
| 3824740021 | 二氟一氯甲烷、一氯四氟乙烷、一氯二氟乙烷和2-甲基丙烷的混合物 (R-414)              | 千克 |
| 3824740022 | 二氟一氯甲烷和二氟乙烷的混合物 (R-415)                              | 千克 |
| 3824740023 | 四氟乙烷、一氯四氟乙烷和丁烷的混合物 (R-416)                           | 千克 |
| 3824740024 | 丙烷、二氟一氯甲烷和二氟乙烷的混合物 (R-418)                           | 千克 |
| 3824740025 | 二氟一氯甲烷和八氟丙烷的混合物 (R-509)                              | 千克 |
| 3824740026 | 三氟一氯甲烷和一氯二氟乙烷的混合物                                    | 千克 |
| 3824740090 | 其他含甲烷、乙烷或丙烷的氢氯氟烃混合物 (不论是否含甲烷、乙烷或丙烷的全氯烃或氢氟烃, 但不含全氯氟烃) | 千克 |

### 資料編－3

#### 中国及びインドへの輸出の際の商慣習、取引におけるトラブル等の事例

##### <インド>

インドのエンドユーザと製品の購買で、ユーザの社長より注文を口頭でいただいた。長年の取引先なので、特別に契約金無しで注文を受けることになった。

その後、リーマンショックが起これ、機械の完成間近になっても契約金が振り込まれていないため、再三催促したところで、エンドユーザより経済が悪くなり、受注量が減ってくることとルピーの暴落の影響より、オーダーをキャンセルするとの一方的な連絡を受けた。

当時の営業担当が客先を訪問し談判したが、破談となってしまった。契約金、違約金、在庫保管費用等は自社で負担してしまった。機械は最終的に他の客先に転売した。

(コメント：これ以来、契約金は交渉の余地のない要求となった。)

##### <インド>

インドのエンドユーザと製品の購買で、売買契約を廻した。契約条件は 30%頭金、70%L/C は船積みで、予定通り 30%前金が振り込まれて、製造がスタートした。

完成後、エンドユーザに立会時期の確認を行うべき、連絡したところ、立会その前に印刷サンプルをいただきたいとの要望が出た。

客先の支給の版を利用し刷って提出した 1 回目のサンプルに客先はクレームがあり、訂正して再度刷った 2 回目のサンプルを送ったが、再度クレームがあり、3 回目は日本で製作した版を利用し刷ったほぼ完璧なサンプルを提出したが、それでもダメだった。

基準が分からないまま、改善できようがないので、基準見本を依頼したが、ユーザが提供してくれない。その上機械の品質が満足できないとのことで、契約金額の 70%残金の支払に対して、40%を支払い残りの 30%を機械の納入後に満足した場合は支払うという契約の変更を要求した。

半年をかけて厳しい交渉を経て、契約通り 70%残金の L/C が開設されて無事に機械を出荷したが、半年の在庫費用も自社で吸収して負担することになってしまった。

##### <中国>

中国のお客様より大型物件の引き合いがあり、来日され機械を見ていただいた。こちらも中国のお客様がそれほど高額な機械を購入するとは思っていなかったため、最初に概算の金額を伝えた際に、十分購入できるというご返事をいただいた時も、言葉通りには信用していなかった。

その後、何度も足を運び、商談を進めて行くにつれて徐々に価格が下がっていき（グレードを下げることによる減額）、これ以上は下がらないという状況になった時点で受注の期待が高まってきた。

#### <中国>

通関時、機械重量がパッキングリストより 6%重いということで、通関に時間がかかり、倉庫費・書類訂正費・通関の罰金を要求される。エンドユーザより機械搬入に遅れが生じたことにより、予定していた仕事を外注先に振ったための費用請求あり。

##### (原因)

梱包業者も海上輸送の場合、税関の慣例として重量チェックを行わないと考えていたため、古いデータのまま記載をしていた。当社は以前より中国に輸出をしており、今までこのようなことは起きなかった（重量記載も梱包業者の言う通り記載していた）。

##### (対応・処置)

- ・梱包業者には、毎回重量を測定するよう指示
- ・倉庫費等は代理店が支払

#### <中国>

塩田港経由で、山東省に機械を収めたところ、機械に錆が発生しており、機械の入れ替え要求あり。エンドユーザより機械納品が遅れたことへの損害賠償を要求される。

##### (原因)

不明。おそらく通関時バリア梱包を開きそのままにしていたと思われる。

##### (対応・処置)

- ・新台機と入れ替え（新台製作・運搬に 2 ヶ月要した）
- ・入替えに伴う費用については、保険対応
- ・防錆処理を今までより念入りにする
- ・補償については、部品を無償提供することで合意

#### <中国>

中国の代理店に部品を送った際、今までは直ぐに通関できていたが、最近では材質・作用・原理などの問い合わせが頻繁にあり、通関に時間を要している。

#### <中国>

検収に対する条件、品質に対する保証の問題

- ・日本国内の中国向け印刷関連専門商社と契約し製品を出荷。仕様は仕様書にて確認、支払いは出荷までに 80%、現地検収時に 20%支払い。
- ・日本国内での立会い、トレーニング時は、日本の機材を使用し問題は無かったが、現地では中国製の機材を使用した所不具合が発生し、対策用部品を送付し現地調整するも解消せず、一部装置を新作交換の上調整したが、生産は可能なものの所定のスピードになかなか到達できなかった。調整に使用したロス機材の補償（代品では無く現金）を求められ、支払って検収受領した。

## <インド>

### 機械現地到着までの損傷に対する責任範囲

- ・日本国内商社と契約し、輸出梱包の上指定倉庫渡しとした。  
出荷後 2 ヶ月程度で客先工場到着予定であったが、用船、現地港湾事情、通関客先の税金支払い遅延等で、約 4 ヶ月遅れで（6 ヶ月掛かった）到着。
- ・客先にて開梱時、各部に大きく錆が発生し、水、ヘドロも溜まっていて一部機器は原形が崩れ使用不能の状態であった。客先はコンテナにて輸送され、同時に送られた他の機械に損傷が無いことより梱包、防錆の不備として、保険求償を拒否、メーカー責任にて処置を要求。
- ・アドバイサの助言により、早急な対処と梱包、防錆に不備は無かったことの資料提出実施。スーパーバイザ派遣時に損傷機器と JIS Z 1403（密閉、防湿バリヤ梱包）に基づき梱包した旨の防湿包装方法、梱包作業時の工程毎の写真集、乾燥剤使用料計算書、防錆油成分表等持参し説明。
- ・結果、錆発生の原因は不明、錆落とし作業は共同にて行い、交換機器、スーパーバイザ延長分はメーカー負担として決着。

## <中国>

### L/C 開設タイミング

中国販売店(ディーラ)への販売は L/C at Sight で行っている。現地販売店(Applicant)としては、納期は注文請書に記載されているので、L/C はその納期に対してできる限り遅く開設し、銀行に対する手数料等を低く抑えたい。しかし、我々メーカー(Beneficiary)としては、工場出荷後日本出港まである程度の日数が必要となるため、できる限り早期に L/C を受領したい。

このような状況のなか、納期通りの日本出港へ向けての工場出荷日までに L/C が受領できず、工場出荷日を変更、納期が遅延してしまい、在庫期間の延長、エンドユーザへのペナルティ問題、等、現地販売店とのトラブルの原因になった。

実際問題として、ペナルティ問題へは進展しなかったが、在庫期間の延長に関する部分は当方にて負担となった。

解決策として、現地販売店と協議、ルールを設定することで同意した。納期の約 1 ヶ月前に当方より出港予定日を連絡、ブッキングを完了させ、その出港日の 10 日前までに L/C のコピーをメール連絡してもらうようにして、もし期日通りに L/C のコピーが入手できなければ、無条件で納期遅延させることで現在すすめている。

## <インド>

### 理解できない L/C 条件

L/C の条件 (Condition) で、どのような書類を準備すれば良いのか判断に苦しい条項が含まれている場合が多い。例えば「CE Certification」の提出を L/C の条件として提示されているが、CE は自己宣言であって、当社には第 3 機関発行の Certificate など存在しない。

いずれの場合でも、どのような書類を準備すれば良いのか判断に苦しい L/C 条件が提起された場合、条件変更 (Amendment) にて当該条項の削除を申し入れるしかないのであるが、意外にもすんなりと承諾され削除される。現地銀行の L/C 発行時のテンプレートがそのようになっている場合が多いようである。

## <インド>

### カタログ上のスペックへのこだわり

インドのユーザはカタログ上のスペックに異様にこだわるように思う。最高速度をできるだけ高く記載したいのはメーカーの常であるのだろうし、このような要点は商品販売活動時に現地販売店から十分説明があったであろうが、時として、いかなる枚数、紙サイズ、条件環境下においても常に最高速度が達成できるものと主張してくる場合がある（内心は重々理解しているのかもしれない）。

一旦エンドユーザとカタログ上のスペックの誤解でトラブルが発生すると、エンドユーザはメーカーとの直接交渉を要請してくることが多い。この時、現地販売店 (ディーラ) はなかなか仲裁に向けては動いてくれない。実際に発生したケースでは、メーカーより社員を派遣、様々な条件下で最適の運転状態を示し、エンドユーザの理解を得るよう活動した。

## <中国>

### 契約

中国のエンドユーザとの間で、指定先工場への納品・設置の条件で契約したが、納期の 3 カ月前になり、エンドユーザは急に新工場の建設に着手、○か月後に竣工するという事で、納入先と納期の変更を申し入れられた。申し入れに応じたが、その後、ずるずると工場竣工が延長された。それに伴い、本来の納期で納入される予定であった製品は倉庫に保管し、その保管料と管理コストに大きな負担が掛かっているが、客先はそれら費用の負担にまったく合意しない。

## <インド>

### 契約

インドのエンドユーザとの間で製品 3 台をまとめて契約した。2 台目は 1 台目納入後○か月後、3 台目は 2 台目納入後の○か月後に出荷する、という条件で契約し、契約時に 1 台目の頭金を受領した。1 台目の出荷前にエンドユーザが来日し、1 台目の製品を検収した。その時、2 台目を生



産開始することで同意し、覚書に両社サインした。

2 台目の生産を開始したので、頭金を支払うよう再三要請したが、支払いは無い。契約書及び覚書があるので、生産を止めずにいたが、出荷時になったところで、エンドユーザより、工場建屋などの受入れ準備ができていないといったことから“出荷はまだ待つて欲しい”との要求あり。結果、2 台目の製品は倉庫に保管。倉庫代の支払いなどを折衝したが、エンドユーザは支払いに応じない。3 台目は契約通りに進んだ。

(対応・解決策)

契約書を交わしたとしても、頭金の支払いがなければ生産を開始しないことを徹底。

<インド>

L/C 銀行買取不能（フォーフェイト等）⇒回収不能に至る問題：

製品の売買を客先 Buyer と契約した。支払条件に客先 Buyer (=L/C Applicant) が Seller (メーカー=L/C Beneficiary) に対して L/C を開設してきた。

条件、L/C 2 年ユーザンス付 (720 日)。

☆インドルピーに比して金利の低い日本円ゆえ、インドの Buyer は長期ユーザンス（支払猶予）を好む傾向がある。

しかしながら、折しもリーマンショック等金融危機に伴って、それ以前に開設された L/C は、インドでは格付けの相当低い地方銀行で開設されたもの。

そのため、一切、買取先銀行が見つからないまま、L/C 期限を迎えた。

(最悪、最終的に<紙切れ>となってしまう)

実際は、期限超過後も L/C 期限 (Expiry) を延長し改めて復帰有効とする手続は可能であるが、Buyer ユーザ (L/C Applicant) は再度与信審査 (Sanction) を開設銀行に申請し、担保等の再査定が必要となる。但し、開設銀行への追加 Bond 支払い、担保上積みが必要となるので期限延長は実質不可能。

折角開設された L/C は期限超過、無効に至ってしまい、手形としての価値を失効してしまうこととなった。

代わりに、別の、格付けの高い銀行で再度開設しようにも、Buyer ユーザは改めて格付与信審査、担保差し入れが必要となる。実際、客先にとっては従来より取引がない銀行、与信枠のない与信枠のハードルが高い銀行での L/C 開設は、至難の業である。

結局 Seller (メーカー販売者) は、まるまる焦げ付きを被ることに至り、製品をその後長期在庫として保管することを余儀なくされた。

(解決策)

Buyer ユーザには予め、格付けの高い上位銀行での L/C 開設を義務付ける必要がある（政府系銀行、上位 5 位以内の外銀、ノンバンクではない銀行等での開設、ユーザンス無 At sight にするなどの措置をとるべし）。

☆しかし、最悪、Buyer ユーザ自身の信用度が低く与信枠が取れないなどの場合は、商機は成立せず未遂となる恐れが非常に高い点が問題。

(補足)

- ① リーマンショックの前と後では、銀行の格付け、Sovereign Risk(国情の安定度など)、まったく相違があった。
- ② 金融危機前では全く問題のなかった長期ユーザンス L/C 取引であったが、信用度の低い開設銀行で開設された L/C はどこにおいても買い手（買い取り先）が見つからないばかりか、ユーザンス後にいたっての取りたて（俗に言う“塩漬け”）回収すら、ままならない。
- ③ 結局、買い手が全くつかないまま、有効期限を迎えることになってしまった。
- ④ 結果、L/C としても価値を失効してしまった。
- ⑤ 現状では、1 年程度の L/C ユーザンスは許容できる範囲にまで回復はしている。しかしながら、依然として長期ユーザンス付 L/C が（売買条件に際して製品の Buyer にとって大きなメリットを生むにせよ）常々、回収のリスクが伴うことに変わりはない。

最大限の安心としてフォーフェイト（遡及権なし買い取り）という金融取引もあるが、買い取りする銀行に、買い取り時支払いする金利＋手数料が高くなってしまいがちであり、これに伴う売価への転嫁が常々、特にインドの商談では課題になりがちとなっていた。

殊、格付けの低い銀行において開設された L/C の買い取り費用はかなり高くなる恐れもあり実利的ではない。

<インド>

日系金融会社による与信提供で画期的なクロスボーダーファイナンスを起用したが、支払い不能に陥った。

日系金融会社がインドの Buyer（印刷会社を営むだけでなく多角的にビジネスを行う Owner 企業グループ）に、ある製品購買に際して 6 年割賦払いファイナンスの与信を提供した。

同地では、ECB 規制（External Commercial Borrowing）と呼ばれる特有の融資ガイドライン規制をクリアした、インド VS 日系金融会社の長期割賦型金融としては前例のない画期的商例であった。

しかしながら、客先の印刷会社は僅か 1 年目にして支払不能に陥り、印刷会社をリストラ、閉鎖、最終的に倒産となった。

金融会社としては、5 年の残債支払分の焦げ付きをまるまる煽ることになって、回収不能に陥ることになった。

製品を提供するメーカは、金融会社からの即金払いで回収を実施したため、焦げ付きを免れたものの、それ以降、同様の事例を、二度と商例に採用することはなかった。

奇しくも、印刷会社倒産の後も、Buyer は別事業で利益を上げてビジネスを成功させている状況にある。個人資産の差し入れ、保証等を強要することもなく、金融会社としては結局泣き寝入りせざるを得ないことになった。

#### （対応・解決策）

現地の地場のファイナンス会社による融資か、もしくは格付けの高く信頼できる銀行で一般的な L/C 取引で実行すべきである。

#### <中国>

##### 関税

印刷機械の輸入税は通常 10% であるが、ある機械最高回転の仕様を満たすものについては 3% の優遇措置があり、7% となる。

2012 年 12 月に突然その最高回転数を 17,200 rph に上げると通知され、翌年 1 月の通関から即有効とされた。この最高回転数を満たすための機械改良を施すのに 3 ヶ月間を要したが、その間に輸出したもの（その最高回転数を満たさないもの）については 10% の輸入税を課せられ、3% は値引きで対応せざるを得なかった。

#### <インド>（インドの企業が仲介したが販売先は別の国）

契約時の支払条件は 10% 船積時送金、90% 1 年のユーザンス付き L/C。しかし、L/C も開くことができず、10% の送金もできないとの連絡有り。理由は急激な円高とリーマンショックにより銀行の融資を受けられなくなり、90% の金額の L/C を開くことができなくなったとのこと。そのために機械の出荷をとめて、支払条件の交渉。最終的に新たに支払条件の契約をし直し、約 36% を 2 年のユーザンス付き L/C（その時点で L/C を開ける限度額）、残金を納入後 1 年後から 3 年間の分割払い（四半期ごとの送金）とした。

分割払い分を遅延なく支払っていただくために、指定支払日に合わせてパスワードを入力しないと生産管理装置が作動しなくなるように設定し、入金確認後にパスワードを連絡するという方法をとった。

#### <インド>（インドの企業が仲介したが販売先は別の国）

上記案件において、到着した荷物（機械）がひどく錆びているとの連絡あり。出荷を遅らせ、長期間倉庫に保管していたために錆びた可能性が高い。一部機械は全損にて再製作となった。

FOB 契約のため、お客様手配により現地の保険にて負担していただくよう交渉したが、お客様も現地保険会社も不適切な梱包が原因ということでまったく相手にしていただけず、最終的には日本側、弊社及び梱包会社にて負担することとなった。

## 資料編－4

### 銀行の格付け

英国フィナンシャル・タイムズ系金融情報誌「The Banker」は、世界各国の銀行の資本金、総資産、利益/利益率などをランキング化し、公表している<sup>1)</sup>。下表に、2012年度の総資産額ランキングにランクインした中国及びインドの銀行を取りまとめた。世界三大格付け機関の格付けを取得している場合には、その情報を加えた。

#### 中国 銀行の格付け

| 順位 | 銀行名                                                      | 総資産額 (US \$) | 格付け     |                   |               |
|----|----------------------------------------------------------|--------------|---------|-------------------|---------------|
|    |                                                          |              | Moody's | Standard & Poor's | Fitch Ratings |
| 1  | ICBC - Industrial and Commercial Bank of China<br>中国工商銀行 | 2兆4563億ドル    | A1      | A                 |               |
| 2  | China Construction Bank<br>中国建設銀行                        | 1兆9492億ドル    | A1      | A                 |               |
| 3  | Bank of China<br>中国銀行                                    | 1兆8775億ドル    | A1      | A                 |               |
| 4  | Agricultural Bank of China<br>中国農業銀行                     | 1兆8533億ドル    | A1      |                   |               |
| 5  | Bank of Communications<br>交通銀行                           | 7318億ドル      | A3      | A-                |               |
| 6  | China Merchants Bank<br>招商銀行                             | 4436億ドル      | Baa3    | BBB+              |               |
| 7  | China CITIC Bank<br>中信銀行                                 | 4390億ドル      | Baa1    | BBB+              |               |
| 8  | Shanghai Pudong Development Bank<br>上海浦東發展銀行             | 4261億ドル      | Baa3    | BBB+              |               |
| 9  | Industrial Bank<br>興業銀行                                  | 3823億ドル      |         |                   |               |
| 10 | CMBC - China Minsheng Banking Corp<br>中国民生銀行             | 3538億ドル      |         |                   |               |
| 11 | China Everbright Bank<br>中国光大銀行                          | 2751億ドル      | Baa2    |                   |               |
| 12 | Shenzhen Development Bank<br>深圳發展銀行                      | 1997億ドル      |         |                   |               |
| 13 | Hua Xia Bank<br>華夏銀行                                     | 1975億ドル      |         |                   |               |
| 14 | Bank of Beijing<br>北京銀行                                  | 1518億ドル      |         |                   |               |

<sup>1</sup> <http://www.thebanker.com/Top-1000-World-Banks>

| 順位 | 銀行名                                                | 総資産額 (US \$) | 格付け     |                   |               |
|----|----------------------------------------------------|--------------|---------|-------------------|---------------|
|    |                                                    |              | Moody's | Standard & Poor's | Fitch Ratings |
| 15 | China Guangfa Bank<br>広発銀行                         | 1458 億ドル     | Ba2     |                   |               |
| 16 | Bank of Shanghai<br>上海銀行                           | 1041 億ドル     | Baa3    |                   |               |
| 17 | Bank of Jiangsu<br>江蘇銀行                            | 8160 億ドル     |         |                   |               |
| 18 | Evergrowing Bank<br>恒豊銀行                           | 6940 億ドル     |         |                   |               |
| 19 | Beijing Rural Commercial Bank<br>北京農商銀行            | 5988 億ドル     |         |                   |               |
| 20 | Chongqing Rural Commercial Bank<br>重慶農村商業銀行        | 5473 億ドル     |         |                   |               |
| 21 | Bohai Bank<br>渤海銀行                                 | 4959 億ドル     |         |                   |               |
| 22 | Shanghai Rural Commercial Bank<br>上海農村商業銀行         | 4919 億ドル     |         |                   |               |
| 23 | China Zheshang Bank<br>浙商銀行                        | 4791 億ドル     |         |                   |               |
| 24 | Bank of Nanjing<br>南京銀行                            | 4472 億ドル     |         | BBB-              |               |
| 25 | Guangzhou Rural Commercial Bank<br>広州農村商業銀行        | 4344 億ドル     |         |                   |               |
| 26 | Bank of Ningbo<br>寧波銀行                             | 4134 億ドル     |         |                   |               |
| 27 | Huishang Bank<br>徽商銀行                              | 4079 億ドル     |         |                   |               |
| 28 | Bank of Hangzhou<br>杭州銀行                           | 3872 億ドル     |         |                   |               |
| 29 | Bank of Tianjin<br>天津銀行                            | 3735 億ドル     |         |                   |               |
| 30 | Bank of Guangzhou<br>広州銀行                          | 3269 億ドル     |         |                   |               |
|    | Export-Import Bank of China<br>中国進出口銀行             |              | Aa3     | AA-               | A+            |
|    | China Development Bank<br>中国開発銀行                   |              | Aa3     | AA-               | A+            |
|    | Agricultural Development Bank of China<br>中国農業発展銀行 |              | Aa3     |                   |               |
|    | Hang Seng Bank (China) Limited<br>恒生銀行 (中国)        |              | A3      | AA-               |               |

|  |                                                                                           |  |     |      |  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|------|--|
|  | Ping An Bank Co., Ltd<br>平安銀行                                                             |  | Ba1 |      |  |
|  | DBS Bank (China) Ltd.China Orient<br>Asset Management Corp.<br>星展銀行（中国）有限公司中国東方資<br>産管理公司 |  |     | BBB+ |  |

#### インド 銀行の格付け

| 順位 | 銀行名                                                                      | 総資産額 (US<br>\$) | 格付け     |                         |                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|-------------------------|------------------|
|    |                                                                          |                 | Moody's | Standard<br>&<br>Poor's | Fitch<br>Ratings |
| 1  | SBI - State Bank of India                                                | 3577 億ドル        | Baa3    | BBB-                    | BBB-             |
| 2  | ICICI Bank (Industrial Credit<br>and Investment Corporation of<br>India) | 926 億ドル         | Baa3    | BBB-                    | BBB-             |
| 3  | Punjab National Bank                                                     | 896 億ドル         | Baa3    |                         |                  |
| 4  | Bank of Baroda                                                           | 894 億ドル         | Baa3    |                         | BBB-             |
| 5  | Bank of India                                                            | 758 億ドル         | Baa3    | BBB-                    |                  |
| 6  | Canara Bank                                                              | 731 億ドル         |         |                         | BBB-             |
| 7  | HDFC Bank                                                                | 661 億ドル         | Baa3    | BBB-                    |                  |
| 8  | IDBI Bank                                                                | 568 億ドル         | Baa3    | BB+                     |                  |
| 9  | Axis Bank                                                                | 558 億ドル         | Baa3    | BBB-                    | BBB-             |
| 10 | Union Bank of India                                                      | 513 億ドル         | Baa3    | BBB-                    |                  |
| 11 | Central Bank of India                                                    | 449 億ドル         | Baa3    |                         |                  |
| 12 | Indian Overseas Bank                                                     | 429 億ドル         | Baa3    | BBB-                    |                  |
| 13 | Allahabad Bank                                                           | 358 億ドル         |         |                         |                  |
| 14 | Syndicate Bank                                                           | 357 億ドル         | Baa3    | BBB-                    |                  |
| 15 | UCO Bank                                                                 | 353 億ドル         |         |                         |                  |
| 16 | Oriental Bank of Commerce                                                | 348 億ドル         | Baa3    |                         |                  |
| 17 | Corporation Bank                                                         | 320 億ドル         |         |                         |                  |
| 18 | Indian Bank                                                              | 276 億ドル         |         | BBB-                    |                  |
| 19 | Andhra Bank                                                              | 224 億ドル         |         |                         |                  |
| 20 | Standard Chartered Bank India                                            | 240 億ドル         |         |                         |                  |
|    | Yes Bank Limited                                                         |                 | Baa3    |                         |                  |
|    | Canara Bank                                                              |                 | Baa3    |                         |                  |
|    | Export-Import Bank of India                                              |                 | Baa3    |                         |                  |
|    | Indian Railway Finance Corp.                                             |                 | Baa3    |                         |                  |
|    | Rural Electrification<br>Corporation Ltd.                                |                 | Baa3    |                         |                  |

| 順位 | 銀行名                                        | 総資産額 (US \$) | 格付け      |                    |               |
|----|--------------------------------------------|--------------|----------|--------------------|---------------|
|    |                                            |              | Moody' s | Standard & Poor' s | Fitch Ratings |
|    | Export-Import Bank of India, London Branch |              | Baa3     |                    |               |
|    | Power Finance Corporation Limited          |              | Baa3     |                    |               |
|    | Kotak Mahindra Bank                        |              |          | BBB-               |               |

中国の輸入統計

<貿易統計>

・ 中国の印刷産業機械の輸入

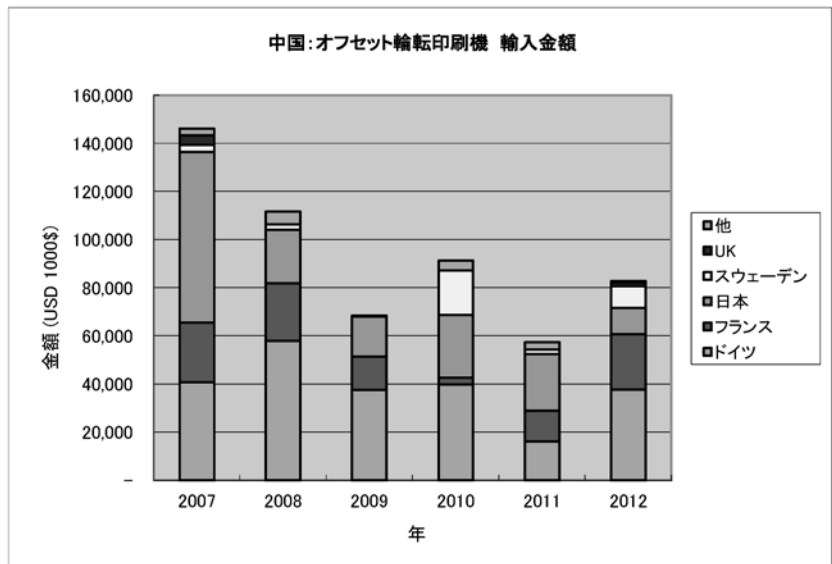
| 貿易統計 HS コード | 分類                                           |
|-------------|----------------------------------------------|
| 844311      | オフセット輪転印刷機                                   |
| 844312      | オフセット枚葉印刷機（事務所用に限るもので、広げたシートが 22×36 cm以下のもの） |
| 844313      | その他のオフセット印刷機                                 |
| 844314      | 凸版輪転印刷機（フレキソを除く）                             |
| 844315      | 凸版印刷機（輪転機以外のもの、フレキソを除く）                      |
| 844316      | フレキソ印刷機                                      |
| 844317      | グラビア印刷機                                      |
| 844319      | その他のプリンタ、複写機及びファクシミリ（複合機であるかどうかは問わない）        |

資料出典：ジェトロ



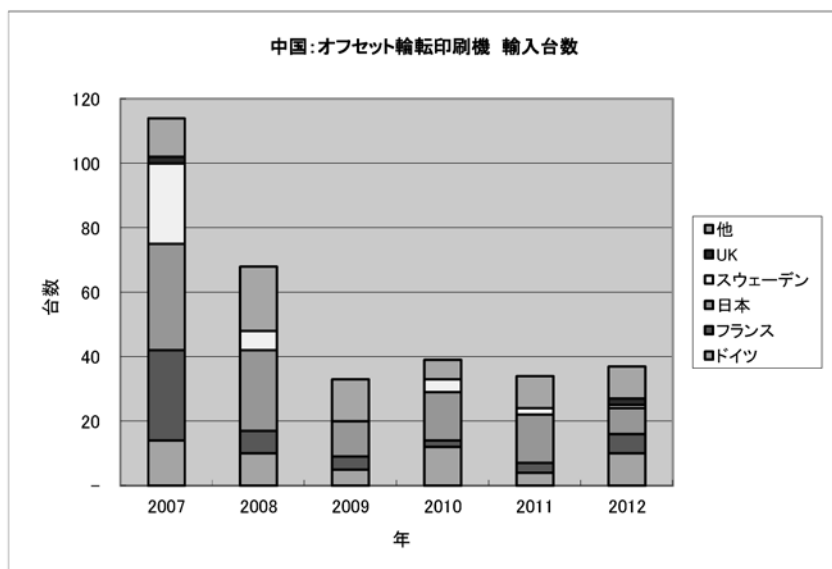
Commodity:844311 amount(USD 1000\$)

|        | 2007   | 2008   | 2009   | 2010   | 2011   | 2012   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ドイツ    | 40,786 | 57,957 | 37,561 | 39,888 | 16,176 | 37,744 |
| フランス   | 24,708 | 23,947 | 13,812 | 2,770  | 12,780 | 23,024 |
| 日本     | 70,971 | 22,142 | 16,643 | 26,085 | 23,567 | 10,847 |
| スウェーデン | 2,931  | 2,321  | -      | 18,425 | 1,823  | 9,047  |
| UK     | 3,930  | -      | -      | -      | -      | 1,549  |
| 他      | 2,852  | 5,331  | 426    | 4,152  | 3,017  | 636    |



Commodity:844311 Quantity

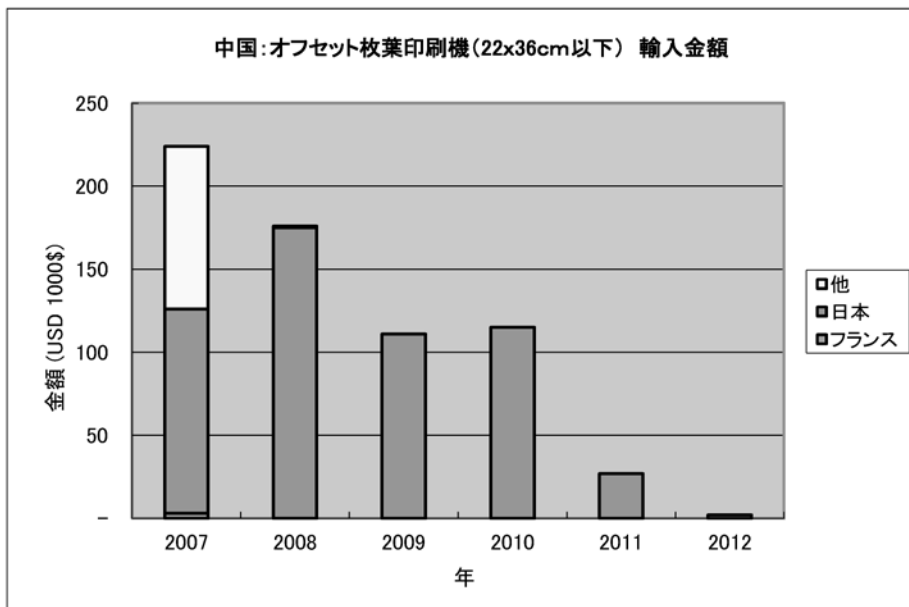
|        | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ドイツ    | 14   | 10   | 5    | 12   | 4    | 10   |
| フランス   | 28   | 7    | 4    | 2    | 3    | 6    |
| 日本     | 33   | 25   | 11   | 15   | 15   | 8    |
| スウェーデン | 25   | 6    | -    | 4    | 2    | 1    |
| UK     | 2    | -    | -    | -    | -    | 2    |
| 他      | 12   | 20   | 13   | 6    | 10   | 10   |



オフセット輪転印刷機の輸入台数は2007年から2009年にかけて減少し、その後横ばい。2012年は40台弱。  
 主な輸入先は、ドイツ、フランス、日本。  
 日本からの輸出は若干減少傾向。2012年は8台。

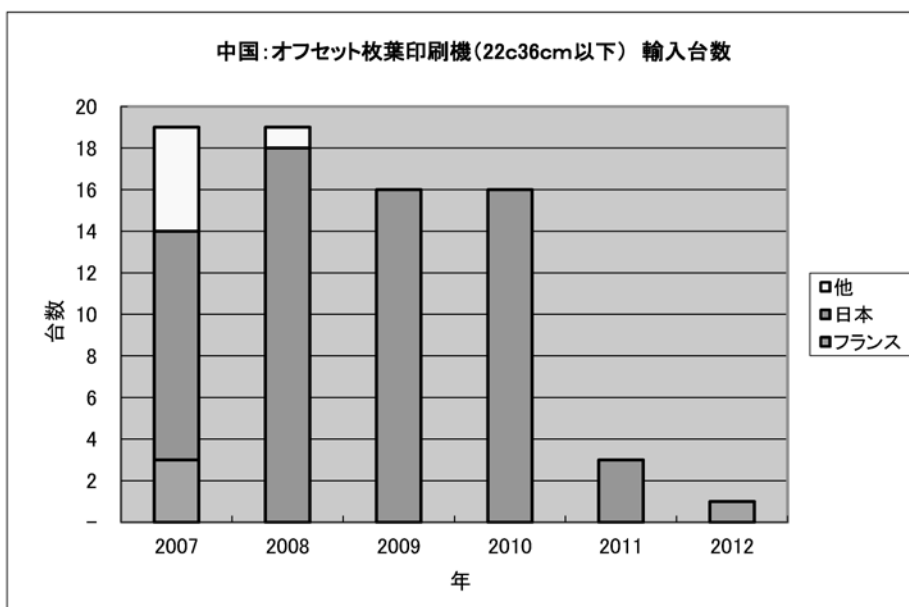
Commodity:844312 amount(USD 1000\$)

|      | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| フランス | 3    | -    | -    | -    | -    | 2    |
| 日本   | 123  | 175  | 111  | 115  | 27   | -    |
| 他    | 98   | 1    | -    | -    | -    | -    |



Commodity:844312 Quantity

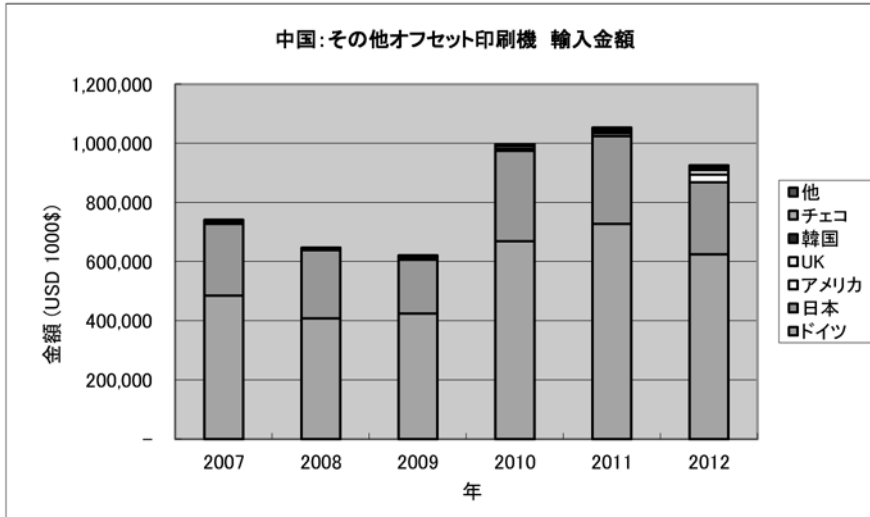
|      | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| フランス | 3    | -    | -    | -    | -    | 1    |
| 日本   | 11   | 18   | 16   | 16   | 3    | -    |
| 他    | 5    | 1    | -    | -    | -    | -    |



中国の小サイズのオフセット印刷機は、ほとんどが日本より輸入しているが、2011年、2012年と極端に減少している。  
市場規模としては、大きくないと予想される。

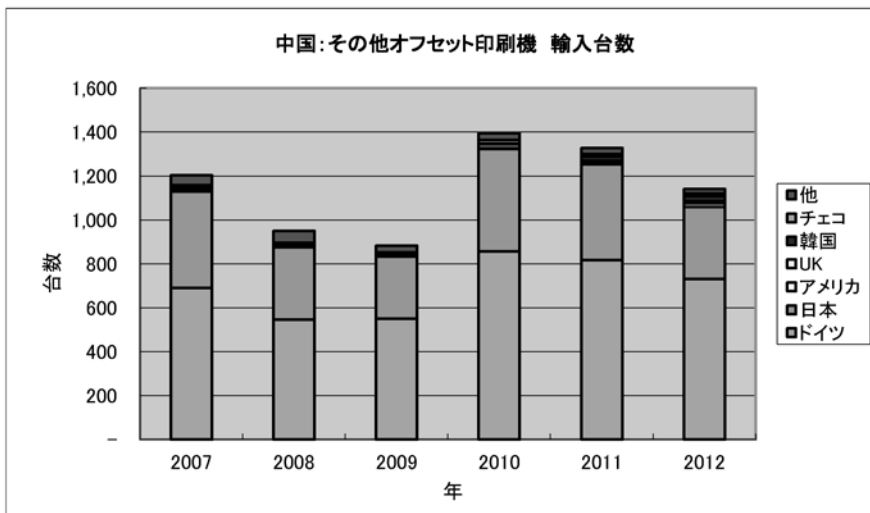
Commodity:844313 amount(USD 1000\$)

|      | 2007    | 2008    | 2009    | 2010    | 2011    | 2012    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ドイツ  | 485,250 | 408,456 | 424,172 | 668,945 | 727,567 | 624,399 |
| 日本   | 241,787 | 230,379 | 181,869 | 305,401 | 296,921 | 243,856 |
| アメリカ | 3,139   | 632     | 3,651   | 4,401   | 9,373   | 26,050  |
| UK   | 2       | 228     | 1,110   | 2,543   | 8,438   | 14,904  |
| 韓国   | -       | 79      | -       | 504     | 659     | 7,219   |
| チェコ  | 3,210   | 1,772   | 6,770   | 10,512  | 7,822   | 6,578   |
| 他    | 7,984   | 6,110   | 4,147   | 5,049   | 3,258   | 2,504   |



Commodity:844313 Quantity

|      | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| ドイツ  | 690  | 546  | 550  | 856  | 817  | 731  |
| 日本   | 439  | 330  | 283  | 467  | 437  | 329  |
| アメリカ | 10   | 5    | 5    | 5    | 8    | 16   |
| UK   | 10   | 2    | 2    | 15   | 8    | 10   |
| 韓国   | -    | 1    | -    | 5    | 18   | 23   |
| チェコ  | 9    | 12   | 12   | 16   | 12   | 11   |
| 他    | 46   | 54   | 31   | 31   | 27   | 21   |



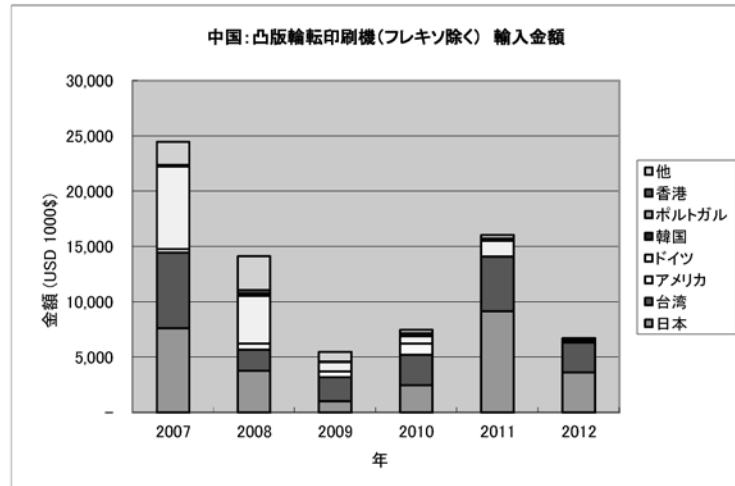
B1,B2サイズを中心としたオフセット枚葉印刷機の輸入は、リーマンショック後減少、2010年に増加したが、その後減少傾向である。

主な輸入先は、ドイツ及び日本。

印刷機械の輸入台数としては、一番大きなセグメント。

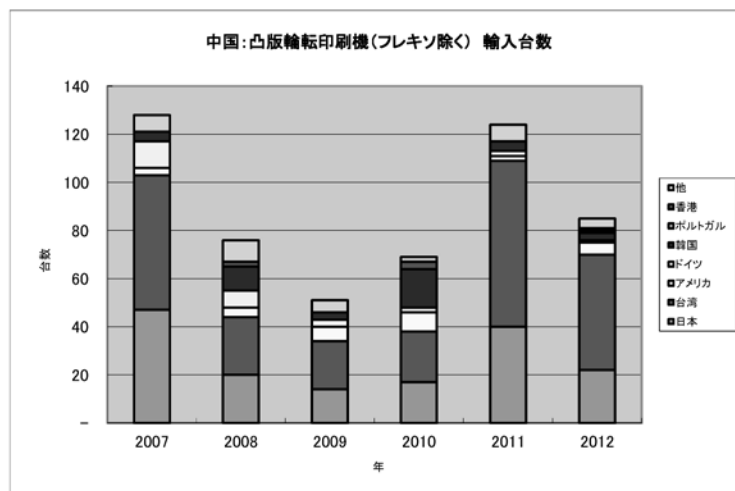
Commodity:844314 amount(USD 1000\$)

|       | 2007  | 2008  | 2009  | 2010  | 2011  | 2012  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本    | 7,611 | 3,756 | 1,001 | 2,455 | 9,159 | 3,614 |
| 台湾    | 6,836 | 1,907 | 2,181 | 2,759 | 4,910 | 2,701 |
| アメリカ  | 330   | 568   | 519   | 1,012 | 41    | 201   |
| ドイツ   | 7,450 | 4,311 | 838   | 671   | 1,398 | 85    |
| 韓国    | 151   | 210   | 74    | 233   | 222   | 38    |
| ポルトガル | -     | -     | -     | -     | -     | 20    |
| 香港    | -     | 293   | -     | 7     | -     | 14    |
| 他     | 2,089 | 3,081 | 866   | 326   | 311   | 5     |



Commodity:844314 Quantity

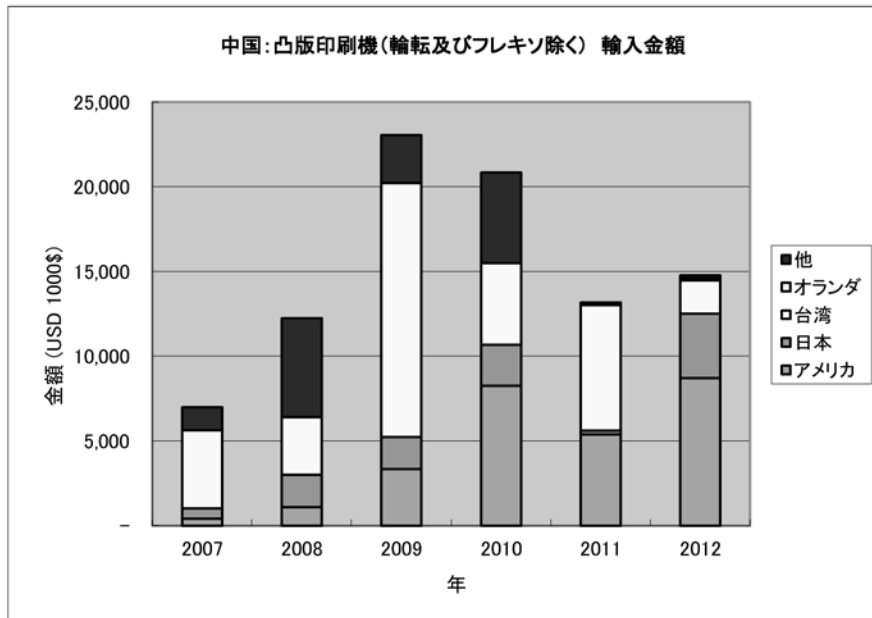
|       | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 日本    | 47   | 20   | 14   | 17   | 40   | 22   |
| 台湾    | 56   | 24   | 20   | 21   | 69   | 48   |
| アメリカ  | 3    | 4    | 6    | 8    | 2    | 5    |
| ドイツ   | 11   | 7    | 3    | 2    | 2    | 1    |
| 韓国    | 4    | 10   | 3    | 16   | 4    | 3    |
| ポルトガル | -    | -    | -    | -    | -    | 1    |
| 香港    | -    | 2    | -    | 3    | -    | 1    |
| 他     | 7    | 9    | 5    | 2    | 7    | 4    |



輸入量は、リーマンショック後落ち込み、その後一旦増えるものの、全体的な輸入量は減少傾向。  
主な輸入先は、日本、台湾。

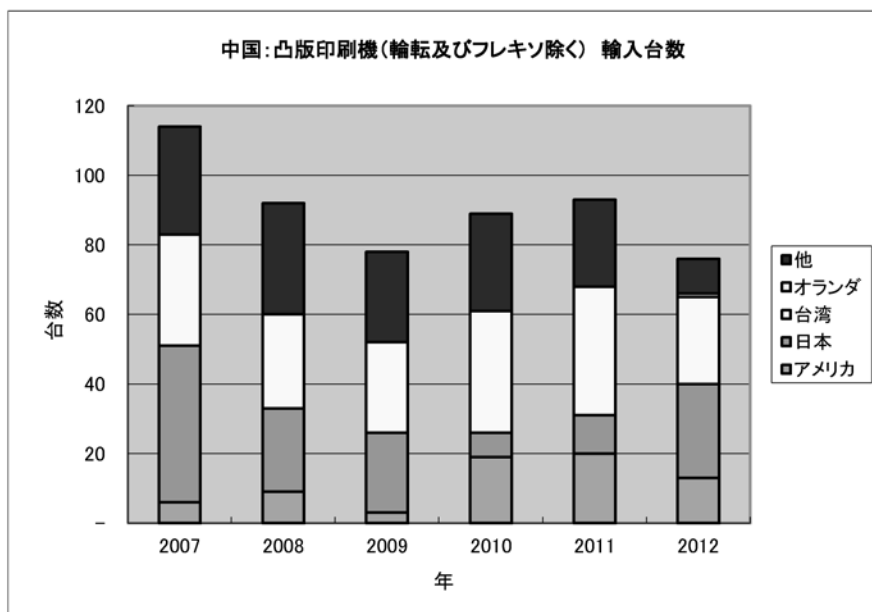
Commodity:844315 amount(USD 1000\$)

|      | 2007  | 2008  | 2009   | 2010  | 2011  | 2012  |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| アメリカ | 401   | 1,096 | 3,346  | 8,246 | 5,388 | 8,712 |
| 日本   | 604   | 1,901 | 1,881  | 2,431 | 222   | 3,787 |
| 台湾   | 4,621 | 3,410 | 15,001 | 4,809 | 7,413 | 1,978 |
| オランダ | -     | -     | -      | -     | -     | 142   |
| 他    | 1,360 | 5,837 | 2,819  | 5,355 | 143   | 160   |



Commodity:844315 Quantity

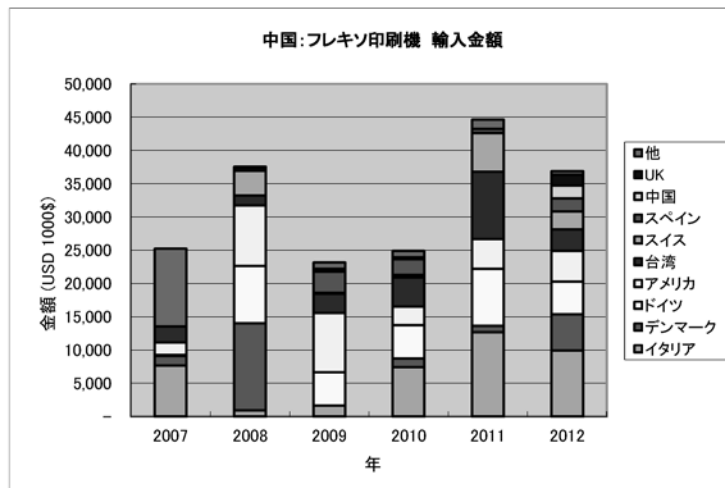
|      | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| アメリカ | 6    | 9    | 3    | 19   | 20   | 13   |
| 日本   | 45   | 24   | 23   | 7    | 11   | 27   |
| 台湾   | 32   | 27   | 26   | 35   | 37   | 25   |
| オランダ | -    | -    | -    | -    | -    | 1    |
| 他    | 31   | 32   | 26   | 28   | 25   | 10   |



輸入台数は横ばい。  
主な輸入先は、アメリカ、日本、台湾。

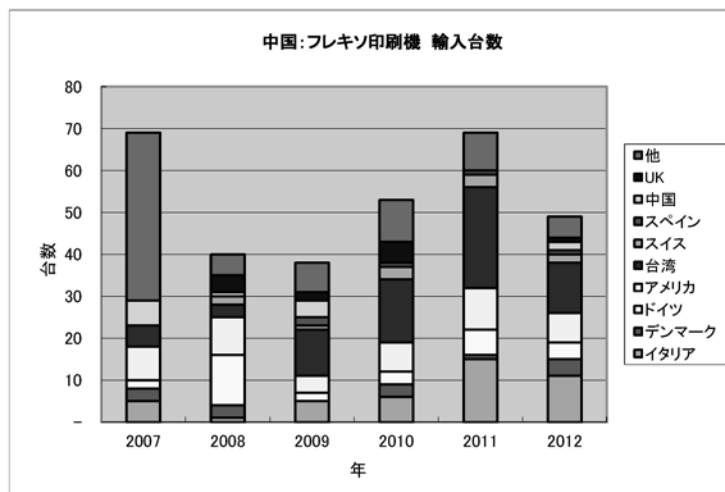
Commodity:844316 amount(USD 1000\$)

|       | 2007   | 2008   | 2009  | 2010  | 2011   | 2012  |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| イタリア  | 7,658  | 929    | 1,640 | 7,422 | 12,684 | 9,925 |
| デンマーク | 1,450  | 13,100 | -     | 1,304 | 973    | 5,426 |
| ドイツ   | 167    | 8,590  | 5,032 | 5,012 | 8,555  | 4,912 |
| アメリカ  | 1,855  | 9,116  | 8,898 | 2,797 | 4,478  | 4,647 |
| 台湾    | 2,401  | 1,497  | 2,900 | 4,379 | 10,079 | 3,218 |
| スイス   | -      | 3,706  | 143   | 356   | 5,850  | 2,689 |
| スペイン  | -      | 0      | 3172  | 2,371 | 618    | 1,995 |
| 中国    | 20     | 15     | 129   | -     | -      | 1,927 |
| UK    | -      | 451    | 301   | 274   | -      | 1,615 |
| 他     | 11,683 | 137    | 938   | 991   | 1,406  | 536   |



Commodity:844316 Quantity

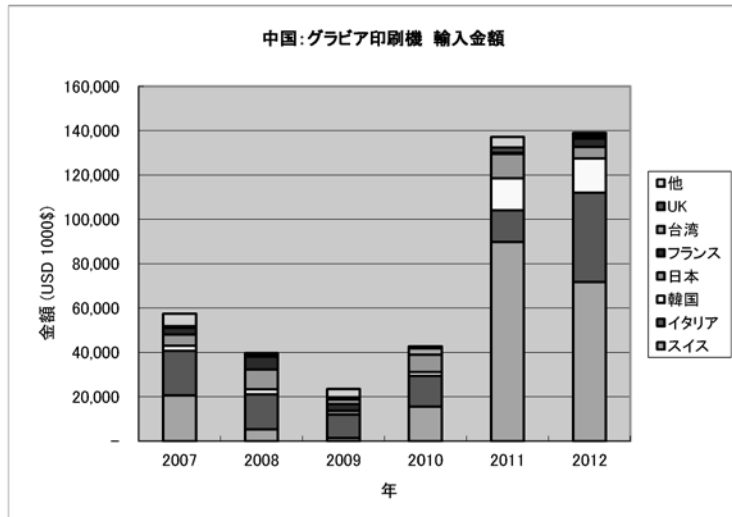
|       | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| イタリア  | 5    | 1    | 5    | 6    | 15   | 11   |
| デンマーク | 3    | 3    | -    | 3    | 1    | 4    |
| ドイツ   | 2    | 12   | 2    | 3    | 6    | 4    |
| アメリカ  | 8    | 9    | 4    | 7    | 10   | 7    |
| 台湾    | 5    | 3    | 11   | 15   | 24   | 12   |
| スイス   | -    | 2    | 1    | 3    | 3    | 2    |
| スペイン  | -    | -    | 2    | 1    | 1    | 1    |
| 中国    | 6    | 1    | 4    | -    | -    | 2    |
| UK    | -    | 4    | 2    | 5    | -    | 1    |
| 他     | 40   | 5    | 7    | 10   | 9    | 5    |



フレキシ印刷機の輸入台数は、横ばい傾向だが、金額が増えていることより、大型機の導入が進んでいると予想。  
主な輸入先は、イタリア、デンマーク、ドイツ、アメリカ、台湾。

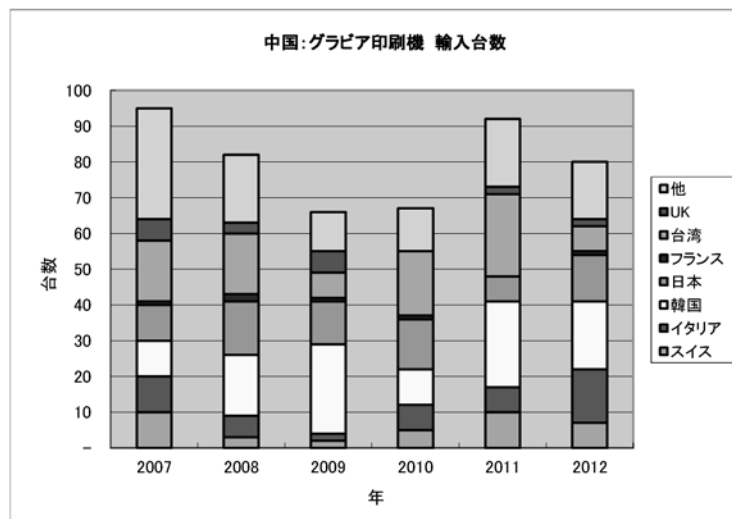
Commodity:844317 amount(USD 1000\$)

|      | 2007   | 2008   | 2009   | 2010   | 2011   | 2012   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| スイス  | 20,627 | 5,261  | 1,385  | 15,507 | 89,732 | 71,791 |
| イタリア | 19,988 | 15,811 | 10,460 | 13,940 | 14,387 | 40,296 |
| 韓国   | 2,345  | 2,254  | 73     | 1,676  | 14,465 | 15,368 |
| 日本   | 5,139  | 8,993  | 1,683  | 7,756  | 10,934 | 5,228  |
| フランス | 3,001  | 5,691  | 3,017  | 16     | -      | 3,708  |
| 台湾   | 709    | 1,119  | 2,018  | 2,876  | 652    | 1,221  |
| UK   | 39     | 24     | 1,045  | -      | 2,173  | 981    |
| 他    | 5,609  | 433    | 3,826  | 874    | 4,878  | 437    |



Commodity:844317 Quantity

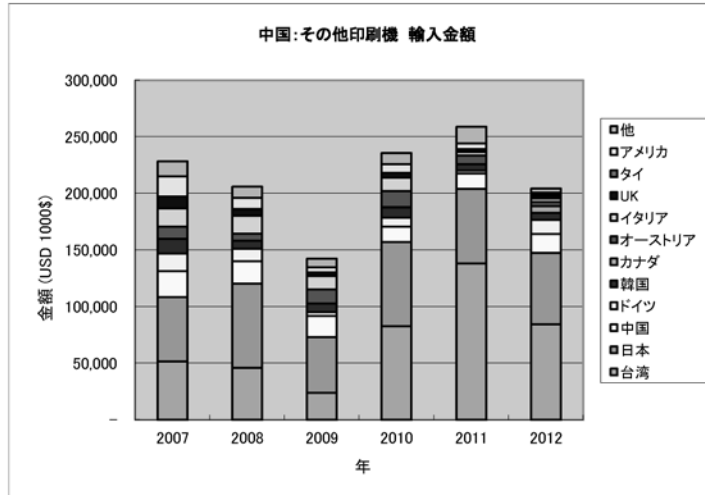
|      | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| スイス  | 10   | 3    | 2    | 5    | 10   | 7    |
| イタリア | 10   | 6    | 2    | 7    | 7    | 15   |
| 韓国   | 10   | 17   | 25   | 10   | 24   | 19   |
| 日本   | 10   | 15   | 12   | 14   | 7    | 13   |
| フランス | 1    | 2    | 1    | 1    | -    | 1    |
| 台湾   | 17   | 17   | 7    | 18   | 23   | 7    |
| UK   | 6    | 3    | 6    | -    | 2    | 2    |
| 他    | 31   | 19   | 11   | 12   | 19   | 16   |



グラビア印刷機の輸入台数は横ばいだが、2011、2012年の金額の伸びが大きい。  
大型設備投資があったと思われる。  
主な輸入先は、スイス、イタリア、韓国、日本。

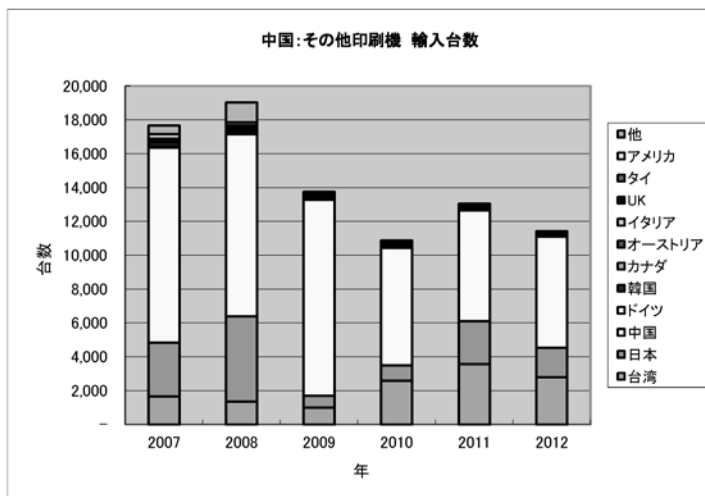
Commodity:844319 amount(USD 1000\$)

|        | 2007   | 2008   | 2009   | 2010   | 2011    | 2012   |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 台湾     | 51,619 | 46,017 | 23,681 | 82,654 | 138,063 | 84,320 |
| 日本     | 56,672 | 74,311 | 49,399 | 74,487 | 66,009  | 62,995 |
| 中国     | 23,050 | 19,861 | 18,569 | 13,533 | 13,599  | 16,746 |
| ドイツ    | 15,485 | 10,789 | 3,433  | 7,785  | 2,469   | 12,355 |
| 韓国     | 13,019 | 7,108  | 7,703  | 9,252  | 5,668   | 6,385  |
| カナダ    | 20     | -      | 65     | 13     | 5       | 6,009  |
| オーストリア | 10,774 | 6,307  | 12,443 | 14,167 | 7,523   | 3,446  |
| イタリア   | 16,220 | 15,844 | 11,805 | 11,985 | 3,187   | 3,136  |
| UK     | 10,270 | 5,535  | 3,025  | 4,339  | 2,280   | 2,422  |
| タイ     | 72     | 261    | 11     | -      | 262     | 1,387  |
| アメリカ   | 17,781 | 10,048 | 4,470  | 7,672  | 5,109   | 1,314  |
| 他      | 13,433 | 9,852  | 7,858  | 9,750  | 14,640  | 3,641  |



Commodity:844319 Quantity

|        | 2007   | 2008   | 2009   | 2010  | 2011  | 2012  |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 台湾     | 1,653  | 1,349  | 981    | 2,578 | 3,556 | 2,787 |
| 日本     | 3,181  | 5,040  | 700    | 910   | 2,536 | 1,743 |
| 中国     | 11,516 | 10,771 | 11,588 | 6,947 | 6,562 | 6,571 |
| ドイツ    | 90     | 52     | 20     | 39    | 37    | 31    |
| 韓国     | 228    | 172    | 149    | 134   | 111   | 111   |
| カナダ    | 1      | -      | 1      | 4     | 4     | 11    |
| オーストリア | 34     | 25     | 16     | 36    | 22    | 11    |
| イタリア   | 51     | 38     | 51     | 38    | 25    | 36    |
| UK     | 122    | 77     | 47     | 41    | 45    | 11    |
| タイ     | 7      | 164    | 3      | -     | 3     | 15    |
| アメリカ   | 263    | 162    | 65     | 75    | 54    | 34    |
| 他      | 512    | 1,172  | 123    | 58    | 93    | 50    |



その他印刷機(校正機、複写機、ファクシミリなど)の輸入は横ばい。  
 主な輸入先は、台湾、日本、中国(中国は国内生産品を保税区に出し国内に戻した)。



非 売 品

禁無断転載

平 成 2 5 年 度

グローバル市場への展開のための課題対応  
及び基盤整備に関する調査研究報告書

発 行 平成 2 6 年 3 月

発行者 一般社団法人 日本印刷産業機械工業会  
〒105-0011  
東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号  
電話 0 3 - 3 4 3 4 - 4 6 6 1